

東久留米市第3次長期総合計画

水と緑とふれあいのまち

基本構想・基本計画

第3次長期総合計画の策定にあたって

東久留米市の第3次長期総合計画基本構想は、第2次基本構想を継承して、まちの将来像を「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」としました。私も、ほかに換わる言葉を持ちません。それくらいすてきな将来像だと思っています。また、まちづくりの基本理念を「“人”を大切にするまちづくり」として、思いやりの心の大切さが強調されました。これも人類社会、地域社会の根っこになければならない真理です。



21世紀を迎えて、少子・高齢化の進行、低迷する経済情報化の進展、ますます顕著になる国際化など、社会経済状況は大きく変化しています。特色あるまちづくり、環境への負荷の軽減も重要です。NPO活動などに見られるように、市民参画の気運も高まっています。

新世紀の市政は、こうした変化の要因や多くの課題に取り巻かれています。

地方分権の一層の進展が見込まれ、地域主権の時代の到来ともいわれます。広範な地域課題の解決に向かって、地域の主人公たる市民の皆様が「ふれあい」と「やさしさ」のコミュニティの中で連携・協働することがなによりの方策です。東久留米市民の知恵と力が結集されれば、いかなる困難も乗り越えられると信じています。

急速に進む高齢化は、世界に例を見ません。まさにお手本のない課題です。高齢化の中でいかに市民生活の水準を守り、どう持続的発展を続けていけるか。私たちの手で、世界のモデルとなるような解決の方策を開拓していこうではありませんか。

基本構想を実現するため、今後5年間の市の基本的施策をまとめた基本計画も策定いたしました。基本計画に基づいて具体的施策を実施し、市民福祉の充実・向上に努めてまいります。

深刻な財政危機にありますので、行財政改革にも英断をもって臨みます。ときには市民負担の増加もお願いしなければなりません。どんな課題であれ、市民の皆さまとの協働を進めるならば、新たな展望は必ずや開けてきます。そう確信しています。

基本構想には多くの市民の方々の知恵が生かされています。長期総合計画基本構想審議会、明日の東久留米を考える会に参画いただいた委員の皆さま、地区懇談会や市民フォーラムでご意見を寄せていただいた方々、さまざまな場面でご支援をいただいた方々、皆さまに心から感謝申し上げます。

第3次基本構想がすべての市民の心の中に根づくことを願ってやみません。そして計画の推進に惜しみないご支援とご協力をお願いいたします。東久留米市の明るい未来をともに創ってまいりましょう。

平成13年3月

東久留米市長 稲葉 三千男

市民憲章

さわやかな空気と、水と緑に恵まれた東久留米。そこには古くから、武蔵野の自然と人間の営みがありました。

わたくしたちは、この先人の歩みを大切にし、未来へつながるふるさととしてここに新しい文化を育て、よりよいまちをつくるため市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

自然を生かし、清潔で調和のとれたまちをつくります。

お互いを重んじ、心にくばり、誰もが明るく暮らせるまちをつくります。

子どもたちがいきいきと育ち、おとしよりも生きがいのあるまちをつくりま
す。

自由を愛し、勇気をもって秩序あるまちをつくります。

知恵をだしあい、進んでまちづくりに参加し、住みよい東久留米をつくりま
す。

(昭和55年 10月1日制定)

東久留米市民の歌・花の咲く街

作詩 宮沢 章二

作曲 田中 利光

1. 花の咲く街 おはよう おはよう
澄んだそよ風 おはよう おはよう
みどりに染まる ころところ
明るく燃え合う 東久留米
2. 夢を育てて 暮らそう 暮らそう
愛にあふれて 暮らそう 暮らそう
いのちがひかる ひとみとひとみ
みやこの青空 東久留米
3. ここにふるさと つくろう つくろう
かおるしあわせ つくろう つくろう
若さをむすぶ ねがいとねがい
希望のみなもと 東久留米

市章



東久留米の「ひ」の文字をデザイン化。円という静止の状態から外へ飛躍しようとするイメージの中に、発展していく東久留米市の姿を象徴させています。



市の木「イチョウ」

市の木「イチョウ」は、優雅で、緑濃く、公害に強いなど都会的な樹木です。特に秋の黄葉はみごとで、その落葉の景観はすばらしく、本市のシンボルとしてふさわしいものです。

(昭和47年6月制定)



市の花「ツツジ」

市の花「ツツジ」は、だれにでも親しまれ、植樹もしやすい家庭的な花で、色鮮やか、しかも群生の美しさと優雅な芳香は市民に親しまれる要素として十分なものがあります。

(昭和47年6月制定)



市の鳥「オナガ」

市の鳥「オナガ」は、スズメ目カラス科の鳥で、四季を通じて本市に生息しています。オナガどうしは仲がよく、力を合わせて事に当たるという習性があり市の鳥としてふさわしいといえます。

(昭和47年6月制定)

交通安全都市宣言

市民はすべて個人として尊重され、生命及び幸福追求に対する権利はいかなる場合でも尊重されなければならない。

近時、わが国の産業経済の進展は、モータリゼーション時代を招来し、急速に増大する交通量に対する道路整備、安全施設等の立ち遅れと相まって、交通事故の発生は日増しに増大し市民生活に大きな不安となっていることは憂慮すべき事態である。

ここに東久留米市は、市民の生命と安全を保持し、市民が健康で明るい生活が営めるよう全市民一体となって、積極的に交通事故絶滅を期するため、安全都市とすることを宣言する。

昭和45年10月1日

公害追放都市宣言

近年における日本経済の急激な高度成長は、市民生活の高度化をもたらした反面、市民の健康と生活環境を破壊する公害を増大させ、市民生活に深刻な社会問題をひきおこしている。

快適な市民生活の享受は、自然の秩序と文明社会との調和によって行われるが、今日生活環境の浄化は地方公共団体に課せられた重要な責務の一つである。われわれは公害発生の諸要因に対し、積極的な研究、指導を行うと共に、あらゆる機会を通じて世論を喚起し、市民と共に公害の発生防止とその絶滅に力を尽くさなければならない。

ここに東久留米市は、市民の健康を守り、住民の福祉を増進する責任感に徹し、市と市民が一体となって、公害追放に努力することを誓うものである。

昭和45年10月1日

平和都市宣言

戦争惨禍を防止し、世界の恒久平和を実現することは、二度の原爆投下の体験を持つ日本国民の悲願である。

核を保有している諸国は、我々の平和を希求する声を見做し、核軍備を進めている。核戦争を回避し、原水爆の恐れのない世界を確立するために、核を「もたず、つくり、もちこませず」の非核三原則の完全実施を願い、人類永遠の平和樹立の決意を表明し、東久留米市が平和都市であることを宣言する。

昭和59年1月1日

いきいき長寿都市宣言

誰にでも、父・母があり、その父母に、また、父・母がある。

わたしたちのいまは、きのうからの贈りもの、そして、あしたにつながる。

ゆたかな緑と湧水に抱かれたふるさと東久留米市。

このふるさとにそそいでくれた父母の、大きな愛と慈しみを、わたしたちは心に深く刻みます。

その長い人生で培った技と智慧に学び、いまと未来に生かします。

このまちは、若いも若きも、ともに励まし合い、生きる喜びをわかちあい、明るく朗らかに暮らせるひろば。

そんな心やさしい、平和なまちを築きます。

自然のめぐみとやすらぎの中で。

平成2年9月15日

男女共同参画都市宣言

わたしたちは

生まれたときから平等です

性別に関係なく

年齢に関係なく

わたしたちは

互いに人権を尊重し 責任を分かちあいます

家庭でも

学校でも

職場でも

地域でも

わたしたちは

さまざまな分野に参画して

個性と能力をいかし

一人ひとりが輝く

差別のない社会をきずきます

わたしたちは

水と緑に恵まれた このまちを受けつぎ

地球の環境をまもり 平和の輪をひろげて

男女がいきいきと暮らす社会をつくります

2000年(平成12年)10月1日

基本構想

はじめに ー 基本構想改定の意義

昭和60年9月に策定された第2次基本構想は将来都市像を「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」と定め、目標年次を平成12(2000)年としました。いま、その目標年次が満了の時を迎えようとしています。

市はこの間、基本構想に示された指針にもとづき、まちづくりを進めてきました。一方で、わが国全体が大きな社会構造変化に直面し、市を取り巻く環境も大きく変わってきています。なかでも少子・高齢社会への移行、財政事情の悪化、インターネットの普及などによる情報化、そして経済活動を含めたさまざまなかたちでの国際化が顕著です。

このような変化は、社会の構造や市行財政全般の変革を迫っています。地方自治をめぐる諸制度の改革も始まっており、これに向けた対応も重要な課題になっています。

21世紀初頭はこれまでも増して、自立的な都市経営と、市民と共に進めるまちづくりの実現が求められることとなります。

こうした課題に対応し、市民憲章の精神に立脚して豊かな地域社会の実現を図るため、新しい基本構想を策定することとします。

1. 第3次長期総合計画の体系と基本構想の役割

長期総合計画は、3段階の構想・計画(基本構想、基本計画、実施計画)から構成されます。

基本構想は、まちづくりの基本的な方向・方針を示すものであり、計画的な行政運営の指針となるものです。合わせて市民、各種の団体、企業などが東久留米で活動するに当たっての指針として位置づけられます。また、国や東京都に対して市政運営の方針を示す役割も果たします。

基本計画は、基本構想を実現するための施策の大綱にもとづいて、計画期間中の課題と方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するのものです。

実施計画は、基本計画にもとづいて各年度の事業の規模や財源の内訳等を明確にした、予算編成の指針となるものです。

2. 目標年次

本基本構想の目標年次は、平成22(2010)年とします。

本 論

1. まちの将来像

東久留米市の将来像を、

『水と緑とふれあいのまち“東久留米”』

として掲げます。

湧水や河川に代表される「水」、雑木林・農地・屋敷林などの「緑」は東久留米固有の貴重な財産であり、多くの市民がこれに深い愛着を感じています。社会環境がいかに変化したとしても、市民がふるさととして誇れるまちを実現するためには、この「水と緑」を永く未来へ引き継いでいくことが大切です。わたくしたちは、「水と緑」に恵まれた住環境を大切に守り育てながら、さまざまなかたちでの市民同士の「ふれあい」が豊かな暮らしをつくりだすまちを目指します。

わたくしたちは第2次基本構想の将来都市像を継承し、本基本構想におけるまちの将来像を「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」として掲げます。

2. まちづくりの基本理念

まちの将来像を実現するために、行政のみならず、市内で活動するだれもが尊重するまちづくりの基本理念を、

『“人”を大切にするまちづくり』

とします。

市民生活の安定と発展の基礎的条件として、また、すべての市民が共有する基本的視点として**基本的人権及び平和の尊重**を確認します。

まちづくりのためには、その主役である市民一人ひとりが、互いに尊重し合い、それぞれの力を主体的に発揮し、協力してさまざまな課題に対応していくことが必要です。何より**“人”を大切にする**という考え方を基点に、市民と市民、市民と行政が協働してまちづくりを推進していきます。

3. まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標	
「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」を実現するために、「“人”を大切にする」というまちづくりの基本理念に立って6つの「まちづくりの基本目標」を設定します。	(1)市民一人ひとりが共につくるまち (2)水と緑を守り育てていくまち (3)子どもがのびのび心豊かに育つまち (4)高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち (5)豊かな出会いでにぎわうまち (6)快適な都市環境が整ったまち

基本目標 (1) 市民一人ひとりが共につくるまち

さまざまな地域の課題に対応していくためには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに取り組むことが重要です。同時に、まちづくりの推進には、市民同士の心のつながりからなる市民の輪、すなわちコミュニティの力が欠かせません。

いま東久留米には、従来からある地域社会に根ざしたコミュニティに加え、共通の趣味や関心から形成されるコミュニティ(テーマコミュニティ)が生まれ、さまざまな活動を展開しています。

コミュニティは、市民一人ひとりが互いに尊重し合い、心を通わせ合うことによりできあがります。このようなコミュニティがたくさん生まれ、主体的に活動できるまちをつくりあげることが必要です。

市民と行政との信頼関係のもと、一人ひとりの市民として、あるいはコミュニティとして参画するまちづくりへの取り組みが、多様に繰り広げられるまちを目指します。

基本目標（2） 水と緑を守り育てていくまち

東久留米の水と緑は、永い歴史の積み重ねのなかで形づくられ、いまに受け継がれた貴重な財産です。市内には清らかな湧水とそれを源とする河川などがあり、雑木林・農地・屋敷林などの豊かな緑が保存されています。この水と緑は、東久留米市民はもとより周辺地域住民にとっても、また広域的にもきわめてすぐれた環境資源です。

しかしいま、東久留米の水と緑は、都市化の影響などで減少する傾向にあります。現在あるものを守り育てていく強い意志と行動がなければ、今後も減少し続ける恐れがあります。市民や東久留米を訪れる人々が、行政と共に、かけがえのない環境資源を守り育てていくことが必要です。

豊かな水と緑を守り育て、うるおいに満ちたまちを目指します。



基本目標（3） 子どもがのびのび心豊かに育つまち

子どもを安心して産み育てることのできる環境が必ずしも十分に整っていません。家族形態や生活様式などの変化により、子どもたちの健やかな成長を支える家庭、学校、地域社会の連携が希薄になっています。

子どもを安心して産み育てられるよう、保健、医療、福祉のきめ細かな連携のもと、育児を支援する機会や場を充実させることが必要です。子どもたちがのびのび学び遊ぶなかで思いやりの心をはぐくみ、人間性豊かに成長できる環境づくりのために、家庭、学校、地域社会相互の連携を高めることが必要です。

明日の東久留米を担う子どもたちが、地域社会全体の支え合いのなかで、健やかに育ち、のびのび学び、遊びながら、広く国際社会においても信頼と尊敬が得られるよう、个性的かつ心豊かに成長することのできるまちを目指します。



基本目標（4） 高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち

社会の高齢化はますます顕著になっていきます。だれもがいずれ高齢世代の一員となります。高齢者にとってやさしく、暮らしやすいまちは、市民すべてにとってやさしいまちにつながります。

高齢者が幸せに暮らせるよう、生涯を通じた健康づくり、心の通い合う福祉、多様な参加と交流などによる安定した生活が求められています。高齢社会へと移行するなかで、地域の抱える課題に柔軟に対応する市民の自発的な活動が必要となっています。

高齢者が、そして市民だれもが、保健、医療、福祉の連携のもと、互いのふれあいを深めつつ、いきいきと暮らし、自己実現を図れるまちを目指します。

基本目標（5） 豊かな出会いでにぎわうまち

最近の経済活動は、インターネットを利用した電子商取引に見られるように急速な変貌を見せつつありますが、より身近なところで求められる、まちを活性化するためのにぎわいは、人と人との出会いから始まります。企業等の経済活動ばかりではなく、

商店での買い物、農家と近隣住民との交流、NPO(非営利組織)活動などに見られる市民から市民へのサービス提供など、豊かな出会いを通じて地域社会は育っていきます。

まちなぎわいを育てるためには、隣り近所の温かなつきあいはじめとして、人と人が出合う機会と場を増やすことが大切です。近隣商店街や中心商業地等における商工業や市民生活と密着した都市農業の振興、まちの財産である水と緑や新しい時代の情報技術などを活用した地域産業の創出が必要です。豊かな出会いを生む生涯学習活動の機会や場の充実が必要です。

市民相互が多様に豊かに出会い、ふれあうことによって、活力に満ちたまちを目指します。

基本目標(6) 快適な都市環境が整ったまち

都市の基盤づくりの目的は、安全性、利便性の向上など、だれもが快適に暮らせる基礎的条件を整えることにあります。市民生活を脅かす危険や公害の防止、万一の災害に備えた安全なまちづくり、バリアフリー化をはじめとする障害者などへの配慮、家族みんなで楽しめる場づくりなどの取り組みが欠かせません。地球環境への負荷を可能な限り少なくするきめ細かな工夫も強く求められます。

市の顕著な実態として、若いファミリー層の転出入が多く見られます。そうした現況を重視し、東久留米の将来を支える若い世代をはじめ、すべての市民が安心して住み続けたいと望み、愛着を持って快適に暮らすことのできる、より魅力的な都市空間を形づくる必要があります。

快適な都市環境を整備し、誇るべきふるさととして、市民だれもが末永く暮らせるまちを目指します。

4. 人口と土地利用に関する方針

「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」の実現に向けた施策展開の基本的条件として、人口及び土地利用についての方針を次のように定めます。

(1) 将来人口

目標年次の平成22(2010)年における本市の人口を、概ね11万5千人と想定します。

今後10年間に、新規の大規模な住宅開発の予定など、人口を大きく増加させる要因はありません。本市の人口は、大規模住宅団地の更新による戸数増を考慮しても、平成13(2001)年以降、横ばいもしくは次第に減少することさえが予測されます。

本市は、東京都心から概ね25キロ圏に位置しており、水と緑が豊かに継承されている立地条件を得て、住環境としては高い魅力を持っています。

こうした水と緑に囲まれた住環境の魅力を保ちつつ、若い世代の定住化や子育て支援策の充実等を図ることにより、人口の微増を促します。

目標年次における人口の想定

年	総人口 (人)	年齢構成 (総人口に対する比率)		
		年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～65歳未満)	老年人口 (65歳以上)
平成22(2010)年	115,200	12.5%	63.3%	24.2%
平成12(2000)年	113,533	14.2%	71.8%	14.0%

*平成12(2000)年の数値は1月1日現在の住民基本台帳による。

(2) 土地利用に関する方針

計画的な土地利用の推進に努め、自然環境と調和した快適でうるおいに満ちたまちづくりを進めます。

1) 自然と調和した都市的土地利用の計画的な推進

本市の特長は、清らかな湧水と河川、雑木林・農地・屋敷林等が豊かに継承されていることにあります。

これらの自然環境を極力保全・活用するとともに、市街地整備に当たっては残された自然環境と調和した都市的土地利用を誘導します。

2) 都市型住居機能の再生・充実

昭和30年代以降に建設された大規模な住宅団地における集合住宅の老朽化が進み、団地居住者の高齢化や団地人口の減少傾向が顕著になっています。集合住宅の更新や質的向上、地域コミュニティの維持が課題となっています。

集合住宅の計画的な建て替えを進めることにより、居住機能を再生し、高め、地域コミュニティの充実を図ります。

3) まちの活力を生む都市機能の育成

低成長経済が続くなかでは、都市の活力をみずから生み出していく必要があります。また、女性や高齢者をはじめとする市民の社会参画意欲の高まりに対応するためにも、市内に産業や就業の場を興し育てていくことが求められます。

魅力ある近隣商業地や中心商業地、駅周辺における業務地、新たな流通業務地の育成など、活力を生む都市機能の充実を図ります。

4) 地区単位のきめ細かな土地利用の誘導

地区の特性を生かしたきめ細かな土地利用を、市民の参画を得ながら計画的に進めます。



5. 基本的な施策(基本目標を達成するための施策の大綱)

6つの「まちづくりの基本目標」は、市民・行政等の諸活動が結集されて一歩ずつ実現に向かいます。基本目標を達成するための諸施策は、次の基本的な考え方にもとづいて展開されます。

(1) 市民一人ひとりが共につくるまち

1) 市民参画の促進

市民一人ひとりが共に主体的にまちづくりに参画できる基盤を整えます。

市民と行政との信頼関係にもとづくまちづくりの協働体制が築けるよう、行政の保有する情報の積極的な公開と、広報・広聴活動を活発に行います。

市民がまちづくりに参画するきっかけを提供したり、市民の自発的な行動がまちづくりに結びつくよう、市民相互の交流やつながりを深める仕組みの整備に努めます。

2) 多様な市民の輪(コミュニティ)づくり

多様な市民活動の輪が広がるよう、自治会など近隣組織を中心とする地縁型コミュニティと、生涯学習やまちづくり活動などを通じて形成されるテーマコミュニティの活動を支援します。

コミュニティ活動への参加意識の醸成を図るため、各種事業の実施、施設の整備などを進めます。

姉妹都市、広域市民、外国人などとの交流活動を促進します。

3) 基本的人権と平和の尊重

男女の別や国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、だれもが平等に、人間らしく生きることができるよう、人権意識を高め、差別の克服に努めます。

人類平等の大原則に立ち、世界の恒久平和を念願して、そのために努力します。



(2) 水と緑を守り育てていくまち

1) 水と緑の保全

市民の貴重な財産である水と緑を後世に守り伝えるため、湧水・河川の保全・復活、特に水源のかん養に向けた水循環の推進や、とりわけ「緑」の6割近くを占める農地や雑木林・屋敷林などの保全を積極的に進めます。

2) 水と緑に親しめる生活環境の充実

暮らしのなかで「水と緑」のうるおいが実感できるよう、まちなみの緑化や、水(湧水・河川)と緑(雑木林・農地・屋敷林など)をネットワーク化するなどの環境整備を進めます。

市民をはじめ市外からも訪れる人々が水と緑にふれ、親しむことのできるよう、水と緑の拠点(水辺環境・公園・緑地)の整備や修復を進めます。合わせて農地・農業と市民とのかかわりが深められるように、「農のあるまちづくり」などのための施策を充実します。

(3) 子どもがのびのび心豊かに育つまち

1) 健やかな成長環境の整備

子どもたちが家庭や地域社会において健やかに成長できるよう、育児相談などの子育て支援体制や保育サービスの充実、遊び場の確保などを進めます。

子どもたちの健全な育成を図る、地域社会でのさまざまな仕組みづくりや催しを積極的に支援していきます。

2) 明日の東久留米を担う人の育成

明日の東久留米を担う子どもたちが、多様な個性と能力を伸ばしていけるよう、教育内容の充実や教職員の資質の向上、教育環境の整備を図ります。合わせて家庭と学校、地域社会との連携を高めるよう、学校ボランティアの充実や学校施設の地域への開放などを進めます。

(4) 高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち

1) 思いやり深い地域社会の形成

高齢者や障害のある人たちが地域で自立して主体的に暮らしていけるよう、支え合い、助け合いを前提とする思いやりの深い支援体制を作ります。

在宅サービスの充実、利用しやすいサービス提供体制の整備、社会参画と交流の促進、自己実現の機会の充実、ボランティア活動への支援、福祉人材の養成と確保などを進めます。

2) 健康でいきいきと暮らせる環境づくり

だれもが生涯にわたっていきいきと健康に暮らせるよう、保健衛生管理の普及・啓発、体力づくりに向けたスポーツ・レクリエーション活動の振興などに努めます。

健康の増進、健康診査の充実、地域医療体制の整備など、保健・医療体制を充実します。

生活保護、国民健康保険、老人保健、介護保険、国民年金などの適正な運営により、市民生活の自立と安定を図ります。

(5) 豊かな出会いでにぎわうまち

1) 地域社会に根ざした経済活動の振興

まず近隣との出会いを大切に考え、そして地域社会でさまざまな経済活動が行われるようサービス提供者とその利用者が出合う機会と場を充実します。

まちのにぎわいが生まれるよう、身近な商工業の活性化を支援します。

経営基盤の強化や市民とのつながりを深めることによって都市農業の振興を図り、農業の担い手の育成に対する支援を行います。

水と緑や情報技術を生かした産業の創出、さらに女性、高齢者、NPO 等の社会活動が地域経済の活性化に結びつくような仕組みづくりに努めます。

2) 心を豊かにする生涯学習活動の振興

生涯にわたり主体的にみずからを高める機会が持てるよう、また心豊かに暮らしを楽しめるよう、生涯学習活動を振興します。社会教育、スポーツ・レクリエーション、芸術・文化等に関わる施設の整備、学習内容の充実、学習する機会の確保、諸団体の活動支援などを行います。



(6) 快適な都市環境が整ったまち

1) 質の高い都市活動基盤の整備

ゆとりとうるおいを実感できる都市環境をつくるため、だれもが快適に利用でき、水と緑の自然環境と調和した、地球環境にもやさしい都市施設の整備を推進します。

土地利用の適正な誘導や計画的な市街地整備を基本として、歩行者にも十分配慮した道路交通体系の整備、電気・ガス・上下水道・通信などライフラインの機能強化を進めます。

2) 循環型地域社会の形成

限りある資源を有効に活用する循環型地域社会を築くため、ごみの発生・排出抑制に努め、不要物の再生・再利用、廃棄物の再資源化を推進します。事業者には原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するための必要な措置を求めるとともに、市民のリサイクル活動などを支援していきます。

ごみの安全処理・処分、焼却熱の活用などにより、良好な都市環境の保全に努めます。

3) ふるさとして誇れる都市空間の整備

ふるさとして愛着を持って住み続けられる都市空間や住環境の整備に努めます。家族構成、就業、生活様式の変化などに伴う市民の多様なニーズに対応できる良質な住宅の供給を促進します。

水と緑を生かした都市景観の保全と創造を進めます。

4) 安心、安全な暮らしの確保

安心して安全に暮らせるよう、特に障害者の日常に十分配慮して、市民生活を脅かす危険や不安を取り除き、その発生を抑制します。

消防体制を整備し、環境衛生・災害・交通安全の諸施策を推進するとともに、消費生活の向上や犯罪のない地域社会づくりを進めます。

6. 基本構想実現のために

少子・高齢化の進行、情報化、国際化の進展、経済成長の鈍化といった社会構造の大きな変化のもとで、市民と共に将来都市像を実現する役割を担う行政の運営は、つねにそのあり方が見直されなければなりません。社会経済状況の変化に即して発生する多様な市民のニーズに柔軟に対応していくため、積極的な情報公開を前提とした市民との十分な対話と協働を基本に、より効率的な行政運営を推進します。

(1) 市民と行政のパートナーシップ

地方分権の進展に伴って、住民自治・地域主権に対する市民意識の高まりとともに、まちづくりへの市民参画が拡大しつつあります。多様な市民組織やネットワークが、地域の抱えるさまざまな課題の解決に貢献することが期待されています。

市民の求める公共・公益ニーズの解決に向けて、行政が果たす「公助」、市民と行政並びに市民相互の「共助」、市民みずからの「自助」がそれぞれの役割を果たすことを基本に、市民と行政のパートナーシップにもとづく協働のまちづくりを進めていきます。

(2) 情報化の推進

情報通信技術の発達は、地域社会や経済構造のみならず、個人の生活様式まで大きく変えようとしています。諸施策の推進に当たっては情報通信技術の活用によって、情報の共有化を図り、行政サービスと市民生活の質の向上、市民参画の拡充を促し、同時に行政内部の効率的な運営と執行を促進するよう、総合的な情報化の推進に努めます。



(3) 行財政改革の推進

少子・高齢化の進行と経済成長の鈍化等により市税収入の伸びが期待できない現在、特に、増大する行政需要に柔軟に対応できる行財政体質の構築が強く求められます。そのために、事務事業の見直しと施策の再構築、受益と負担の適正化、効率的な行政執行体制や組織の確立・整備に努めます。

社会構造が複雑化するなかにあって、複数の行政分野にまたがる施策を総合的に推進したり行財政全般の改革を進めるため、横断的組織体制の活用や弾力的な組織運用を図ります。

地方分権の推進に合わせ、職員の政策立案能力や施策の説明能力を向上させるため、職員研修の充実と適正な人事管理に努め、人材の積極的な育成を図ります。

(4) 地方分権と地方税財源の充実確保

地方公共団体の自己決定権の拡充を目的とする地方分権をさらに推進していくために、国と地方の役割分担の見直し、地方への権限委譲を積極的に求めていくとともに、自主的・自立的な行政運営が財政面でも可能となるよう、地方税財源の充実を国や東京都に要請します。

(5) 広域行政の推進

各市共通の都市問題を効率的に解決するため、多摩北部都市広域行政圏協議会を中心にした課題ごとの連携や、ごみの共同処理、医療・文化施設の共同運営、災害時の相互応援協定などを通じて、広域的な都市間連携を進展させていきます。

地方分権により市と対等・協力の関係に位置づけられた東京都に対しては、市町村を包括する地方公共団体として、広域にわたる事業の積極的な推進を要請します。

基本計画

基本計画策定の趣旨

本基本計画は、「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」をまちの将来像とする東久留米市基本構想を推進・実現するための施策の大綱に基づいて、基本的施策を体系的に取りまとめたものです。

本基本計画のもとに3年を単位として各年度の事業規模や財源等を明確にした予算編成の指針となる実施計画を別に策定し、本基本計画の実効性を確保するものとします。

基本計画の期間

本基本計画の期間は、東久留米市基本構想の目標年次である平成22年までの10年間のうちの前期5年間である、平成13年度から平成17年度までとします。

まちづくり指標について

基本計画の策定にあたり、今回市として初めて、各施策の目指すべき目標を「まちづくり指標」として設定しました。

各施策の実施により、市民生活をどの程度向上させるなどの目標を数値で表しています。

まちづくり指標は、適宜目標値に対する達成状況を測定し、計画づくりに役立てていきます。各施策のあり方を評価する上でも活用し、その見直しを図っていきます。

施策の体系

第 1 章 市民一人ひとりが共につくるまち

第 1 節 市民参画の促進

第 1 項 協働体制の構築

第 2 節 多様な市民の輪(コミュニティ)づくり

第 1 項 コミュニティの振興

第 2 項 国際化、地域間交流の推進

第 3 節 基本的人権と平和の尊重

第 1 項 基本的人権及び平和の尊重

第 2 項 男女共同参画社会の形成

第 2 章 水と緑を守り育てていくまち

第 1 節 水と緑の保全

第 1 項 水と緑の保全

第 2 節 水と緑に親しめる生活環境の充実

第 1 項 公園・緑地の整備

第 2 項 河川の整備

第 3 項 水と緑に親しめる環境づくり

第 3 章 子どもがのびのび心豊かに育つまち

第 1 節 健やかな成長環境の整備

第 1 項 子育て支援の推進

第 2 項 青少年の健全育成

第 2 節 明日の東久留米を担う人の育成

第 1 項 幼児教育の振興

第 2 項 義務教育の充実

第 3 項 奨学資金制度の適正な運営

第 4 章 高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち

第 1 節 思いやり深い地域社会の形成

第 1 項 新しい福祉の仕組みづくり

第 2 項 高齢者福祉の推進

第 3 項 障害者福祉の推進

第 2 節 健康でいきいきと暮らせる環境づくり

第 1 項 保健医療の充実

第 2 項 低所得者福祉の推進

第 3 項 社会保障の充実

第 5 章 豊かな出会いでにぎわうまち

第 1 節 地域社会に根ざした経済活動の振興

第 1 項 都市農業の推進

	第2項 商工業の振興
第2節 心を豊かにする生涯学習活動の振興	第1項 社会教育の推進
	第2項 スポーツ・レクリエーションの充実
	第3項 芸術・文化の振興
第6章 快適な都市環境が整ったまち	
第1節 質の高い都市活動基盤の整備	第1項 適正な土地利用の誘導
	第2項 市街地の整備
	第3項 道路の整備
	第4項 下水道の整備
	第5項 交通体系の充実
第2節 循環型地域社会の形成	第1項 循環型地域社会の形成
第3節 ふるさととして誇れる都市空間の整備	第1項 都市景観の保全と創造
	第2項 住宅・住環境の整備
第4節 安心、安全な暮らしの確保	第1項 防災対策の充実
	第2項 安全な生活の推進
	第3項 交通安全の推進
	第4項 消費生活の安定と向上
計画の推進	
はじめに	
第1章 市民と行政のパートナーシップ	
第2章 情報化の推進	
第3章 行財政改革の推進	第1項 新たな行財政体質の構築
	第2項 市民サービス提供体制の再構築
	第3項 推進体制の整備
第4章 地方分権と地方税財源の充実確保	第1項 地方分権の推進
	第2項 地方税財源の充実確保
第5章 広域行政の推進	

第1章 市民一人ひとりが共につくるまち

第1節 市民参画の促進

第1項 協働体制の構築

第2節 多様な市民の輪(コミュニティ)づくり

第1項 コミュニティの振興

第2項 国際化、地域間交流の推進

第3節 基本的人権と平和の尊重

第1項 基本的人権及び平和の尊重

第2項 男女共同参画社会の形成

まちづくり指標

第1章

第1節 市民参画の促進

▶第1項 協働体制の構築◀

現況と課題

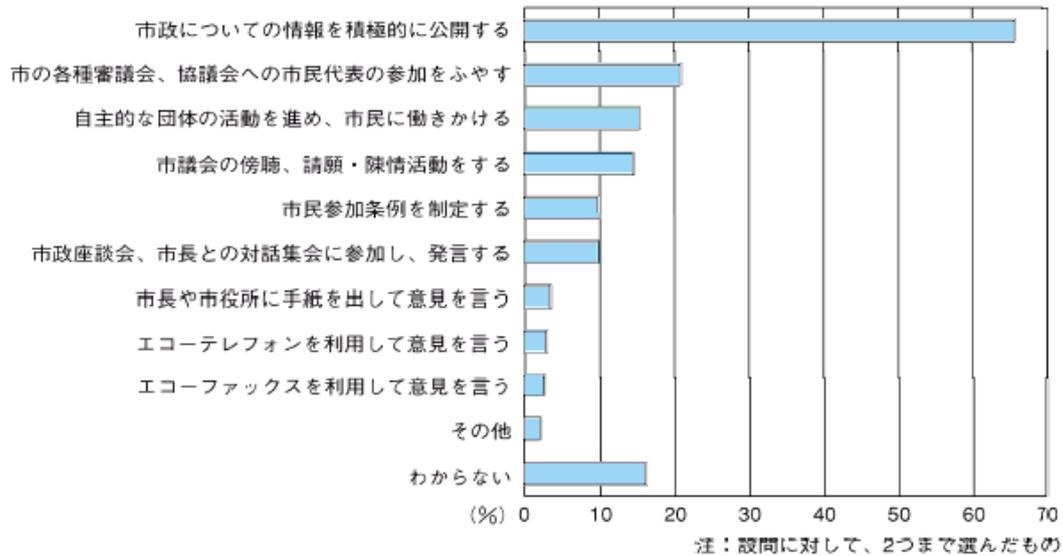
本市は、第3次長期総合計画の策定にあたって平成10年度に発足させた明日の東久留米を考える会や各種審議会、懇談会などの委員選出枠に市民公募を採り入れ、また平成12年4月に発足した介護保険制度に広く市民の声を取り入れるなど、施策の企画立案、実施、推進に市民の意見が反映されるよう努めています。さらに、公園ふれあいボランティアや市民大学の運営などの例に見られるように、市民の潜在的なまちづくりへの参画意欲を市政運営に結び付け、市民と行政の協働による豊かなまちづくりを進めています。

地方分権は平成12年4月のいわゆる分権一括法の施行により、いよいよ実施の段階に入りました。その基本理念は地域のことは地域で決めるという、自己決定、自己責任の拡充です。分権型社会の進展に伴って、市民みずからがまちの仕組みをつくるという気運が高まっています。市民ニーズが多様化する中で、地域のさまざまな課題を解決していくには、市民と行政がともに手を携えて進める市政運営が必要です。市民の主体的・自主的なまちづくりへの参画による、広範な地域課題への対応が求められています。

市民と行政が協働のまちづくりを進めていくには、市の現状や課題などに関する行政情報を総合的に公表・提供し、行政情報の共有化を通して市民の市政への関心を高めていくことが重要です。多様化する市民ニーズや市民意識を的確に把握し、市政運営へ反映させていくための広聴活動も一層の充実が望まれます。

市民の市政参画意欲をまちづくりにつなげていくには、行政情報が集約された場の提供、市民交流の場の整備、各種計画策定等への市民参画機会の拡充、施設整備の計画策定段階からの市民参画などが重要です。

市政への市民参加を進めるための方法

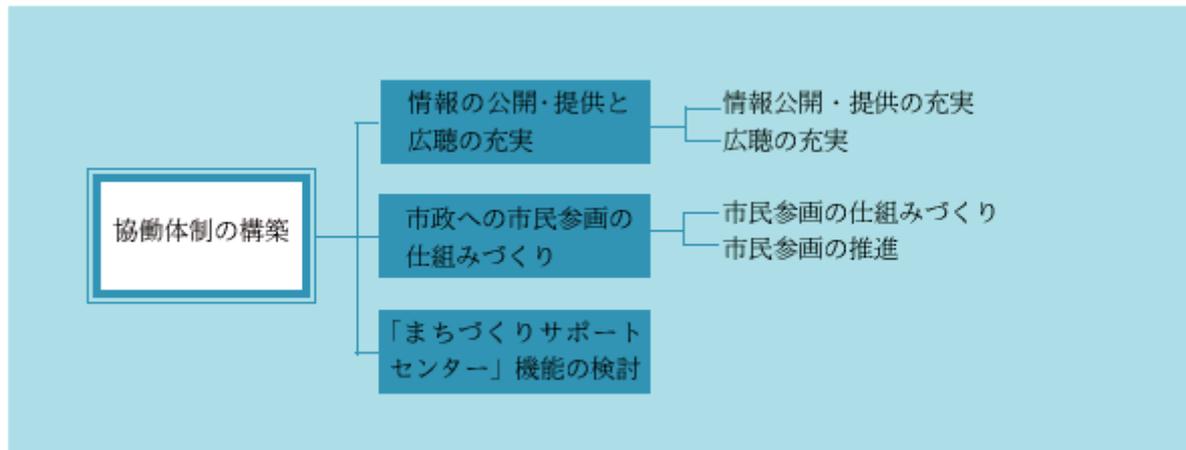


資料：平成10年市政世論調査

施策の方向

- 市民との協働を進める前提として、行政情報の公開・提供に努め、広聴活動を充実します。
- 市民のまちづくりへの参画意欲を市政全般につなげていくための仕組みづくりに努めます。
- 協働のまちづくりを支える一人ひとりの市民、コミュニティ組織、ボランティア活動、NPO（非営利組織）活動などを支援するため、明日の東久留米を考える会の提案する「まちづくりサポートセンター」機能の検討を行います。

施策体系



施策の内容

1. 情報の公開・提供と広聴の充実

(1) 情報公開・提供の充実

市の現状や課題を明らかにして市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、市政情報のネットワーク化等を視野に入れた行政情報の共有化を図ります。

(2) 広聴の充実

市民ニーズや意識を的確に把握し、これらを市政運営に反映できるよう積極的な広聴活動を行います。

2. 市政への市民参画の仕組みづくり

(1) 市民参画の仕組みづくり

市民の主体的なまちづくり、地方分権を視野に入れた自立した市政運営を実現していくため、委員公募制の拡充や、施設等の計画段階からの市民参画など、協働のまちづくりに向けた市政への市民参画の充実を図ります。

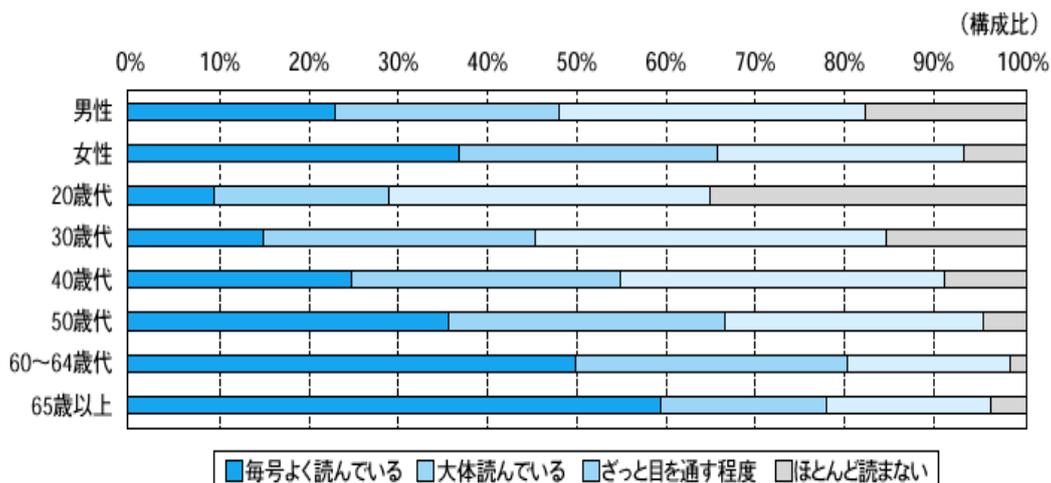
(2) 市民参画の推進

一人でも多くの市民が市政に気軽に参画できるよう、公園ふれあいボランティアや市民大学などの施策の充実を図ります。さらに、市民の活動を支援・助成する体制を整えるとともに、市民参画意識の定着に努めます。

3. 「まちづくりサポートセンター」機能の検討

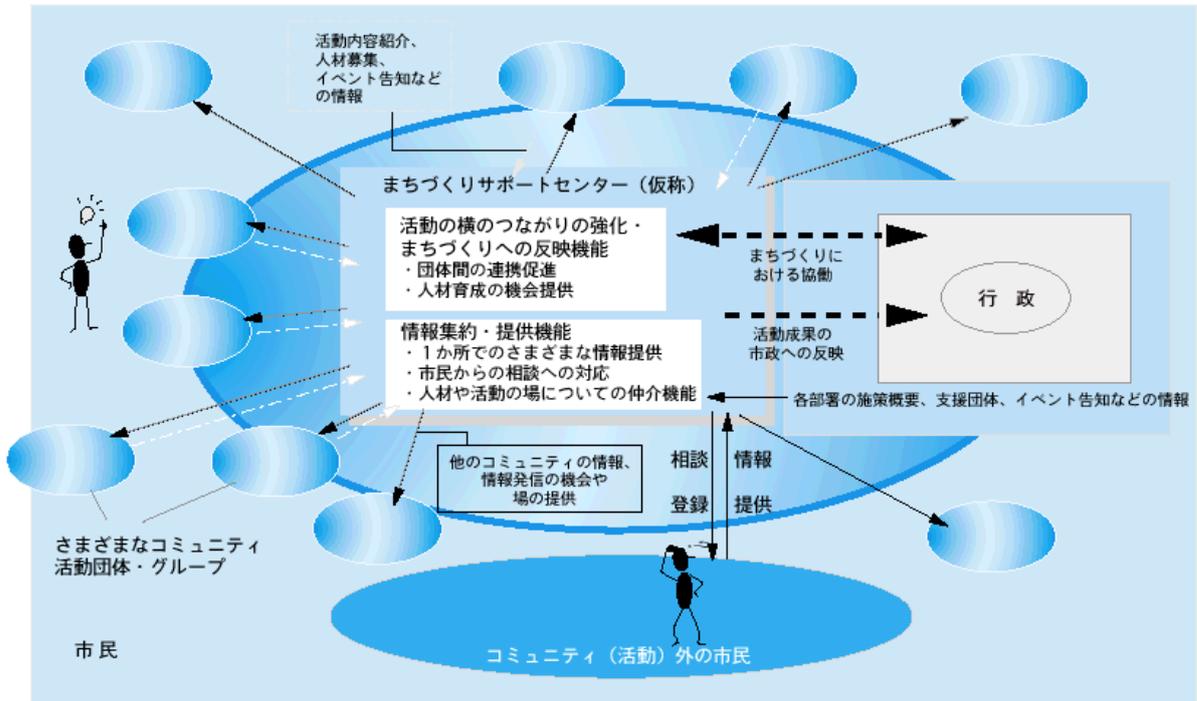
コミュニティに関する情報を提供する機能をはじめコミュニティ活動や市民のさまざまなアイデアをまちづくりに生かしていく機能を併せ持つ、明日の東久留米を考える会の提案する「まちづくりサポートセンター(仮称)」のあり方について検討します。

性別、年代別「広報ひがしくるめ」の閲読状況



資料：平成10年市政世論調査

■まちづくりサポートセンター(仮称)の機能とコミュニティとの関係のイメージ



「東久留米のまちづくりのグランドデザイン」ー明日の東久留米を考える会報告書より

第2節 多様な市民の輪(コミュニティ)づくり

≫第1項 コミュニティの振興≪

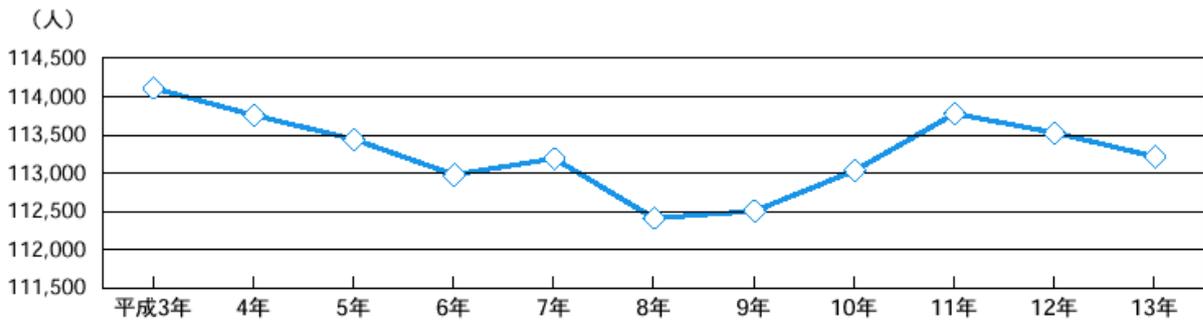
現況と課題

本市は、昭和30年代からの急激な都市化により、昭和30年から35年に9,318人、35年から40年に27,614人、さらに40年から45年に30,824人(以上、国勢調査による)の人口増加がありました。また、社会動態による人口増加が総人口の2割にも達する時期もあり都市化が進む過程では、旧来からの住民と新たに住民となった人々との間に、地域に対する意識・関心の違いが見られました。昭和50年代半ばからは人口の増加現象も落ち着きを見せてきましたが、若い世代の定住意向は20歳代50.8%、30歳代58.5%と低い傾向を示しています。これに比べ、50歳代86.3%、60～64歳93.9%、65歳以上90.4%という中高年齢者の定住意向は極めて高く、その違いは顕著です(以上、平成10年市政世論調査)。

コミュニティは、行政の押し付けではなく、市民の主体的・自主的な取り組みによって生まれます。少子・高齢化の進行、生涯学習に対する機運の高まり、女性の社会進出の加速などにより、人間的ふれあいや自己実現の機会を求める傾向も強まっています。市民の多様なライフステージに応じた、楽しみながら学ぶという生涯学習への需要の増加により、従来の地縁型コミュニティに加えて、文化・学習・スポーツ活動などを通じて形成される新しいコミュニティが生まれています。また特定非営利活動促進法(NPO法)の施行などにより、各種市民団体がいきいきとしたまちづくり活動を展開しています。

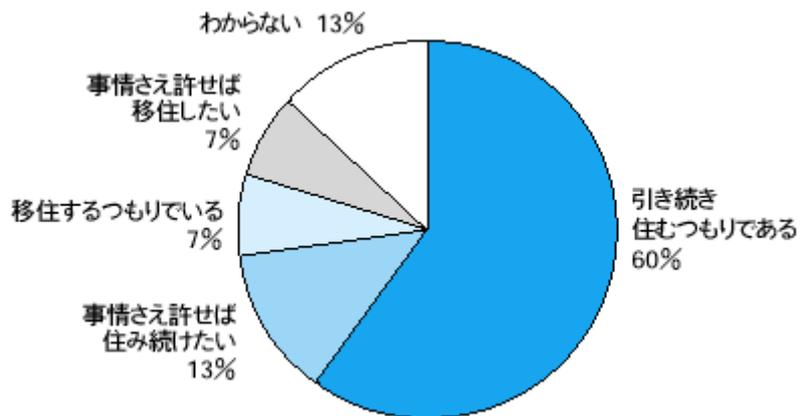
世代を越えて愛着の持てる地域社会をつくるため、行政は各種市民団体などと協働してコミュニティ組織の育成に努め、その活動を積極的に支援することが重要です。

人口の推移



資料:住民基本台帳による(1月1日現在)

定住意向



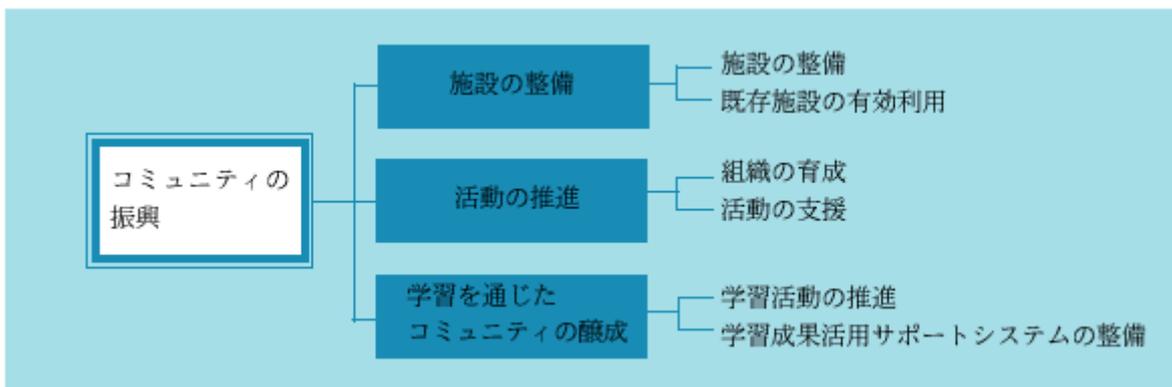
資料:平成10年市政世論調査

施策の方向

愛着の持てる地域社会の創造に向けて、コミュニティが生まれ、広がっていく場の整備と機会の拡充に努めます。

- 住みよいまちづくりに貢献するコミュニティ活動への支援を進めます。

施策体系



施策の内容

1. 施設の整備

(1) 施設の整備

コミュニティの形成と発展の核となる地域センターが、西部・南部・東部に完成し3館構想が達成されました。加えて、市の中央部、市庁舎1階に市民プラザも開設し、活発な市民活動が展開されています。これらの施設がいつでも気持ち良く気軽に利用できるよう施設の維持・整備に努めます。さらに、コミュニティの活性化や市民と行政の協働を進めるため、市民交流センター機能を含む複合施設(旧本庁舎跡地)の整備を行い、市民が主体的に活動する場などの充実を図ります。

(2) 既存施設の有効利用

市民により多くの交流の場と機会を提供するため、既存の施設をも含めた多様な利用を促進するとともに、施設の性格や機能に応じた効率的な管理・運営を図ります。

また、小中学校の余裕教室についても防災・福祉・生涯学習などを目的とした、地域に開かれた施設として、これまで以上に開放ができるよう条件整備を図ります。

2. 活動の推進

(1) 組織の育成

コミュニティの発展には、その母体となるべきさまざまな組織づくりが必要です。環境美化・防災・防犯・福祉・文化・スポーツなど、あらゆる分野の組織化を促進し、市民の自主的なコミュニティ活動の育成に努めます。

(2) 活動の支援

コミュニティ活動がより一層活発化するよう、コミュニティリーダーの育成やコミュニティ活動に必要な事業を実施し、合わせて情報の提供に努めます。また、個々のコミュニティ活動のネットワーク化が図れるよう、その活動を支援していきます。

3. 学習を通じたコミュニティの醸成

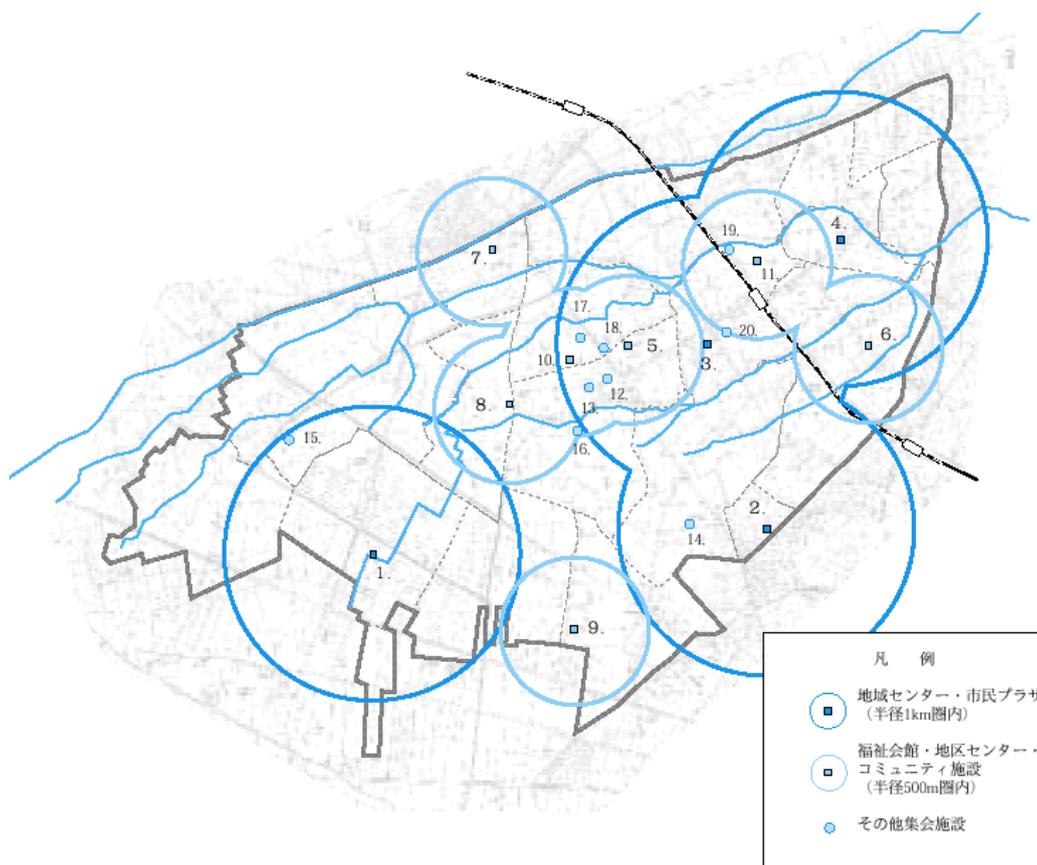
(1) 学習活動の推進

東久留米市の自然環境や文化財などを活用した学習、健康づくりや、地場産業の振興などまちづくりの視点を持つ学習、近隣市区の大学等との連携による学習など、市民の多様な学習欲求にこたえながら、市の特性を生かした学習の展開を図るため、市民大学の本格的開校を目指します。

(2) 学習成果活用サポートシステムの整備

市民の学習意識や実態を把握しながら、それに基づいた学習機会の提供や援助活動に努めます。市民大学で地域が抱えている課題や社会変化への対応などについて学習したり、事業計画の立案や運営方針等の策定にかかわることによって、市民のまちづくりへの意欲や活動が活発になり、まちづくりに生かせるようなシステムの整備・充実を図ります。

地区センター等の配置



■地域センター・市民プラザ

No.	名称	所在地
1	西部地域センター	滝山 4-1-10
2	南部地域センター	ひばりが丘 185
3	市民プラザ	本町 3-3-1
4	東部地域センター	大門町 2-10-5

■地区センター・コミュニティ施設

No.	名称	所在地
5	福祉会館	中央町 1-17-17
6	浅間町地区センター	浅間町 2-24-16
7	野火止地区センター	野火止 2-1-83
8	八幡町地区センター	八幡町 2-7-61

■その他の集会施設

No.	名称	所在地
12	中央公民館	中央町 2-6-23
13	中央図書館	中央町 2-6-23
14	第五小学校	南沢 4-6-1
15	下里小学校	下里 3-11-25

9	南町地区 センター	南町 3-9-45	16	コミュニティ防 災 センター	中央町 3-11-11
10	市民生活館	幸町 3-6-4	17	さいわい福祉 センター	幸町 3-9-28
11	コミュニティ ホール東本 町	東本町 7-6	18	商工会館	幸町 3-4-12
			19	成美教育文化 会館	東本町 8-14
			20	スペース105	本町 3-1-41

第2節 多様な市民の輪(コミュニティ)づくり

≫第2項 国際化、地域間交流の推進≪

現況と課題

本市の外国人登録は平成8年に923人でしたが、平成12年末には1,088人と増加しています。平成9年度に実施した東久留米市在住外国人アンケート調査では、日本語教室や外国語によるガイドブック等の充実を望む声が多数寄せられました。また、平成10年度に実施した東久留米市政世論調査では、外国や外国人と交流したいとする人が全体の68%を占めました。

国際化、ボーダレス化の進展に伴い、市民の国際交流活動も広がりを見せています。そうした活動を市民団体と連携しながら支援し、文化や国籍の違いを越えて互いを理解し合い、助け合う国際性に富んだ地域社会を形成していくことが求められています。合わせて、在住外国人への情報提供や市政への参加機会の充実を図るなど、外国人に暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

本市は、昭和61年10月に豊かな自然に囲まれ歴史的つながりもあった群馬県榛名町と姉妹都市の提携を結びました。以来、教育・文化・産業・スポーツの各分野でさまざまな交流が重ねられ、両市町民の心の絆はますます太く結ばれてきています。

市民・行政双方のさまざまな分野での交流がさらに活発に行われるよう、姉妹都市交流を積極的に進めていく必要があります。また、市民が主体的に姉妹都市交流を進めていけるよう、姉妹都市に関する情報の提供や環境の整備に努める必要があります。

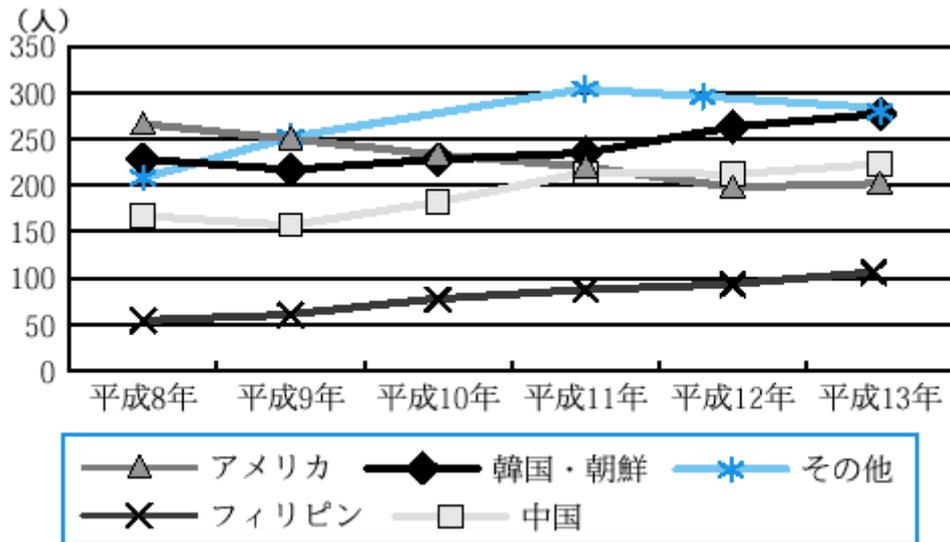
市民の通勤・通学、消費・文化活動等の日常生活圏は、市域の枠を越えて広がっています。水と緑の東久留米を訪れる他地域の市民も増えています。他地域との交流はふるさと東久留米の魅力と課題を再発見する機会にもなります。市民団体や事業者等の協力を得て、広域市民との地域間交流活動が活発に展開されることが求められています。

群馬県榛名町姉妹都市交流主な事業一覧

交流事業名	会場	備考
東久留米市文化協会“春の祭典”	東久留米市立中央公民館ほか	
ふるさとウォーク	榛名町	年2回
榛名湖とゆうすげの道を歩く	榛名町、関東ふれあいの道	
榛名町施設見学会	東久留米市庁舎ほか	
前沢滝山みんなの夏祭り	東久留米市	
グリーンボランティア	榛名町	
学校給食に榛名町の梨を使用	東久留米市	
榛名ふるさと祭り	榛名町	
榛名町町民文化祭	榛名町文化会館エコー ル	
東久留米市市民みんなのまつり	東久留米市滝山グラウンド	
議員の姉妹都市交流スポーツ大会	1年おきに会場変更	
榛名町文化協会・東久留米市文化協会役員交流	榛名町	
榛名梅マラソンへ選手団を派遣	榛名町	
広報ひがしくるめに榛名町だよりを掲載		原則月2回
東久留米市のホームページに榛名町情報を掲載		随時更新

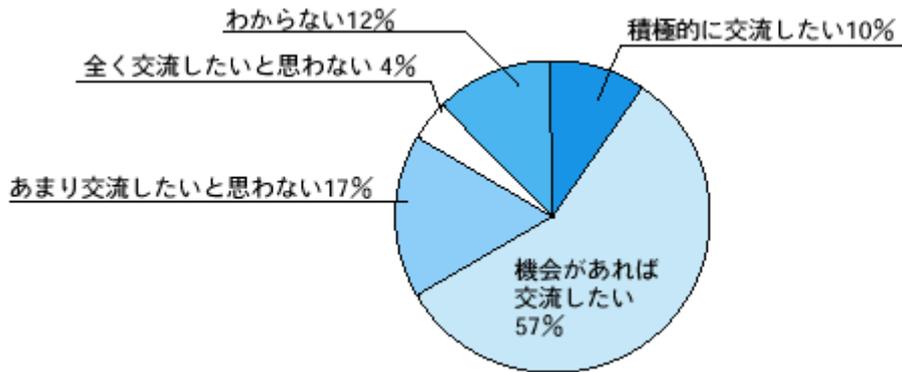
資料:生活環境部地域振興課

外国人登録者数の推移



資料:市民部市民課(1月1日現在)

外国人との交流意向

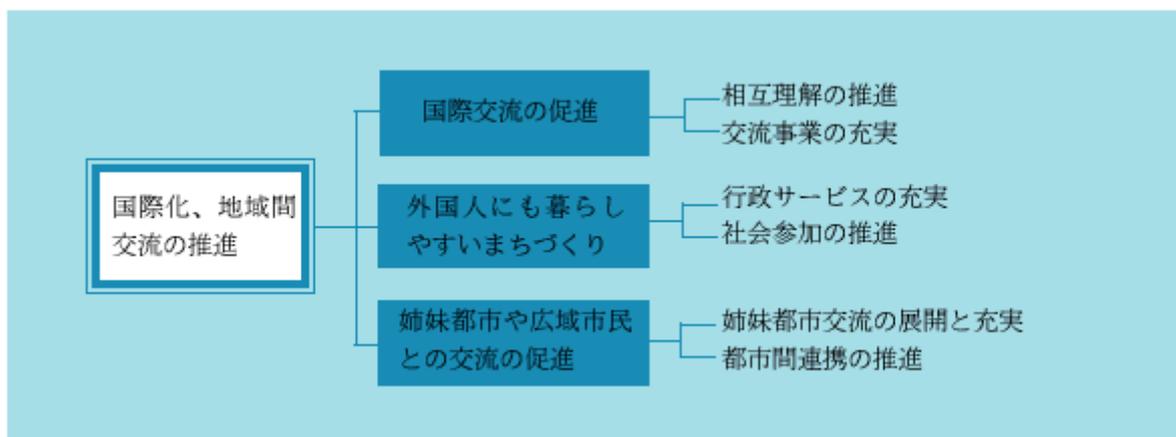


資料:平成10年市政世論調査

施策の方向

- 国際化に対する意識を高め豊かな社会をつくるため、国際交流を促進します。
- さまざまな文化を理解し、外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 姉妹都市や広域市民との交流を促進し、コミュニティの輪を広げます。

施策体系



施策の内容

1. 国際交流の促進

(1) 相互理解の推進

国際交流の主役である市民団体とさまざまな場面で連携を図るなど、日本・外国の文化を相互に理解し、国際化意識を育むための環境づくりに努めます。

(2) 交流事業の充実

地球のボーダレス化に伴い、異文化理解に役立つ国際交流事業が活発に展開されるよう、場と機会、情報の提供に努めます。

2. 外国人にも暮らしやすいまちづくり

(1) 行政サービスの充実

外国人が、安心・安全にまちで暮らせるよう、交通標識をはじめとした公共サインの外国語標記に努めます。また、外国人が日本の生活や文化に一日も早く馴染めるよう、市の施策や生活に密着した情報誌等の作成を行います。

(2) 社会参加の推進

外国人の声を取り入れたまちづくりを行うなど、外国人も参画したまちづくりを進めます。

3. 姉妹都市や広域市民との交流の促進

(1) 姉妹都市交流の展開と充実

姉妹都市である群馬県榛名町の地場産品を使った手作り食品講習会やハイキングなど、温かな人情と豊かな自然が体感できる「第二のふるさと創り」姉妹都市交流事業を促進します。

また、市民主体の交流事業が活発化するよう支援を図るとともに、気軽に榛名町を訪れてもらえるよう情報の提供等に努めます。

(2) 都市間連携の推進

社会経済状況の変化や交通・通信技術の進展などによって、市民の日常生活圏はボーダレス化が進んでいます。まちづくりの担い手である市民一人ひとりが、市域の枠にとらわれることなく、市民の輪を広げ、ダイナミックな活動が展開できるよう、また多摩北部都市広域行政圏協議会を構成する近隣市との連携を深めながらそれらの活動を支援していきます。

第3節 基本的人権と平和の尊重

≫第1項 基本的人権及び平和の尊重≪

現況と課題

本市は、基本的人権が尊重され擁護される地域社会を築くため、人権擁護の標語募集や人権週間市民のつどいの実施などに取り組んできました。まちづくりの基本は、「人を大切にする」という考え方を基点に、安全で快適な生活環境を築き、健康でいきいきと暮らすことのできる社会をつくっていくことです。家庭や地域、学校や職場などのあらゆる場において、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人などのすべての人の基本的人権がつねに尊重され、「人を大切にする」という考えが市民・行政の行動の規範として根付くことが重要です。

本市は昭和59年1月に「東久留米市平和都市宣言」を行い、その理念のもとに市民参加型の平和施策事業を行ってきました。東京都においては、3月10日を「東京都平和の日」と定め、平和の意義を確認するとともに、平和意識の高揚を図っています。

戦後半世紀以上が経過し、戦争を知らない世代が多数を占める時代が来ています。一方で世界に目を向けると、人類の平和を脅かしかねない地域紛争などが絶えません。人類の最大の願いである恒久平和のため、戦争の悲惨さを身を持って体験した世代と戦争を知らない世代とが力を合わせ、歴史を風化させることなく、平和の尊さを新しい世紀にしっかりと語り継いでいくことが重要です。

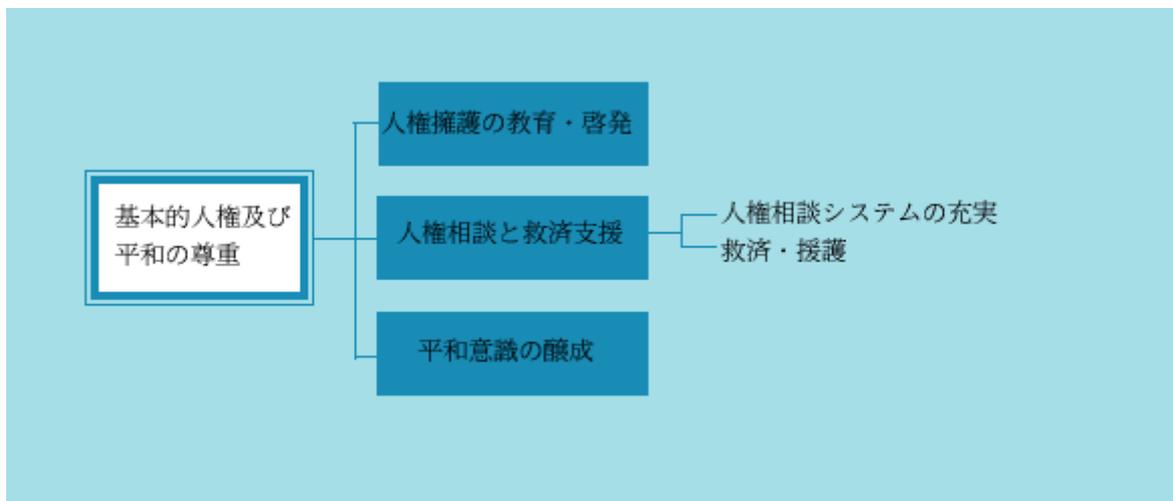


平和都市宣言モニュメント「平和の門」

施策の方向

- 基本的人権を尊重する教育と啓発活動を進め、市民とともに「人を大切に
するまちづくり」に努めます。
- 人権侵害などに対する相談や救済の支援を推進します。
- 平和関連事業の実施を通じて、平和意識の醸成に努めます。

施策体系



施策の内容

1. 人権擁護の教育・啓発

地球規模でのボーダレス化の進行するなか、外国人、子ども、女性や障害者など人権問題も多岐にわたっています。「人権週間市民のつどい」をはじめ各種講座等の開催やパンフレットを配布するなど、地域に密着し地域の実情を踏まえた人権教育・啓発活動を国や東京都とも協働を図りながら積極的に取り組みます。

2. 人権相談と救済支援

(1) 人権相談システムの充実

相談者のプライバシー保護への厳正な対応や人間関係への配慮を十分に行えるよう、専門相談員等の資質向上を図ります。また、救済・保護機関相互の連携を密に利用しやすい相談窓口で、迅速・的確な対応がなされるよう、その充実に努めます。

(2) 救済・援護

人権理念の基本である、個人の自律・自立を尊重し、個々のケースに沿った対応のあり方や新たな人権課題に対する取り組みを進めます。

3. 平和意識の醸成

「東久留米市平和都市宣言」を基本理念に、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、講演会、朗読劇等を積極的に開催します。

≫第2項 男女共同参画社会の形成≪

現況と課題

本市は、平成8年に男女平等を実現するため「東久留米市男女平等推進プラン(第2次女性行動計画)」を策定し、広範な分野で男女平等の施策を展開してきました。各種審議会など政策方針策定の場への女性の参画は、平成7年の38.5%から平成12年3月末の42.0%へと進んでいます。平成9年には、男女平等推進センターを開設し、市民と行政が協働して男女共同参画社会の実現に向けて事業を進める一方、福祉・教育などの分野でも男女平等思想の普及啓発施策を推進し、女性の社会参画への環境整備等に取り組んできました。

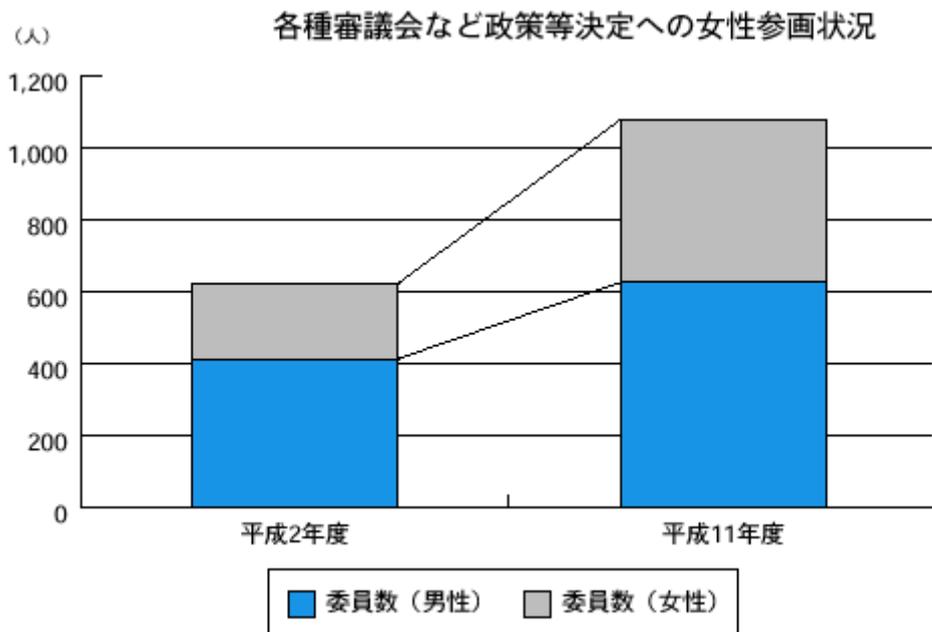
本格的な少子・高齢社会の到来、経済の成熟化、労働環境の変化、国際化の進展など、社会・経済の大きな変化に対応して、男女をとわず一人ひとりがその個性と能力を十分発揮できる機会の確保が必要となっています。しかし、ジェンダー(社会的文化的に形成された性差)に縛られた意識は未だに私たちの生活に根深く存在しています。一方の性に負担を強いる影響を及ぼす制度や慣習なども解消されていません。

教育、就労、子育てや介護など家庭生活と社会生活のあらゆる分野において、女性と男性が対等なパートナーとして参加でき、政治的・経済的・社会的及び文化的利益を均等に享受し、ともに責任も担う男女共同参画に向けた社会づくりが求められています。市民・事業者と行政が協働して行う環境整備と意識の変革を進める施策が必要です。

平成11年に施行された男女共同参画社会基本法ならびに平成12年に成立した東京都男女平等参画基本条例を踏まえた東久留米市第3次女性行動計画に基づき、男女共同参画社会の形成を図っていくことが必要です。

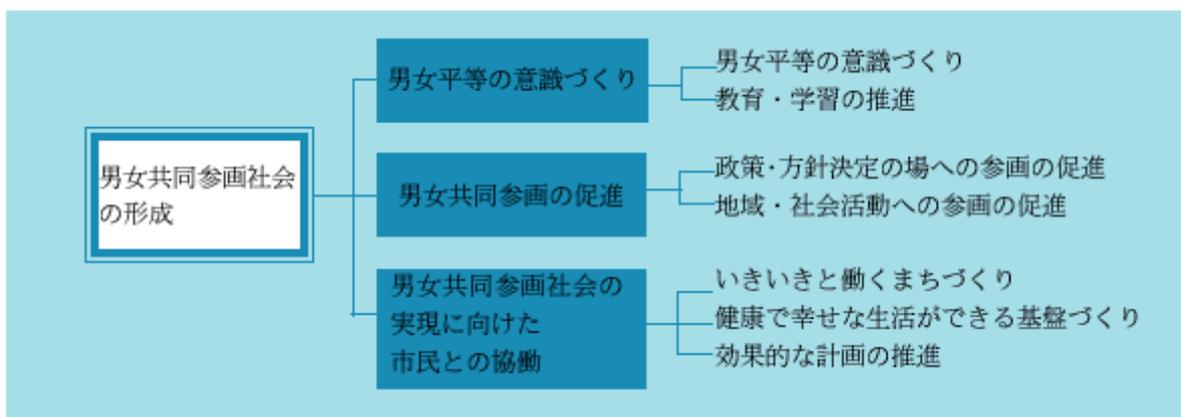
施策の方向

- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等を推進する意識づくりを進めます。
- あらゆる分野で男女が共同して参画できる地域社会の実現を図ります。
- 男女共同参画社会実現のため、市民・事業者・行政の協働を進めます。



資料:生活環境部地域振興課

施策体系



施策の内容

1. 男女平等の意識づくり

(1) 男女平等の意識づくり

性別による固定的な役割分担意識や、あらゆる分野における性別による差別を無くすために、情報提供、学習、啓発等の取り組みの充実を図ります。男女平等の意識づくりのために、行政、市民、事業者のパートナーシップに基づく取り組みを推進します。

(2) 教育・学習の推進

家庭や学校、生涯学習などの学びの場では、男女平等観に立った学習内容の充実、教える側の男女平等意識の啓発等に努めます。

2. 男女共同参画の促進

(1) 政策・方針決定の場への参画の促進

行政委員会、審議会など市の政策・方針策定の場への女性の参画を促進し、市政のあらゆる分野で男女共同参画を推進します。

(2) 地域・社会活動への参画の促進

環境、平和、消費、子育て、介護等の広範な分野にわたる地域活動や社会活動が、性別や年齢に関係なく展開されるよう、情報提供や市民活動への支援を充実します。

情報提供機能や、市民と市、市民相互の交流機能などを併せ持つ男女平等推進センターをさらに充実するため、多様な機能が併設される複合施設(旧本庁舎跡地)への移転新築を進めます。

3. 男女共同参画社会の実現に向けた市民との協働

(1) いきいきと働くまちづくり

女性が、あらゆる分野で、かつさまざまな形態で、男性とともに平等に働けるように、社会環境の条件整備を東京都等の関係機関と連携して進め、また女性がさまざまな能力を身に付けるための学習や研修等の機会充実を図ります。

(2) 健康で幸せな生活ができる基盤づくり

育児、介護、家事などを男女がともに担い、生涯を通じて健康で幸せな生活ができる地域社会を目指し、保育、介護、看護、健康づくりなどの仕組みづくりに努めます。

(3) 効果的な計画の推進

男女共同参画社会の形成に向けた調査、政策立案、関係諸分野の調整にあたる行政と、事業を実施展開する男女平等推進センター、それら事業等に市民の意見を反映する男女平等推進市民会議がそれぞれの立場から連携の強化・充実を図り、効果的に計画を推進します。

基本目標1 市民一人ひとりが共につくるまち

◆ まちづくり指標

○ 委員会等の公募委員の割合

年	平成6年	平成11年	平成17年
%	4.4	26.9	30.0

12月1日現在の市の行政委員会や各種委員会・審議会などの委員に占める市民からの公募による委員の割合を表したものです。

東久留米市基本条例(仮称)の検討を行うなど、市民参画の仕組みやルール作りを進める一方、公募委員の割合を高め、一般の市民の方々のご意見を政策の検討段階から、より一層反映できるように努めます。

○ コミュニティ施設等の利用件数

年度	平成7年	平成12年	平成17年
件数	24,043	29,726	32,283

地域センター、コミュニティホール、市民プラザ・ひろば、市民生活館、福祉会館、地区センター、公民館、図書館の視聴覚ホール・集会室及び市民交流センター(旧本庁舎跡地複合施設)の年間利用件数の合計です。

コミュニティ施設の整備を進めることなどにより、利用件数の増加に努め、市民活動が活発に展開されるまちを目指します。

第2章 水と緑を守り育てていくまち

第1節 水と緑の保全

第1項 水と緑の保全

第2節 水と緑に親しめる生活環境の充実

第1項 公園・緑地の整備

第2項 河川の整備

第3項 水と緑に親しめる環境づくり

まちづくり指標

第1節 水と緑の保全

≫第1項 水と緑の保全≪

現況と課題

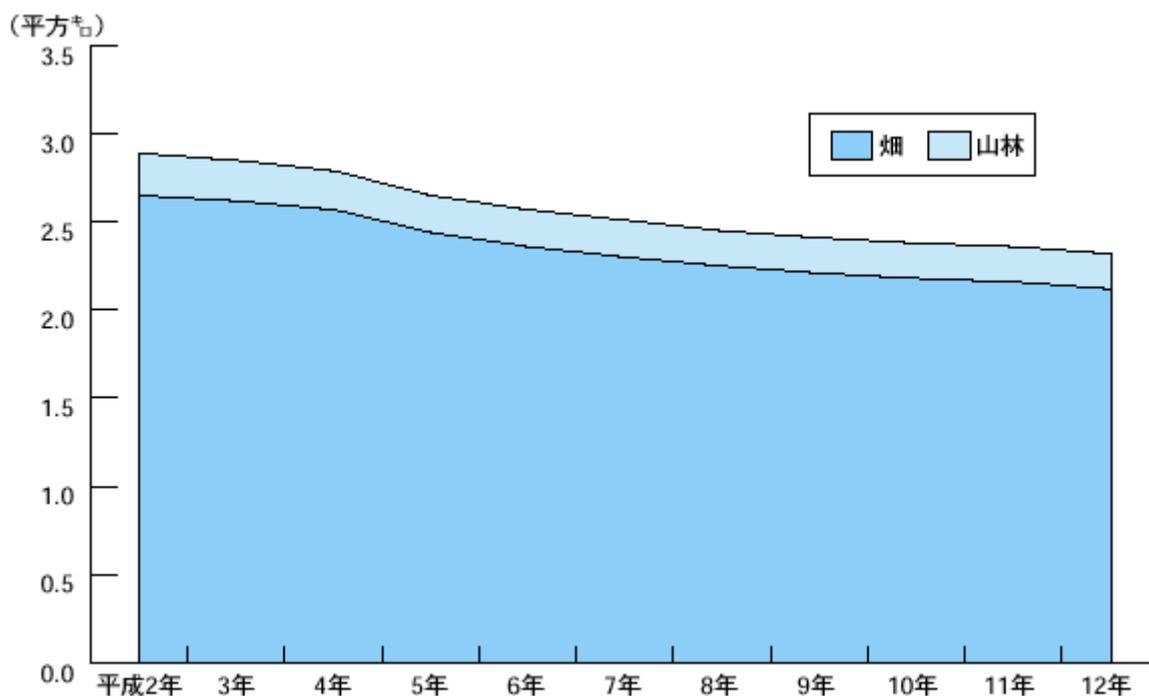
本市は、首都圏近郊にあって水と緑の自然環境に恵まれた地域です。その特徴は、多摩地域の都市部では有数の水量を誇る豊かな湧水群、市内に源を発する一級河川の黒目川・落合川、この2本の河川に流れ込む数本の普通河川、武蔵野の面影を残す屋敷林と雑木林、野菜や果樹を生み出す農地です。しかし、これらのうち特に緑（地目別の畑と山林の合計面積）は、都市化の進展などにより、昭和40年692ha、昭和50年473ha、昭和60年313ha、平成7年251ha、平成11年236haと減少の一途をたどっています。

このため市は、急激な都市化が進行中であった昭和48年に「東久留米市みどりに関する条例」を制定し、緑を守り、緑化を進めてきました。東京都の緑地保全地域等の指定も地権者の協力を得て積極的に働きかけた結果、13.2haが指定を受け、ほぼ現状のまま21世紀に引き継がれます。また、生産緑地の指定を受けている農地は183haあり、市街化区域面積に対する指定率は東京都27市中2番目と高く、緑地として市民生活にいきおいとやすらぎを与えています（数値は平成12年4月現在）。河川の水量や湧水を守るため、水循環機能を強化したり、水質汚濁の防止のため工場・作業所の排水規制に努めています。

豊かな水と緑は多様な生き物の生息場所、ヒートアイランド現象の緩和、都市部のオープンスペースとして、また、市民生活にうるおいとやすらぎを与える貴重な財産です。

これら水と緑を市民全体の資産として残していくため、その保全と回復、そして創出が課題となっています。平成10年に策定した「東久留米市緑の基本計画ー水・みどり・人のネットワークづくりをめざして」を踏まえて、湧水・河川を保全するための地下水を増やす仕組みづくり、農地を保全するための生産緑地の維持、雑木林・屋敷林を保全するための保存樹林等の指定促進、またこれらを一体的なものとして保全していくなどの積極的な対応が必要です。加えて、市民が水と緑を貴重な資産と受け止め、守り育てていく意識を高めていくため、環境学習やボランティア活動などを通しての人づくりも必要です。

緑(地目別の畑と山林の合計面積)の推移

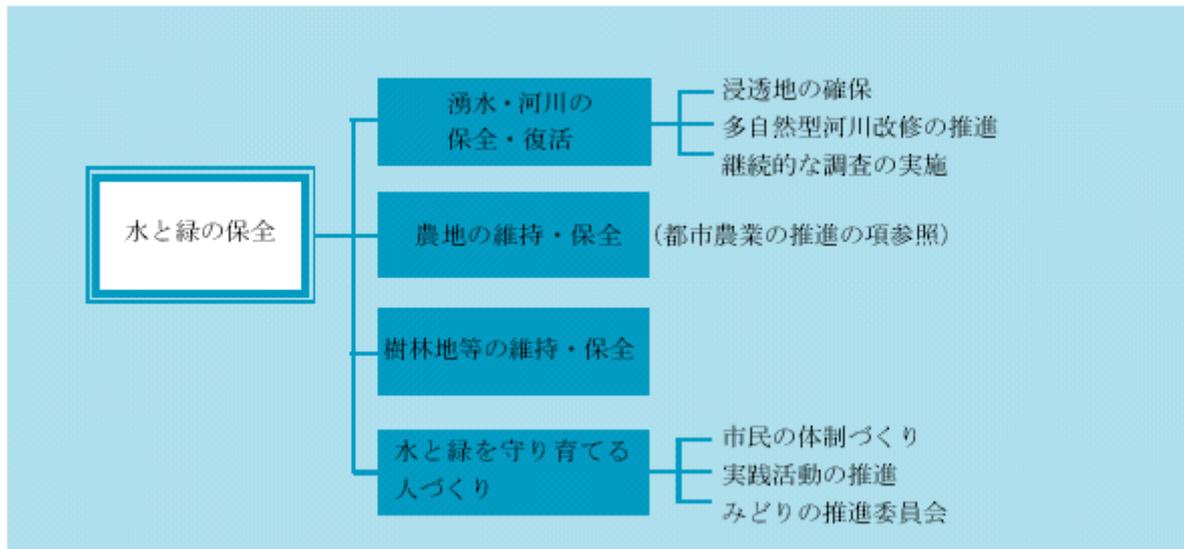


資料: 市民部課税課

施策の方向

- 豊かな湧水と清流に恵まれたまちを守り引き継いでいくため、湧水・河川の保全と復活を進めます。
- 緑の豊かな自然環境を創出する貴重な資源として、農地の維持・保全を図ります。
- 景観の良好な自然環境を確保するため、雑木林・屋敷林・緑地の維持・保全に努めます。
- 水と緑を守り育てる人づくりを推進します。

施策体系



施策の内容

1. 湧水・河川の保全・復活

(1) 浸透地の確保

川を川らしく保つためには、降雨のときだけではなく、いつでもきれいな水が流れていることが必要です。雨を地下に染み込ませる「土」の浸透機能を維持するため、樹林地や農地などの浸透地を確保していきます。

(2) 多自然型河川改修の推進

落合川中上流部など今後改修が行われる区域については、できるだけ自然環境に配慮した工事が行われるよう東京都に要請するとともに、一級河川以外の市が管理する部分についても、自然環境に配慮した安全な川づくりに努めます。

(3) 継続的な調査の実施

湧水池や河川の水量・水質・水生生物等について、継続的な基礎調査を続けます。

2. 農地の維持・保全

(都市農業の推進の項参照)

3. 樹林地等の維持・保全

「都市公園」(都市計画法)、「市民緑地」(都市緑地保全法)、「緑地保全地域」(東京における自然の保護と回復に関する条例)、「保存樹林」(東久留米市みどりに関する条例)等の制度活用により、雑木林、屋敷林、大木等の維持・保全に努めます。

4. 水と緑を守り育てる人づくり

(1)市民の体制づくり

緑化推進協力委員、東京都みどりの推進委員、東京都環境学習リーダー、環境保全推進委員など、みどり・環境づくりにかかわる市民がそれぞれの持ち味を生かしながら連携できるよう、活動の支援に努めます。また、水と緑を愛する多くの市民の活動がさらに広がり深まるよう、さまざまな条件整備に努めます。

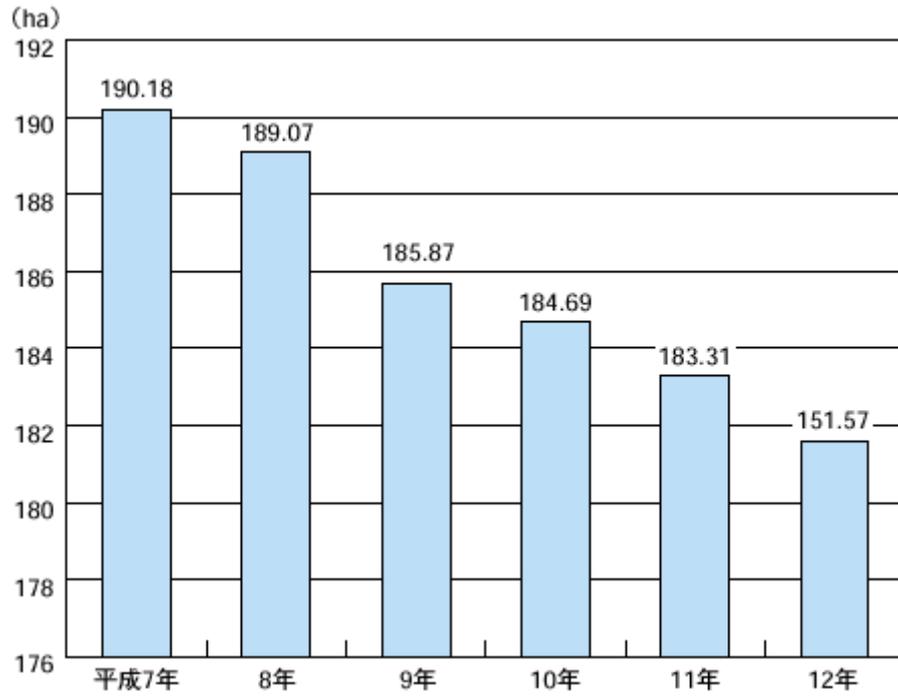
(2)実践活動の推進

何らかの形でみどりに関する活動にかかわりたいという市民ニーズを踏まえ、雑木林、公園、河川、まちなみ緑化、農業支援などの分野でボランティア活動の参加・体験機会の充実に努めます。

(3)みどりの推進委員会

「東久留米市緑の基本計画」の実現に向けて、市民一人ひとりの自覚とまとまりが重要です。さらに、市民と行政とのパートナーシップに基づく協力体制づくりが欠かせません。そのため平成11年11月に設置した「東久留米市みどりの推進委員会」により、必要な施策の具現化に向けた検討を進めます。

生産緑地の指定面積の推移



資料: 都市計画部公園緑政課

第2節 水と緑に親しめる生活環境の充実

≫第1項 公園・緑地の整備≪

現況と課題

本市の住民1人当たり公園面積は2.05㎡、子どもの広場を含めても2.67㎡で、国が目標とする都市における住民1人当たり標準公園面積5㎡以上と比べて低い水準となっています。

公園・緑地は、いこいやレクリエーションの場としてばかりでなく、万一の場合の避難地、延焼遮断機能、復興活動の拠点など多様な役割を担う重要な都市空間です。これら災害時の機能については、農地も重要な役割を果たします。

本市の公園・緑地の整備水準が、国が目標とする整備水準に近づくよう、より一層の公園・緑地の整備が必要です。市の中央部に計画されている15haの(仮称)都立六仙公園の早期実現を東京都に働きかけるなど、都市基幹公園の整備促進を図るとともに、市民それぞれが住居の近くで利用できる街区公園、近隣公園、地区公園等の適正な配置を進めることが必要です。さらに市民の参画による公園づくりと、少子・高齢社会へ対応した施設整備が重要です。



下里本邑遺跡公園

施策の方向

- 市民がいこえ、利用しやすい公園と緑地の整備を進めます。

施策体系



施策の内容

1. 公園・緑地の整備

(1) 都市公園、緑地、緑道の整備・拡充

(仮称)都立六仙公園の早期整備を東京都に要請するとともに、市民がそれぞれの住居の近くで利用できるように、街区公園、近隣公園、地区公園等を適正に配置し、その整備を進めます。

(2) 広場の整備・拡充

都市公園等の未設置地域を対象に、空閑地を土地所有者の協力のもと、子どもの広場、森の広場として子どもたちなどが利用しやすいように整備します。

(3) 維持管理の効率化

市民に親しまれる公園として適正な管理を行うため、効率的な維持管理体制を確立します。

(4) 緑地保全地域等の整備・拡充

市内には緑地保全地域(金山、氷川台、小山、南沢、南町、前沢、柳窪)と野火止用水歴史環境保全地域等をあわせて8カ所の保全地域があります。今後、さらに緑地保全地域等の指定を増やすとともに、倒木の撤去、林床の手入れなどを行い、自然に親しみ、活用できるよう整備します。



●緑地保全状況の推移

各年4月1日現在

年度	保存樹林 (m ²) A	緑地保全 地域(m ²)* B	緑地保護 区域(m ²) C	計 A+B+C	全市域に占 める割合 %
昭和52	74,163		21,242		
昭和53	72,490		19,452		
昭和54	60,659		18,976		
昭和55	60,625		18,974		
昭和56	49,756		17,726		
昭和57	62,911		17,726		
昭和58	62,984		17,726		
昭和59	53,803		17,726		
昭和60	59,496		5,812		
昭和61	59,496		5,812		
昭和62	31,359		5,812		
昭和63	37,020		5,812		
平成元	31,612	124,239	5,812	161,663	1.25
平成2	23,374	141,620	5,812	170,806	1.32
平成3	23,374	161,814	5,502	190,690	1.48
平成4	23,374	168,627	5,502	197,503	1.53
平成5	23,374	182,893	3,964	210,231	1.63
平成6	18,659	187,827	4,703	211,188	1.63
平成7	18,659	260,437	4,703	283,798	2.20
平成8	4,675	260,609	4,703	269,987	2.09
平成9	4,675	264,887	3,305	272,867	2.11
平成10	4,675	264,887	3,305	272,867	2.11
平成11	4,675	264,887	3,305	272,867	2.11

*緑地保全地域：用水敷の面積を除く

資料：都市計画部公園緑政課

≫第2項 河川の整備≪

現況と課題

本市には、一級河川である黒目川と落合川が概ね西から東に向かって流れており、それに流入する数本の普通河川があります。

河川整備は、平成9年の河川法改正に伴い、それまでの治水・利水の体系的整備を重視したことから、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・成育環境として位置づけた整備と保全、それらに地域の意見を反映するなどといった方針へと大きく転換されました。

黒目川の一級河川区域(所沢街道下流)の整備は、東京都の事業として、時間降雨量50mmに対応する改修が一旦終了しています。現在は時間降雨量30mmの暫定対応となっていますが、今後、黒目橋調節池(取水口)稼動に合わせて50mm対応への河床整備と護岸改修が計画されています。落合川については、未改修部分の早期整備とともに、湧水の保全や生態系等周辺環境を十分に配慮した多自然型整備を行うよう、東京都に要望しています。

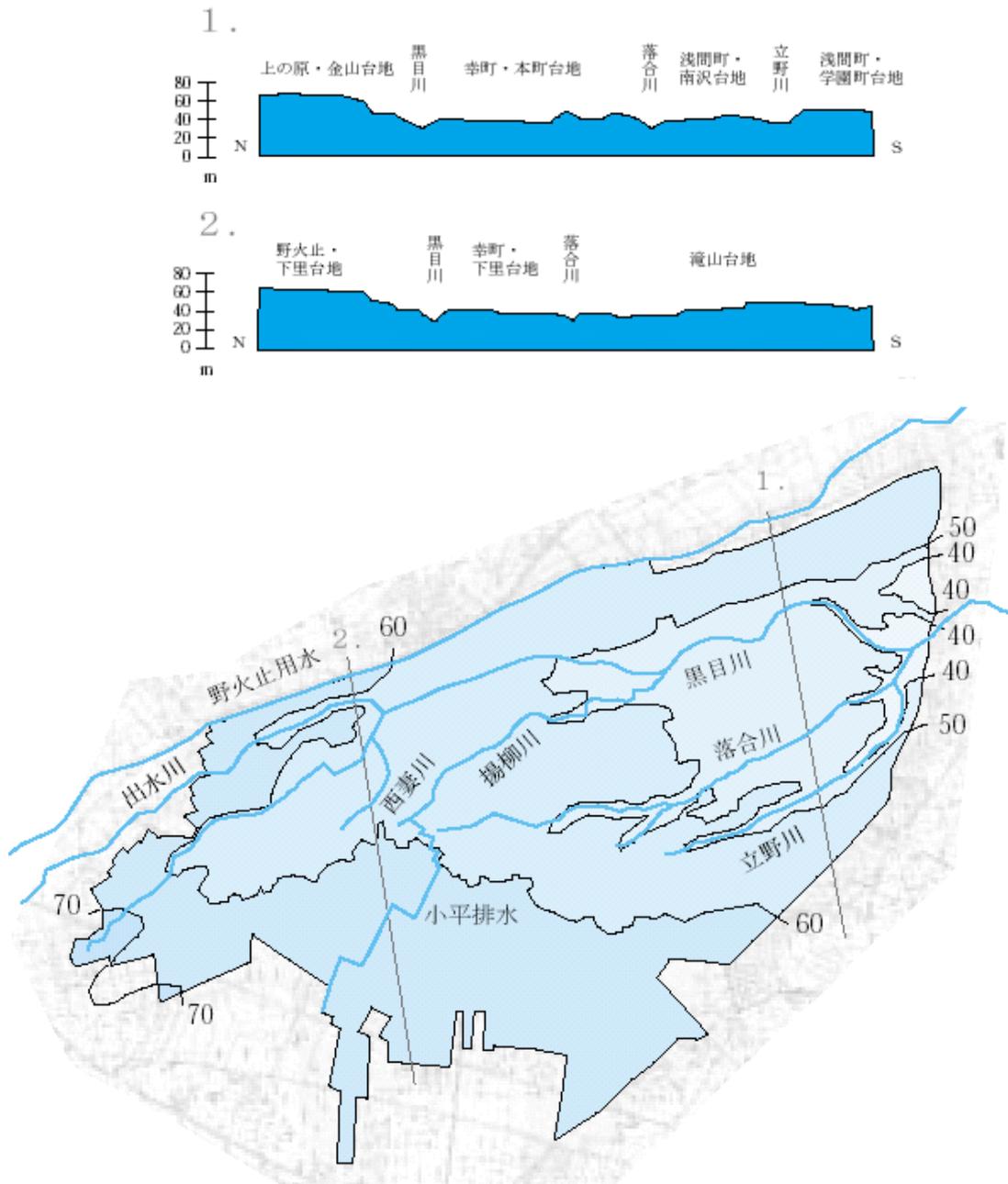
一方、普通河川は都市化の影響を受け、降雨時の流入量の増大による溢水や、雨水地下浸透量の減少による流水量・湧水量の減少、さらに、生活排水の流入による汚濁などの問題が生じています。

これらの問題は、都市化の進展により各所で発生しており、早急な対応とともに流域整備計画としての流出抑制や流域の保水・遊水機能の強化が求められています。

河川は、都市化による環境悪化や暗渠化で、人々が遠ざかっていた時期もありました。しかし、排出規制の強化や下水道の普及などにより、治水面だけでなく親水の面からも、市民生活に不可欠なものとして見直されています。

今後、河川の整備にあたっては、公共下水道の雨水計画との整合性を図りつつ、河川敷を活用した親水施設や緑道(自転車・歩行者道)の整備を図るなど、市民のやすらぎの場となるよう配慮する必要があります。また、普通河川については地方分権により、従来の機能面だけでなく、財産面を含めた管理が必要になっていることから、維持・管理体制を確立するとともに、安全で快適な水に親しむことのできる環境の整備に努めます。

地形図

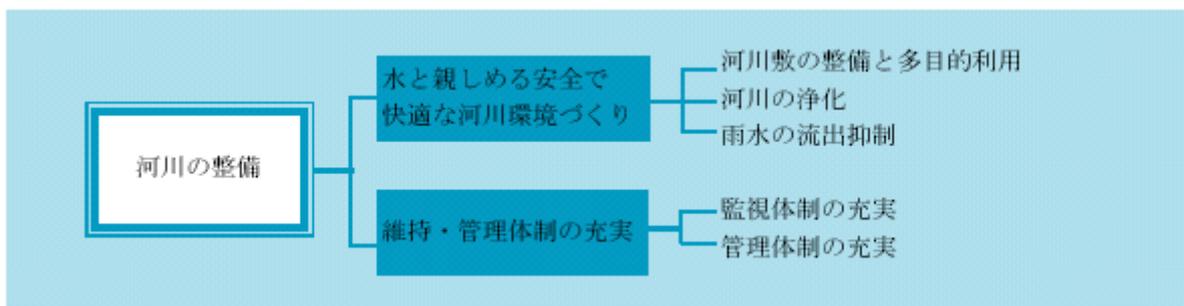


資料: 東久留米市史

施策の方向

- 水と親しめる安全で快適な河川環境の確保を図ります。
- 普通河川や水路などのいわゆる法定外及び法定公共物が国より移管されることなどから、財産管理を含め一層の普通河川の維持・管理体制の充実に努めます。

施策体系



施策の内容

1. 水と親しめる安全で快適な河川環境づくり

(1) 河川敷の整備と多目的利用

河川敷を有効活用するとともに親水化を進めるため、自転車・歩行者道の整備を進めます。

(2) 河川の浄化

ごみの投棄防止や清掃等に努めるとともに、公共下水道への接続促進による河川の美化を推進します。

(3) 雨水の流出抑制

公共施設に貯留施設や浸透施設を設け、雨水の流出抑制に努めます。また、民間施設や一般家庭においても、地下浸透施設や貯留・再利用施設整備への誘導を図り、地下水の涵養とともに雨水の流出抑制に努めます。

2. 維持・管理体制の充実

(1) 監視体制の充実

環境汚染の状況を的確に把握するため、河川などの監視測定箇所を増やすとともに、パトロールを強化し監視体制の充実を図ります。また、排水規制や総量規制について今後も工場・事業場の排水の水質改善指導と併せて取り組むほか、家庭用井戸の水質検査を実施して、地下水汚染の状況把握を行い、関係機関と連携しながら工場・事業場による地下水汚染の対策強化に努めます。

(2) 管理体制の充実

普通河川・水路等の適正管理と維持補修の充実に努めます。土砂のたい積や悪臭等の防止のため、立野川をはじめとした普通河川の計画的なしゅんせつを行うとともに、野火止用水については歴史環境保全地域としての位置づけに応じた機能管理に努めます。

河川の水質調査

(単位: mg/l)

河川名	調査地点	生物化学的酸素要求量(BOD)			溶存酸素(DO)			浮遊物質(SS)		
		9年度	10年度	11年度	9年度	10年度	11年度	9年度	10年度	11年度
黒目川	天神橋	10.0	5.1	3.3	2.6	4.6	3.9	9.0	4.0	3.0
黒目川	本邑橋	5.2	2.4	2.1	8.8	8.2	6.9	4.0	5.0	14.0
黒目川	養護学校前	4.0	1.8	1.9	11.9	8.7	8.1	5.0	6.0	8.0
黒目川	下田橋	5.0	1.7	2.1	15.6	9.8	9.4	8.0	4.0	7.0
黒目川	埼玉県境	2.9	1.2	1.4	14.4	11.5	11.6	7.0	4.0	3.0
落合川	神明橋	13.0	3.0	1.9	5.3	7.8	6.5	9.0	5.0	3.0
落合川	毘沙門橋	2.5	1.4	0.5	8.0	8.6	8.6	4.0	6.0	2.0
落合川	西武鉄道ガード下	2.3	1.3	0.9	8.7	10.3	10.2	9.0	8.0	5.0
立野川	小沢橋	2.4	4.1	7.1	2.0	7.8	6.0	12.0	6.0	7.0
小平排水	黒目川合流点	4.3	3.3	1.0	6.0	7.8	6.9	3.0	3.0	11.0
出水川	柳泉園上流	25.0	16.0	17.0	7.0	6.6	6.3	16.0	10.0	14.0

注) 毎年春季(9年は4月、10年～は5月)の値である。

資料: 生活環境部環境安全課

≫第3項 水と緑に親しめる環境づくり≪

現況と課題

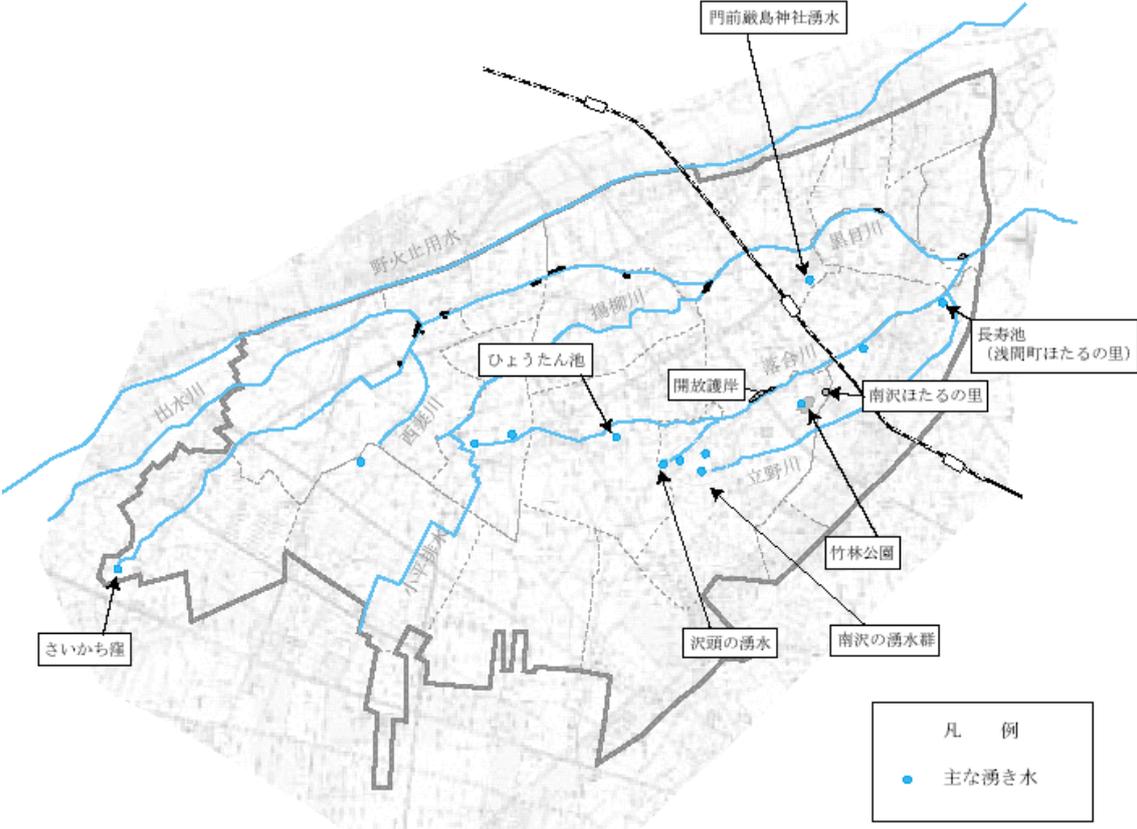
本市の「緑」の特徴は、183haの生産緑地をはじめとする農地と、旧来は農業と密接な関係にあった雑木林、そして農家の屋敷林です。緑被率は約4割で、近隣5市中清瀬市に次いで高率です。また「水」の特徴は、崖線、川底などからの湧水が豊富なことです。都環境局の調査によれば湧水ポイントは28カ所(平成3年2月調査)で、その多くは市の中央部に点在しています。それらを源とする河川は、2本の一級河川(黒目川、落合川)となって、西から東へ流れています。

市民生活にいきいとやすらぎを与えてくれる、これら水と緑をより身近に感じ取れる環境づくりが必要です。

市民農園など市民生活と都市農地・農業の接点が市内いたるところにある「農のあるまちづくり」とともに、水と緑の魅力、社寺や遺跡等の歴史にふれあえるポイントが遊歩道などでネットワーク化され、ふるさと東久留米を豊かに感じ取れるまちづくりが求められます。

市、東京都、地域住民、事業者、各種団体などの積極的な取り組みと協力により、公共施設やまちなみの緑化の推進も重要です。

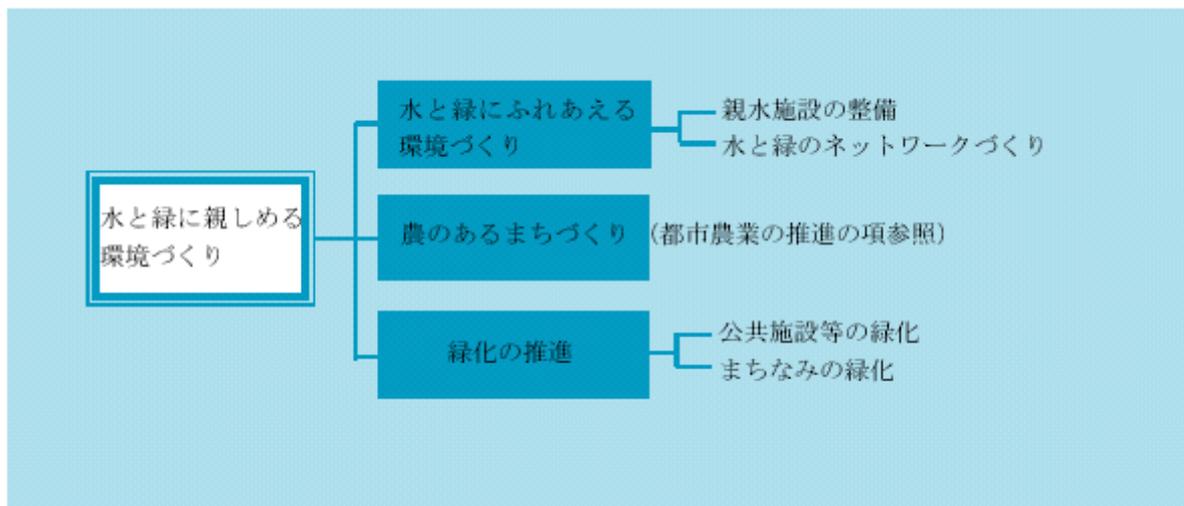
湧水ポイント



施策の方向

- 水と緑と市民生活が密接なかかわりを持てるよう、水と緑にふれあえる環境づくりを促進します。
- 市民が農地・農業とかかわりを深め、その必要性和重要性を感じ取れるよう、市民農園など「農のあるまちづくり」を進めます。
- 市民生活の身近な場所に緑を創出するため、公共施設やまちなみの緑化の推進に努めます。

施策体系



施策の内容

1. 水と緑にふれあえる環境づくり

(1) 親水施設の整備

東京都が行う河川改修に際しては、市民が水にふれたり、水辺の観察ができたりする場の整備を要請するとともに、黒目川河川敷広場(新所沢街道西側)など市が管理する区域においても、親水施設を整備します。

(2)水と緑のネットワークづくり

河川沿いに、気軽に緑を楽しみながら散策できる安全で快適な散策路、サイクリング道路等の充実を図り、市全体や広域利用を視野に入れたネットワーク化を図ります。

2. 農のあるまちづくり

(都市農業の推進の項参照)

3. 緑化の推進

(1)公共施設等の緑化

地域の緑の中心である公園・緑地など緑被率の確保に努めます。市民や東久留米市を訪れるあらゆる人々にやすらぎを与えられるような快適な生活環境づくりのため、国・東京都や関係機関の協力のもとに公共施設等の緑化を推進します。

(2)まちなみの緑化

生垣は、まちなみの緑の量感を保ち、防災上重要な役割があります。広く市民の理解・協力のもと、私的空間の緑化を誘導し、緑あふれるまちなみの創造に努めます。

基本目標2 水と緑を守り育てていくまち

◆ まちづくり指標

○ 市民一人当たりの公園面積

年	平成7年	平成12年	平成17年
m ²	1.91	2.05	2.09

4月1日現在の市内の都市公園等の面積を、住民基本台帳人口で除したものです。区画整理や都営住宅建て替えに伴う公園の整備などにより、市民生活に安らぎと潤いをもたらされるよう、都市公園面積の増加を図ります。

○ 雨水浸透施設の設置助成を受けた住宅の戸数

年度	平成7年	平成12年	平成17年
戸	119	576	726

平成6年度より市民の協力を得て、住宅内の雨水浸透施設の設置に対して助成制度を設けています。この制度に基づき助成を受けた住宅戸数の年度末の累計です。

今後とも助成を継続し、雨水の流出抑制と地下浸透を促進し、水と緑のまちづくりを進めます。

第3章 子どもがのびのび心豊かに育つまち

第1節 健やかな成長環境の整備

第1項 子育て支援の推進

第2項 青少年の健全育成

第2節 明日の東久留米を担う人の育成

第1項 幼児教育の振興

第2項 義務教育の充実

第3項 奨学資金制度の適正な運営

まちづくり指標

第1節 健やかな成長環境の整備

»第1項 子育て支援の推進«

現況と課題

本市の14歳以下の年少人口は16,075人で、5年前と比べて1,424人減少しています。

就学前児童数6,281人のうち認可保育園入所児童数は1,435人で、就学前児童数に占める割合は23%です。3歳から5歳の認可保育園を希望する市民ニーズは年間を通じて概ね満たされていますが、零歳から2歳までの低年齢児については年度当初から30人以上の入園待機があり、翌年1月にもなると100人を超える状況となっています。(以上、数値は平成12年1月1日現在)

小学校1年生から3年生までの放課後等の保育を担う学童保育所は、1小学校区1学童保育所を基本に、現在16カ所あり、612人(平成12年4月1日)の児童が登録しています。

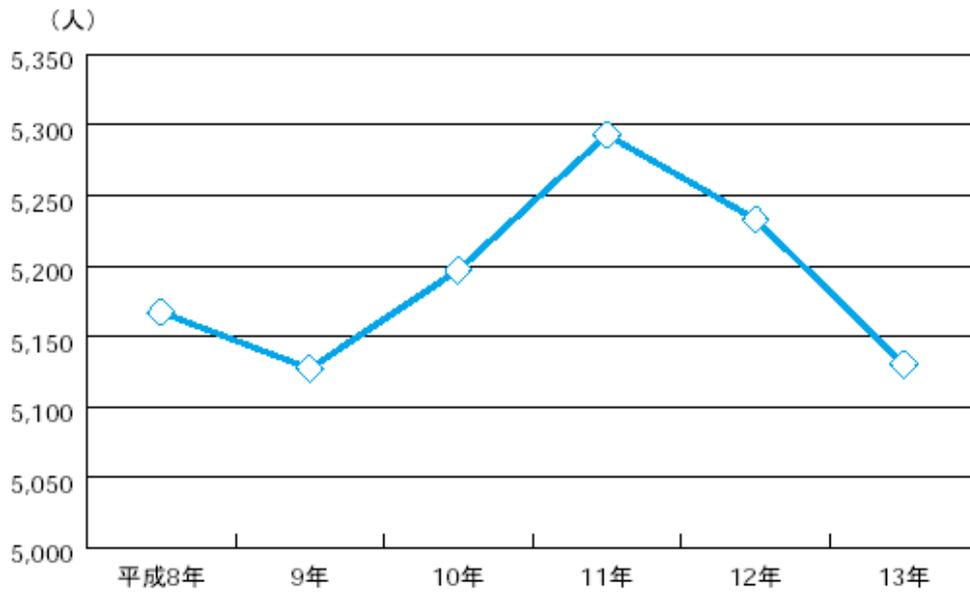
少子化による年少人口の減少はあるものの、出産後も社会活動を継続する女性が増えるなど、保育に対する需要は減っていません。加えて、社会生活の多様化などにより延長保育などさまざまな保育ニーズへの対応が求められています。

すべての子どもが主体的に健やかに成長できるよう、そして親たちが安心して子育てができるよう、保健、医療、福祉、さらに教育などと連携して、子育て相談、母子保健の充実、各種手当の整備など、健やかな成長環境を作っていくことが必要です。

保育ニーズに応えるため、保育園の低年齢児の保育定員を増やすなど量はもとより、保育の質の充実を図ることも重要です。保育園、学童保育所の環境整備も必要です。

さらに、地域の子育ての拠点として、健全な環境の下に、健康を促進し、情緒を豊かにする児童館や遊び場の整備が重要です。

0～4歳 人口の推移

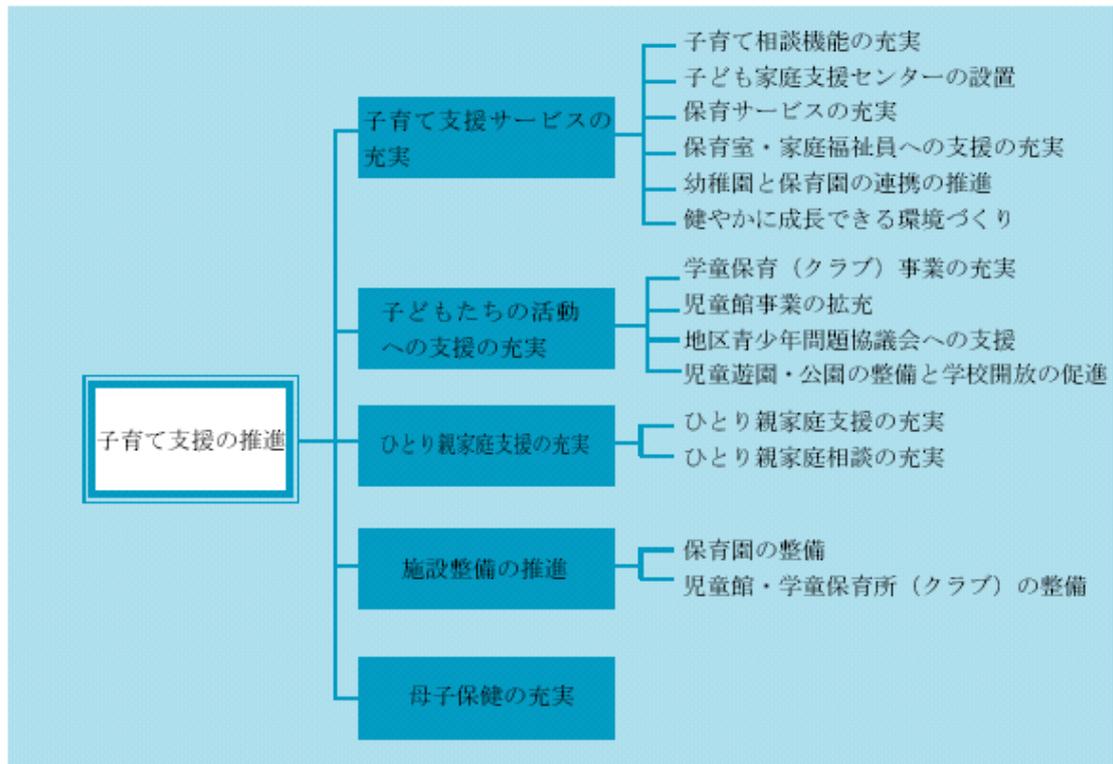


資料:市民部市民課(1月1日現在)

施策の方向

- 遊び場や児童館の整備など、子どもが健やかに成長できる環境づくりと、子どもの健全な育成のため、子ども自身の意見を生かせる環境づくりを家庭・地域社会・行政で連携しながら進めます。
- 安心して子育てできる環境づくりのため、相談体制、各種手当や保健サービスの充実を図ります。
- 社会状況の変化に伴う保育ニーズの多様化に対応するため、保育園や学童保育所などの施設整備と保育サービスの充実を図ります。

施策体系



施策の内容

1. 子育て支援サービスの充実

(1) 子育て相談機能の充実

育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援が受けられる子育てひろば事業（地域子育て支援センター等）の充実を図ります。さらに子育て支援の視点から、児童相談所との連携強化を進めます。

(2) 子ども家庭支援センターの設置

子どもや子育て家庭の支援システムの核となるマネージメント機関として、子ども家庭支援センターを設置します。

(3) 保育サービスの充実

就労形態の多様化など、保護者のさまざまな保育ニーズに対応できるよう、規模・定員の見直しを行い、零歳児保育・一時保育・障害児保育の充実や延長保育の推進に努めます。

(4) 保育室・家庭福祉員への支援の充実

低年齢児保育の充実を図るため、家庭的な保育室・家庭福祉員に対する理解を深め、育成と充実を図ります。

(5) 幼稚園と保育園の連携の推進

少子化に対応するため、子どもの数の推移や子育てにかかわるさまざまな要望等を踏まえ、保育園と幼稚園の将来的方向、連携方策、施設の有効活用等のあり方について検討を進めます。

(6) 健やかに成長できる環境づくり

子どもの豊かな成長を育むために、保健・医療・福祉・教育機関が有機的な連携を図り、総合的に母子保健施策を推進します。

2. 子どもたちの活動への支援の充実

(1) 学童保育(クラブ)事業の充実

学童保育所は1小学校区に1か所を基本に整備するとともに、放課後に適切な保育を受けることのできない児童の健全な育成を図るため、学童保育(クラブ)事業の充実を図ります。

(2) 児童館事業の拡充

児童館は、児童の健全育成と子育て支援の拠点として、それにふさわしい事業展開を図るため、ニーズの把握とそれに対応したプログラムの開発に努めます。特に児童の健全育成にあたっては、関係機関との連携が不可欠であり、地域に根ざした児童館を目指します。また、これからの児童館機能のあり方等について市民参画を得て検討を進めていきます。

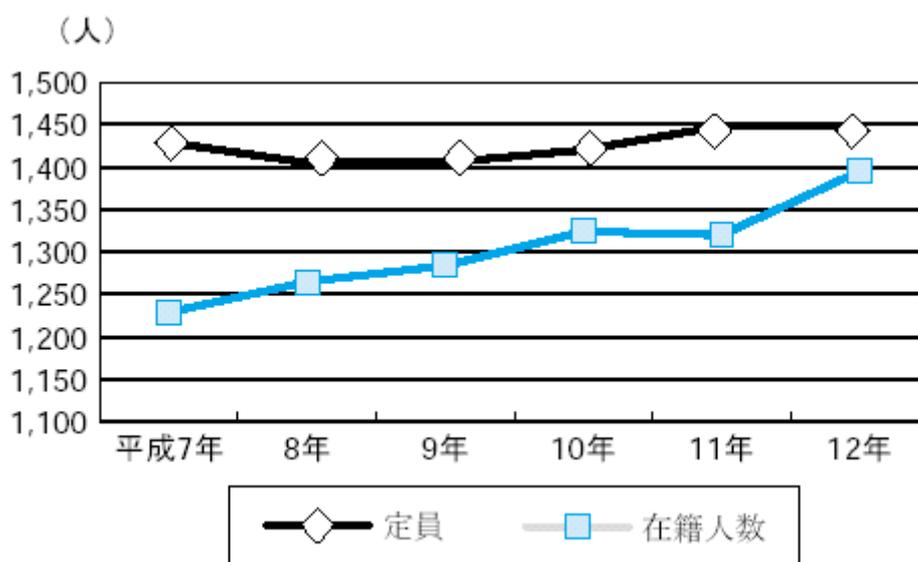
(3) 地区青少年問題協議会への支援

現在7つの地区に地区青少年問題協議会が設置されており、児童の健全育成のため活動しています。その活動がより一層進展するよう、積極的に支援します。

(4) 児童遊園・公園の整備と学校開放の促進

児童が安心してのびのびと遊ぶことのできる児童遊園、公園の整備を図るとともに、学校施設及び校庭の開放を促進します。

保育園在籍児童数の推移



資料:健康福祉部保育課(4月1日現在)

保育園の現況

(平成 12 年 4 月 1 日現在)

設置区分	保育園名	定員	年齢別在籍児童数					計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
市立	ひばり保育園	84		10	10	16	31	67
	たきやま保育園	104	8	15	18	18	44	103
	上の原保育園	80		7	12	20	36	75
	さいわい保育園	80		10	11	15	37	73
	はくさん保育園	112	7	15	16	20	38	96
	みなみ保育園	90	6	10	11	20	39	86
	しんかわ保育園	110	8	15	18	20	39	100
	まえさわ保育園	101	6	15	14	20	42	97
	はちまん保育園	101	9	14	18	19	43	103
ちゅうおう保育園	101	9	15	18	19	41	102	
私立	久留米みのり保育園	118	11	24	23	21	41	120
	あそか保育園	100		12	15	19	52	98
	しおん乳児保育園	30	6	8	9	7		30
	下里しおん保育園	85	4	14	15	18	44	95
	くるみ保育園	151	12	17	29	33	59	150
計15園	1,447	86	201	237	285	586	1,395	

資料：健康福祉部保育課

3. ひとり親家庭支援の充実

(1) ひとり親家庭支援の充実

ひとり親家庭の親の自立を支援するため、生活相談等の充実を図るとともに、就労につながる技能・資格の取得および活用に向けた支援の検討を進めます。

(2) ひとり親家庭相談の充実

ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、相談に応じ必要な措置を講じます。

4. 施設整備の推進

(1) 保育園の整備

公立保育園の老朽化及び狭隘な施設環境の整備等を検討し、零歳児保育・一時保育等の事業が実施可能となる多機能保育園として拡充を図ります。

(2) 児童館・学童保育所(クラブ)の整備

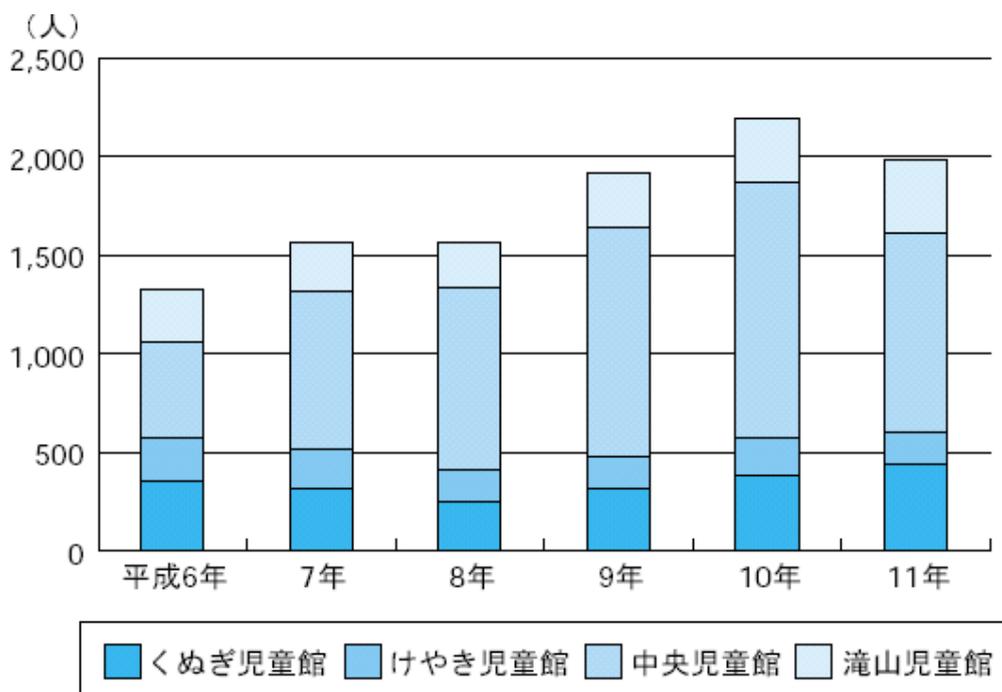
児童館は施設の老朽化しているものは魅力のある遊び環境に整備し、異年齢児の遊びの交流ができる空間を確保します。

学童保育所(クラブ)は施設の老朽化が進んでおり、健全育成施設として育成環境の整備を図ります。

5. 母子保健の充実

地域で安心して子どもを産み育てることができるように、母子手帳の交付・両親学級・乳幼児健康診査等各種健診・育児相談等の母子保健サービス向上に努め、母子保健事業の充実を図ります。

児童館登録者数の推移



資料: 健康福祉部児童福祉課

学童保育所の現況

(平成11年度)

学 童 保 育 所 名	定 員	月平均在籍児童数
中央児童館第一分館学童クラブ	80	79
新 川 学 童 保 育 所	55	60
中 央 児 童 館 学 童 ク ラ ブ	80	55
上 の 原 学 童 保 育 所	35	9
南 沢 学 童 保 育 所	57	47
金 山 学 童 保 育 所	45	26
滝山児童館第一分館学童クラブ	70	42
中央児童館第二分館学童クラブ	40	15
く め ぎ 学 童 保 育 所	45	39
柳 窪 学 童 保 育 所	50	51
小 山 学 童 保 育 所	35	21
南 町 学 童 保 育 所	55	43
滝山児童館第二分館学童クラブ	35	16
神 宝 学 童 保 育 所	40	21
本 村 学 童 保 育 所	60	42
下 里 学 童 保 育 所	45	18
計 1 6 箇 所	827	584

資料:健康福祉部児童福祉課

現況と課題

本市の青少年対策は、東久留米市青少年問題協議会を中心に関係機関や諸団体が連携・協力を図り、青少年の健全育成に関する基本方針や目標を設定し、具体的な活動を展開しています。また、各中学校区ごとに地区青少年問題協議会が設置されているほか、小学校区ごとに青少年委員が委嘱され、地域で積極的に活動しています。

市は青少年問題協議会の答申を受け、平成8年度から17年度まで10カ年の「東久留米市青少年健全育成行動計画」をとりまとめ、青少年施策の基本方針としています。

21世紀を担っていく青少年が、健全な心身と思いやりの心を育み成長していくことは市民共通の願いです。

核家族化・少子化や共働き家庭の増加などにより、家庭や地域の果たす教育力の低下が指摘されています。一方、受験戦争の激化・低年齢化、いじめ、未成年者の凶悪犯罪などのさまざまな問題が顕在化しています。

青少年を取り巻く社会環境がめまぐるしく変化する中で、思いやりと自立心にあふれ、積極的に社会参加する健全な青少年の育成を目指して、家庭・学校・地域社会及び行政が相互に連携・協力して取り組むことが重要です。



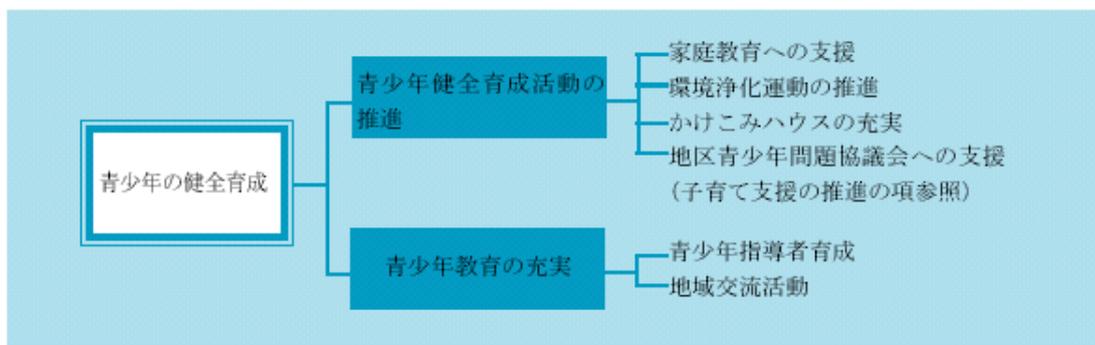


公民館・ジュニアリーダーズスクール

施策の方向

- 「東久留米市青少年健全育成行動計画」に基づき、健全育成活動のため環境条件の整備に努めます。
- 健全な心身と思いやりの心を育む青少年教育を充実します。

施策体系



施策の内容

1. 青少年健全育成活動の推進

(1) 家庭教育への支援

親と子、地域での子と子のふれあい、交友関係が希薄になっている現代社会において、地域の青少年のふれあいを活性化するため、さまざまな世代相互の体験や創造の喜びを知り、ふれあいの輪を広げ、次世代へ継承していくための交流の場の設置を検討します。また、家庭での子育て支援のため「家庭教育手帳・ノート」を配布します。

(2) 環境浄化運動の推進

青少年を取り巻く環境の悪化が進んでいます。深夜営業店などが非行の温床にならないよう、関係者に理解と協力を求めるとともに、青少年の非行行為を誘発しやすい地域環境の浄化の推進に努めます。また、青少年の視点に立った環境づくりに向け、広報活動の充実やイベントによる啓発事業を展開し、広く市民の意識の高揚を図ります。

(3) かけこみハウスの充実

有害図書の氾濫やテレビ・テレビゲームでの乱暴な場面などの悪影響から青少年を防ぎ、青少年の健全な成長を支援します。また、変質者による痴漢行為、暴行、つれさり等からとっさに身を守るため避難する、かけこみハウスを市内全域に設置します。

(4) 地区青少年問題協議会への支援

(子育て支援の推進の項参照)

2. 青少年教育の充実

(1) 青少年指導者育成

地域の青少年指導者を養成するため、これに必要な資質・技術の修得・向上を目的とした、青少年指導者養成講座を開講します。

(2) 地域交流活動

青少年教育の振興を目的として、青少年に対する余暇指導や青少年団体の育成、指導者の養成・援助、および社会環境浄化活動、非行防止活動と幅広く活動している各種団体を支援します。

第2節 明日の東久留米を担う人の育成

»第1項 幼児教育の振興«

現況と課題

本市の幼稚園は平成12年現在、公立4園、私立7園がありますが、公私立幼稚園の役割分担を踏まえ、公立1園(いずみ幼稚園)を平成12年度末をもって廃園することとしています。私立幼稚園の定員は2,400人ですが、充足率は68.2%と低く、経営の安定化を考えると厳しいものがあります。

幼児教育は、生涯学習の出発点であり、集団生活を通じて社会性や生活習慣を身につける場として、人格形成期の重要な一翼を担っています。

幼児教育の充実を図るため、幼稚園の保育環境の向上と教育内容の充実が重要です。さらに家庭での幼児教育を充実させるため、児童館など関連施設間の連携が求められています。

少子化による園児数の減少が見込まれる中で、幼児教育の基幹的役割を果たす私立幼稚園の運営を支援していくことが必要です。

幼稚園位置図

●市立

	園名	所在地
1	上の原幼稚園	上の原1-4-15
2	下里幼稚園	下里4-1-44
3	いずみ幼稚園	南沢2-20-51
4	大道幼稚園	前沢4-25-8

※3いずみ幼稚園は平成13年3月31日廃園

●私立

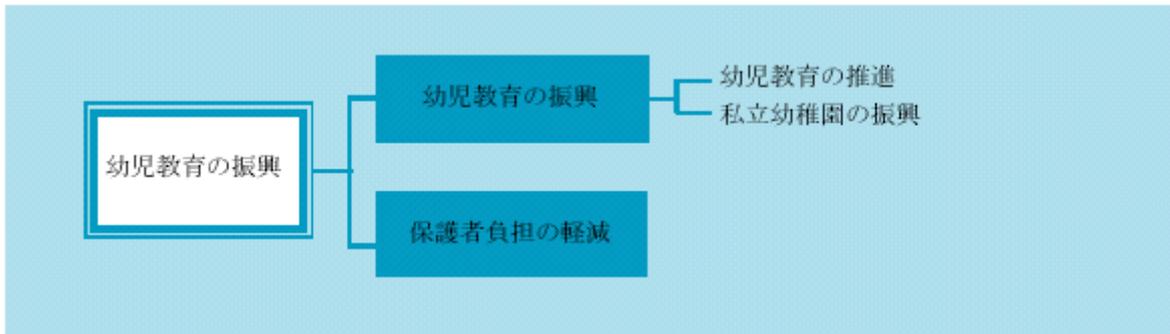
	園名	所在地
1	落合幼稚園	新川町1-13-19
2	久留米幼稚園	幸町1-1-23
3	神山幼稚園	神宝町1-17-12
4	久留米神明幼稚園	中央町2-9-30
5	豊島なでしこ幼稚園	東本町8-14
6	前沢幼稚園	前沢2-2-2
7	緑ヶ丘幼稚園	学園町1-9-27



施策の方向

- 幼児教育の充実を図るため、家庭や地域と連携し、保育環境の向上に努めます。
- だれもが幼児教育を受けられるよう保護者負担の軽減に努めます。

施策体系



施策の内容

1. 幼児教育の振興

(1) 幼児教育の推進

公立幼稚園の教育環境の充実を図り、行き届いた幼児教育の推進に努めます。

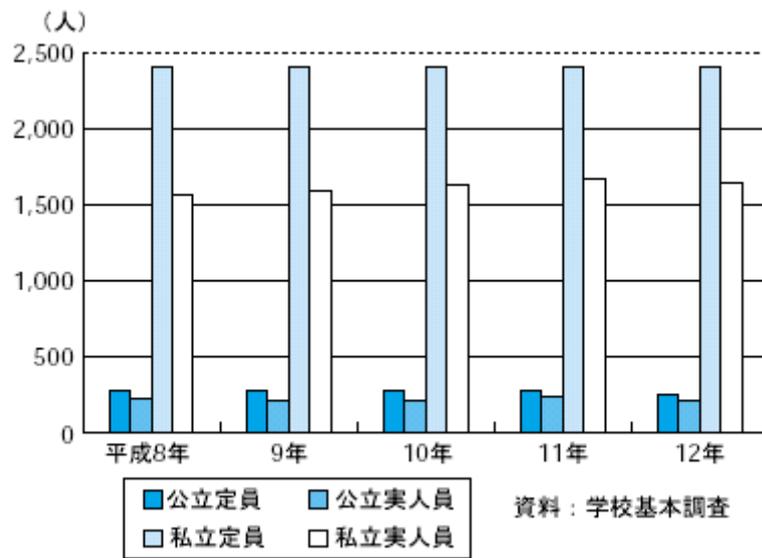
(2) 私立幼稚園の振興

園児募集に関して市の広報紙に掲載するほか、年間を通じて市内の公共施設に私立幼稚園の園児募集パンフレットを常置してPRし、園児の市内幼稚園への通園を積極的に推進します。また、私立幼稚園に勤務する教職員の研修の充実を支援します。

2. 保護者負担の軽減

国からの就園奨励費は、12年度から満3歳途中入園の補助対象化と複数同時入園の割増補助もされるようになりました。今後も、私立幼稚園等保護者補助金の見直しを進めながら、国、東京都へその事業の充実を引き続き要請します。

幼稚園の就園状況



現況と課題

本市の学校教育は、人間尊重の精神を基調とし、子どもたちが、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる人間として、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに成長することを主な目標とし、人権尊重教育の推進や個性を生かす教育の充実などに努めてきました。

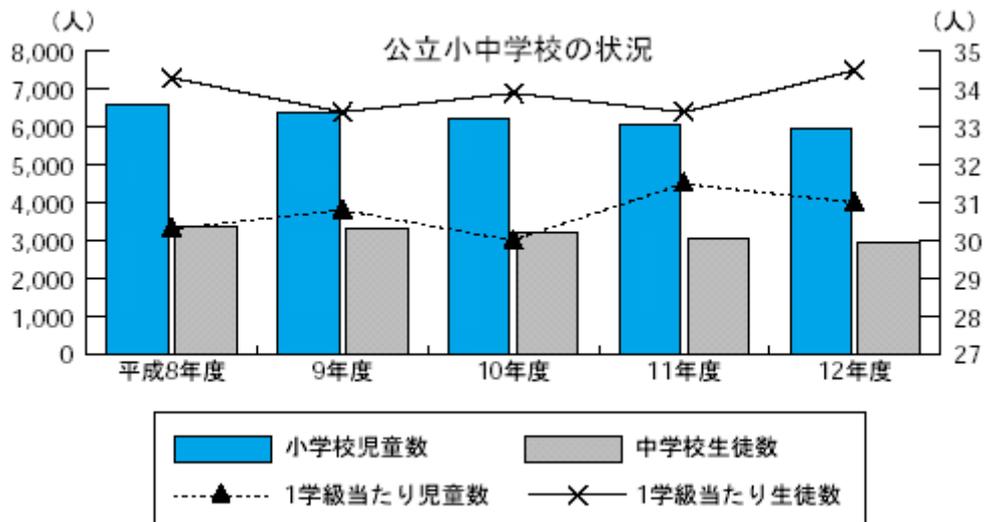
都市化による地域環境の変化や少子化の進行の中で、地域社会や家庭での教育力の低下、受験競争の低年齢化、不登校児童・生徒の増加など、学校教育を取り巻く環境は厳しい時代を迎えています。また、小学校の児童数はピーク時の昭和 54 年には 13,063 人(354 クラス)を数えましたが、平成 12 年には 5,986 人(201 クラス)にまで減少しています。児童数の減少につれて、生徒数も減少してきています。小学校では児童数の減少により学年単学級校が平成 12 年度現在、4 校 23 クラスも生じています。

これからの学校教育は、学校や家庭・地域社会が緊密に連携を図り、「ゆとり」の中で子どもたちに「生きる力」を育てていくことが求められています。児童・生徒が安心して快適な環境の中で教育を受けられるよう教育条件を整備するとともに、教員の資質の向上を図り、「個に応じた教育」の充実を目指す必要があります。児童・生徒数が減少する中で、よりよい教育環境を整えるため、学校規模の適正化を図ることが重要な課題となっています。また、国際化、情報化など時代の要請を踏まえたわが国の教育改革の動向を見据えて、各学校が特色ある教育活動を推進することが重要です。

施策の方向

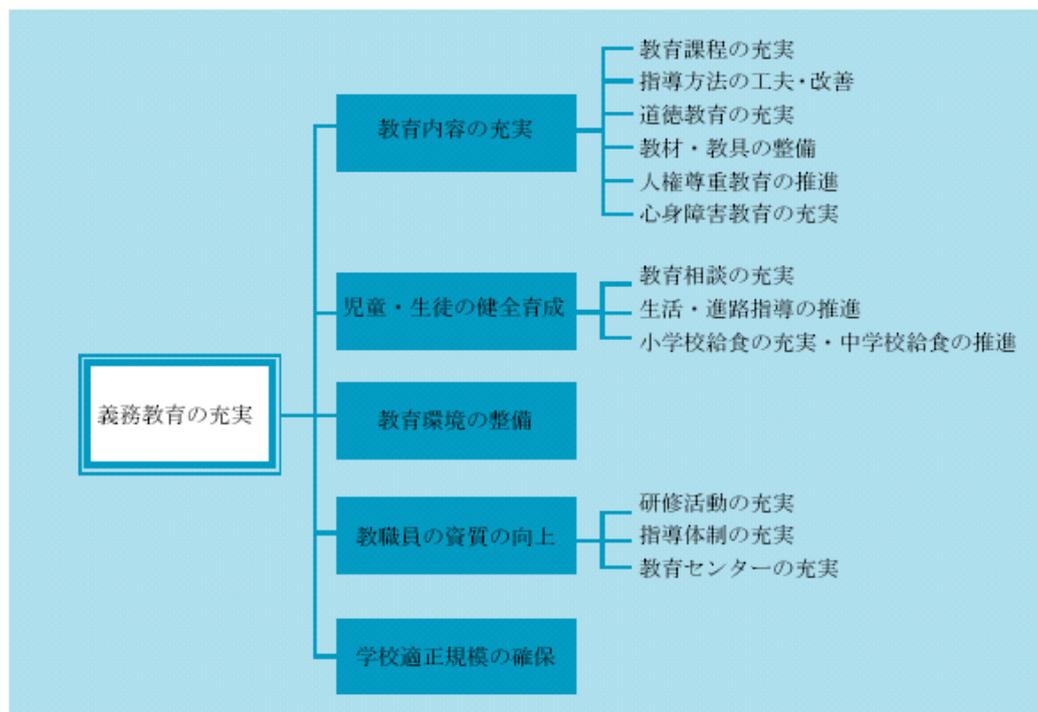
- ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本学習の徹底を図り、個性を生かす教育を充実します。
- 心身ともに健康で豊かな人間形成を目指して、児童・生徒の健全育成を図ります。
- 学校教育に、自然や文化、地域の持つ人材などを積極的に取り入れるなど、家庭・学校・地域社会の連携による教育力の向上を目指します。
- 児童や生徒にとって魅力ある学習の場として、施設整備をはじめ高度情報化・国際化に対応できる教育環境の整備に努めます。
- 一人ひとりの個性や能力を伸ばす学習活動を進めるために、教職員の資質の向上を図り、指導力の向上を目指します。

- 児童・生徒の減少に伴い学区の再編成を含めて、学校規模の適正化を進めます。



資料：学校教育部学務課

施策体系



施策の内容

1. 教育内容の充実

(1) 教育課程の充実

学習指導要領の趣旨に即し、各教科・道徳・特別活動及び学校の創意を生かした教育活動について、学校の実態及び児童・生徒の発達段階や特性等を考慮するとともに、家庭や地域社会との連携を深めながら、総合的な学習の時間への対応を考慮した教育課程の充実を図ります。

(2) 指導方法の工夫・改善

児童・生徒の人権を尊重し個性を生かした適切な指導を進めるため、実践的な研究や研修を充実させるとともに、地域の自然や文化、人材などを授業に取り入れ、多様な教育課題への対応を考慮した指導方法の工夫・改善を図ります。

(3) 道徳教育の充実

学校の全教育活動を通して、道徳性の育成を目指す道徳教育を推進するとともに、道徳の時間の指導方法の工夫・改善に努めます。

(4) 教材・教具の整備

児童・生徒の思考力や想像力を育成するための教材や教具の整備に努めるとともに、高度情報化時代に対応したコンピュータ教育の推進と教材ソフトなどの充実を図ります。

(5) 人権尊重教育の推進

学校の全教育活動を通して人間尊重の精神を養い、児童・生徒・教師のふれあい、さらに保護者や隣人とのふれあいを深めるとともに、あらゆる差別や偏見をなくすよう人権尊重の教育を積極的に推進します。

(6) 心身障害教育の充実

児童・生徒一人ひとりの実態に応じて能力や個性等が十分伸長される教育を推進するために、心身障害教育の充実を図り施設等の整備等に努めます。

2. 児童・生徒の健全育成

(1) 教育相談の充実

いじめや進路の問題等学校における児童・生徒に対するカウンセリングは大変重要です。すべての教師が適切なカウンセリングを行えるよう研修活動の充実を図るとともに、各学校における教育相談の充実を図ります。

(2) 生活・進路指導の推進

個性を生かし生きがいのある生活を実現し、社会の一員としての自覚を高め社会規範を守る態度を育て、自己実現を図る能力や態度を身に付けさせるため、生活指導や進路指導の充実を図ります。

生活指導においては、生活態度や意識の実態把握に努めるとともに学校や家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深めながら問題行動の要因を把握し、健全な育成を図るため組織的・計画的な指導を推進します。また、進路指導においては、児童・生徒が自己理解を深め将来にわたる生き方を考え、主体的に進路を選択する能力と

望ましい勤労観・職業観を身に付けることができるよう指導内容・方法の充実に努めます。

(3) 小学校給食の充実・中学校給食の推進

小学校給食の充実のため、給食設備の改善整備を図ります。

また、中学校給食については、学校給食法に基づき、複数調理方式として実施を推進します。

3. 教育環境の整備

義務教育施設の整備にあたっては、従来から進めてきた震災対策の必要性を受けた施設整備に重点を置き、地域防災計画に基づく避難場所及び児童・生徒の安全確保のための校舎・体育館の耐震補強工事を施工します。また、高度情報化に即した学校施設の質的整備や生涯学習等への余裕教室の有効活用を図ります。

4. 教職員の資質の向上

(1) 研修活動の充実

教職員の資質の向上を図るため、研修体系の整備に努め各種研修の充実や研修情報の提供による参加の促進に努めるほか、各学校における校内研修の一層の充実を図ります。

(2) 指導体制の充実

各学校における校長や教頭及び各主任を中心とする指導組織を確立するとともに、校務分掌組織の改善・充実に努めます。

(3) 教育センターの充実

学校教育の充実・振興を図るため、教職員の資質の向上を図るための研修、教育相談、教育情報の収集・提供、学習適応教室などの充実に努めます。

5. 学校適正規模の確保

児童・生徒数の推移や都市環境の進展等をみながら、従来からの小学校及び中学校の規模・配置及び通学区域を見直し、教育の条件整備を図ります。

現況と課題

本市の奨学制度は、高等学校等に対する奨学資金制度として、給付と貸し付けの2本立ての制度を設けていますが、近年、貸付制度の利用者が逡減しています。

奨学資金制度の趣旨を考慮し、多様化する市民の進路に合わせて、対象となる学校の範囲を検討し、利用の促進を図っていく必要があります。

施策の方向

- 教育機会の均等を図るため、奨学資金制度の適正な運営に努めます。

施策体系

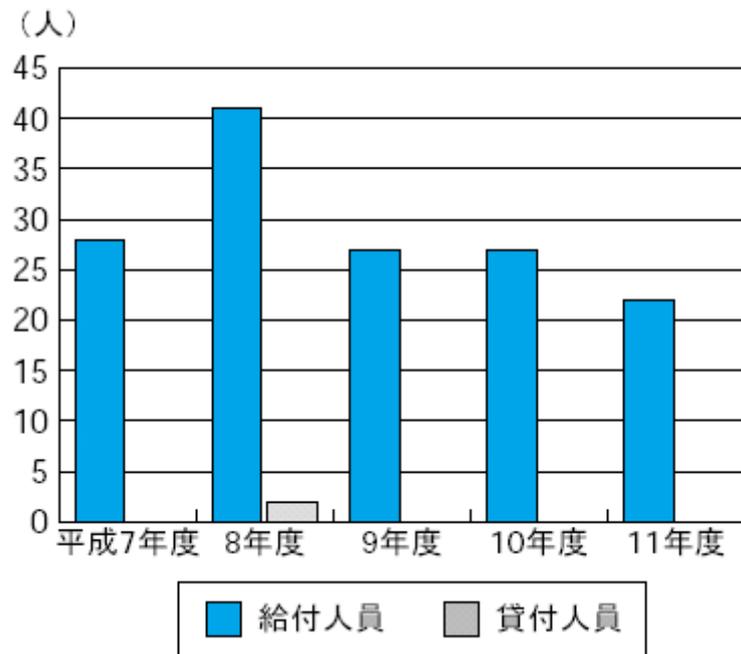


施策の内容

1. 利用しやすい制度の検討

東京都の育英資金及び日本育英会の奨学資金等の充実を関係実施機関に要請するとともに、本市の奨学金制度の趣旨を考慮し、時代のニーズにあった制度となるようその見直しを図ります。

給付及び貸付の状況



資料：学校教育部学務課

基本目標3 子どもがのびのび心豊かに育つまち

◆ まちづくり指標

○ 保育利用乳幼児数

年	平成7年	平成12年	平成17年
人	1,261	1,429	1,456

公・私立保育園、無認可保育所、家庭福祉員を利用している乳幼児の4月1日現在の在籍児童数です。

公立保育園の移転整備を計画するとともに、家庭福祉員の充実を図ることなどにより、保育利用者数の増加を図り、子育てのしやすいまちを目指します。

さらに、平成12年4月1日現在で保育園への入園待ちをしている乳幼児が54名います。待機児の解消を目指します。

○ 学校教育におけるコンピュータ活用の割合

年度	平成7年	平成12年	平成17年
%	33.9	53.9	100.0

学校の授業で、コンピュータを活用する児童・生徒の割合を表したものです。

コンピュータの活用を積極的に図り、高度情報化社会に生きる子どもたちにふさわしい学習活動を展開します。

第4章 高齢者がいきいき幸せに暮せるまち

第1節 思いやり深い地域社会の形成

第1項 新しい福祉の仕組みづくり

第2項 高齢者福祉の推進

第3項 障害者福祉の推進

第2節 健康でいきいきと暮らせる環境づくり

第1項 保健医療の充実

第2項 低所得者福祉の推進

第3項 社会保障の充実

まちづくり指標

第1節 思いやり深い地域社会の形成

≫第1項 新しい福祉の仕組みづくり<

現況と課題

本市は平成6年に「東久留米市地域福祉計画」を策定し、高齢者、障害者、児童など、すべての市民を対象にした地域福祉推進のための基本計画として位置づけました。

高齢者、障害者、子ども、子育て家庭など、市民だれもが住みなれた地域で安心していきいきと生活できるよう、市民参画のもとに、ともに支え合う福祉のまちづくりを総合的に進める必要があります。

福祉サービスの担い手は、行政、社会福祉協議会、NPO(非営利組織)、ボランティア団体、民間事業者など多様です。今後の市に求められるのは、福祉の基本的理念が「措置から契約へ」と移行する中、福祉サービスや関連サービスを体系的・総合的に計画化して、効率よく供給するための仕組みを整備する、地域福祉のコーディネーターとしての役割です。地域福祉とは、市民が日常生活を営んでいる地域を基盤に、福祉サービスをきめ細かく提供していくことです。福祉サービスを地域の実情に合わせて提供していくには、地域の実情に精通し、福祉ニーズの受け手、担い手ともなる市民との協働がなにより大切です。

福祉サービスは、行政が供給主体となることもありますが、その多くは市民団体、NPO(非営利組織)、民間諸団体の主体的な参画によって支えられています。介護保険制度の導入によって福祉サービスの提供主体は、地域の実情に通じた社会福祉法人、市民活動団体・NPO(非営利組織)、民間事業者に移っていきます。そこで市は、情報の収集・提供に努め、サービスの評価などにより、健全で安定したサービス市場の形成に努めていくことが重要です。

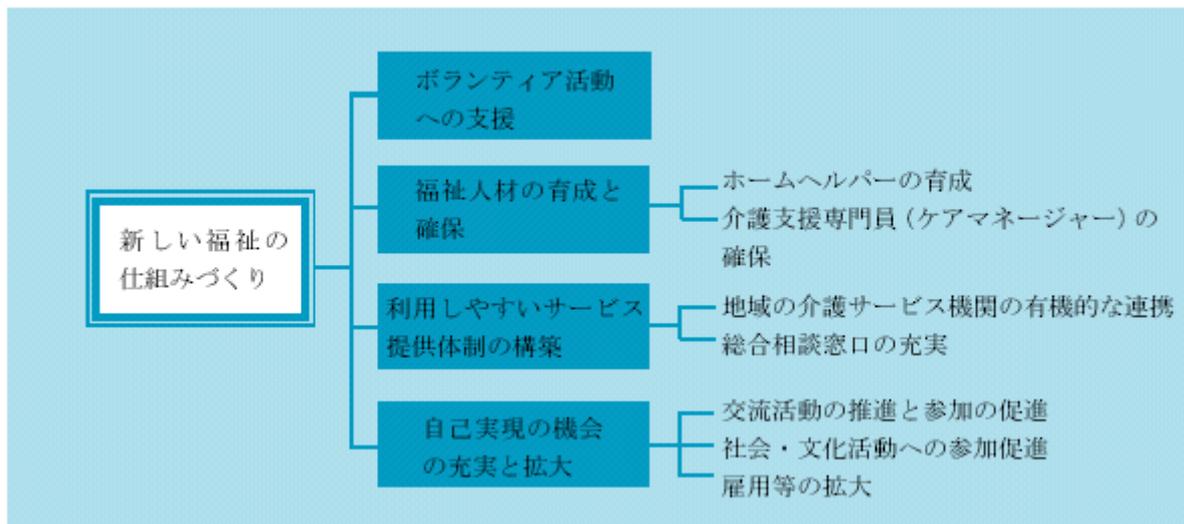
利用しやすい福祉サービスの提供体制の整備に向けて、利用する市民の立場に立ち、保健・医療・福祉の連携の取れた総合相談窓口の整備が必要です。

また、だれもが主体的に自らの能力に応じて就労やボランティア活動などに参画し、生きがいを持って暮らせることが重要です。

施策の方向

- 協働を支えるボランティア活動への支援を推進します。
- サービス提供の基盤を支える福祉人材の養成と確保に努めます。
- 市民の立場に立った、利用しやすいサービス提供体制の構築を図ります。
- 社会への参画により生きがいを持って人生を過ごせるよう、自己実現の機会の充実と拡大を図ります。

施策体系



施策の内容

1. ボランティア活動への支援

市民の主体的、自主的なボランティア活動は、地域福祉をはじめ、生涯学習、防災、国際交流など多岐にわたっています。地域福祉の推進役として中核を担う社会福祉協議会の活動を通して、ボランティア活動の拡大、強化を支援します。

2. 福祉人材の育成と確保

(1) ホームヘルパーの育成

介護・介助型(1・2級ヘルパー)及び家事援助型(3級ヘルパー)の研修を充実し、専門技術・知識の普及を図ります。

(2)介護支援専門員(ケアマネージャー)の確保

介護認定の訪問調査やケアプラン作成が正確に、また迅速に行えるよう、介護支援専門員の確保に努めます。

3. 利用しやすいサービス提供体制の構築

(1)地域の介護サービス機関の有機的な連携

利用者の視点にたつて介護サービスを提供するために、市・医療機関・社会福祉法人・営利企業・NPO(非営利組織)等が行うサービスにかかわる人材や情報の有機的な連携ができるように、地域のネットワーク化を図ります。

(2)総合相談窓口の充実

現在、保健福祉センターに設置されている総合相談窓口機能のさらなる充実を図ります。また、今後整備される保健福祉総合センターの中に、すべてのライフステージのケアニーズに対応した相談窓口を設置し、市民からのさまざまな相談に対応した適切なサービスの提供に努めます。

4. 自己実現の機会の充実と拡大

(1)交流活動の推進と参加の促進

高齢者や障害者などの生きがいづくりと健康の増進を図るため、生涯学習、スポーツ、レクリエーション、交流等の分野で、さまざまな活動の場の提供と事業への参加促進に努めます。

(2)社会・文化活動への参加促進

高齢者が長年培ってきた技や知識を発揮し、地域社会の一員として生きがいを持って就労・社会活動・文化活動ができるよう、シルバー人材センターや老人クラブ等の活動に対して支援を進めます。

(3)雇用等の拡大

事業所の協力により、高齢者や障害者などの雇用促進を図るとともに、シルバー人材センターや福祉作業所等への支援を進めます。

≫第2項 高齢者福祉の推進≪

現況と課題

本市の65歳以上の高齢者は、平成13年1月1日現在17,006人で、高齢化率は15.0%です。今後の予測では、およそ市民の4人に1人が高齢者となるのは東京都全体のそれより5年早く、平成22年の見込みです。これに伴い介護を要する高齢者の数も増加することが予測されます。さらに独居高齢者と75歳以上の後期高齢者が増加し、老老介護といった問題もますます深刻になってくることが見込まれます。

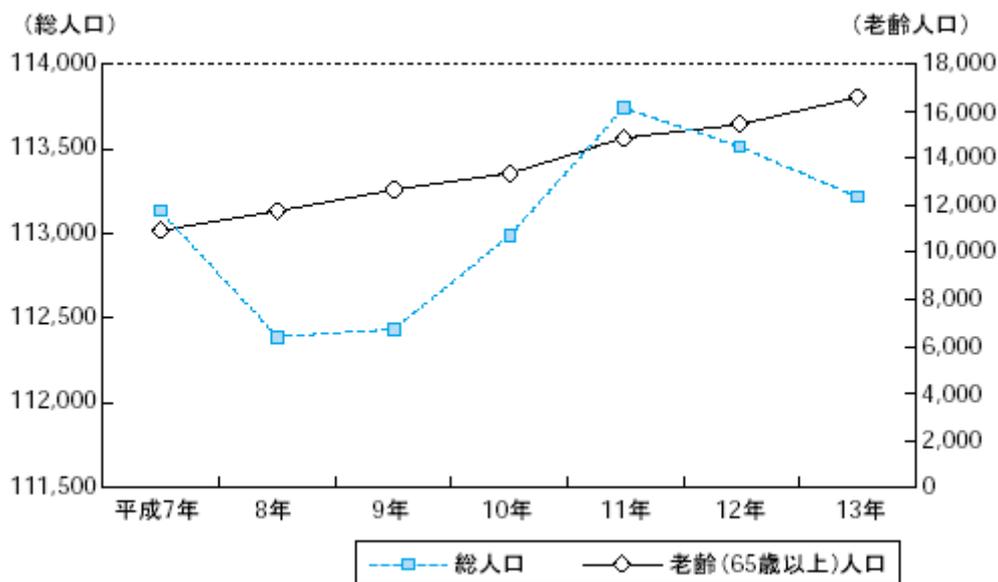
21世紀の超高齢社会の到来を目前にして、すべての市民が住みなれた地域で安心して老後の生活を送ることができる「長寿・福祉社会」を実現していくためには、老後の不安である介護サービスが、いつでもどこでもだれにでも適切に提供されることが求められます。また、第一線を退いてもなお社会参画の継続を求める高齢者も増加しています。高齢者の持つ経験と能力が生かされ、学習と自己実現の意欲にも応える機会と場を確保することは、高齢者の健康と生きがいの増進につながり、ひいては地域社会の活性化にも結びつきます。

介護を要する高齢者になっても、住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らしていけるよう、介護相談、在宅ケアサービスや施設ケアサービスなど福祉サービスの充実を図っていくことが重要です。在宅サービスの提供だけでは介護が困難な高齢者のために、施設での介護ができるようにしていくことが必要です。

高齢者が社会の中で生きがいを持って暮らしていけるよう、就労や交流の機会と場の提供、生涯学習の充実など、高齢者の社会参画と交流を推進していくことは欠かせません。

施設整備などのまちづくりにあたっては、高齢者や障害者の社会生活に支障とならないようバリアフリーを心がけ、福祉のまちづくりを推進していくことが重要です。

高齢人口の推移

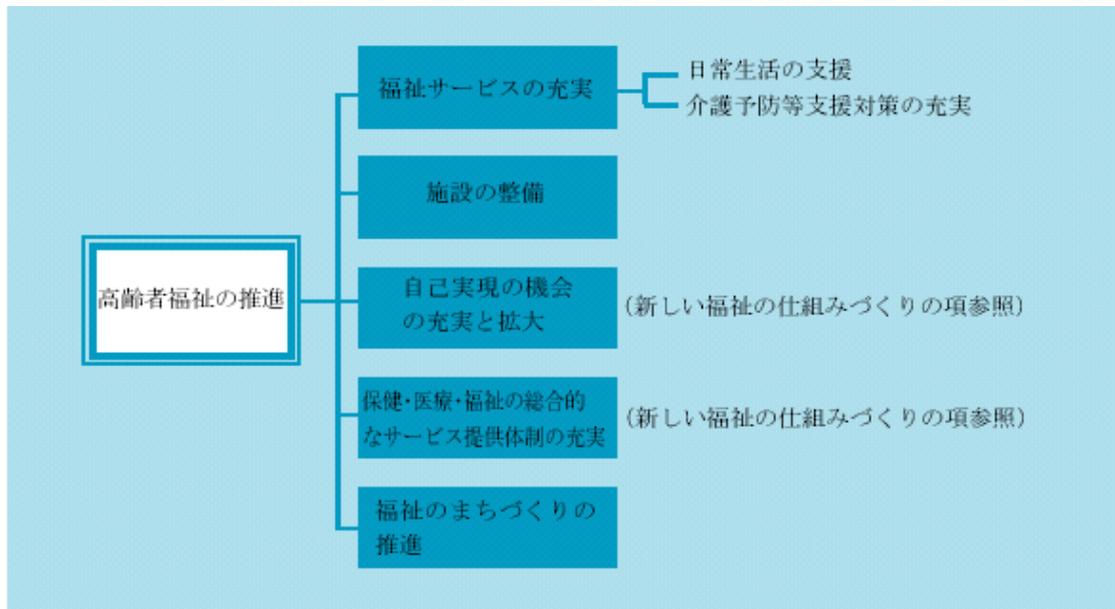


資料:市民部市民課(1月1日現在)

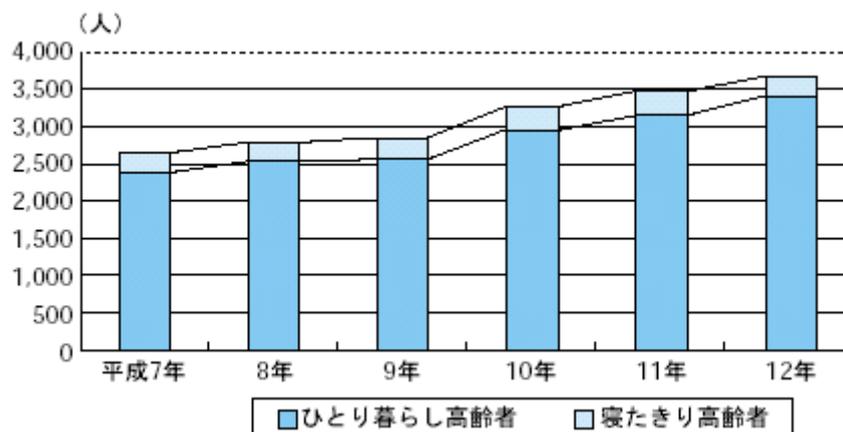
施策の方向

- 地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、福祉サービスの充実を図ります。
- 在宅介護の困難な高齢者のため、施設整備に努めます。
- 生きがいと自己実現の意欲に応える、多様な社会参画の機会と場の充実を図ります(新しい福祉の仕組みづくりの項参照)。
- 保健・医療・福祉の総合的なサービス提供を図るための機能を充実していきます。
- 社会生活を送る上での支障を少なくし、社会参画が促進されるよう、福祉のまちづくりを推進していきます。

施策体系



ひとり暮らし・寝たきり高齢者の推移



資料:健康福祉部介護福祉課(12月31日現在)

施策の内容

1. 福祉サービスの充実

(1) 日常生活の支援

〈1〉 住まいの充実・確保

都営住宅等の建て替えに伴い、高齢者向け住宅の整備を図るとともに、在宅サービスセンター等関係機関と連携して、福祉サービスの充実に努めます。

〈2〉 安全の確保

緊急通報システム事業の拡充を図るとともに、安否確認を目的とした事業の推進に努めます。

(2) 介護予防等支援対策の充実

介護保険制度の要介護認定で自立と判定された高齢者をはじめとする在宅の高齢者に対して、寝たきりや痴呆にならないよう、生活支援・自立支援のサービスの提供に努めます。

2. 施設の整備

介護保険制度の施設サービスが充実するように、社会福祉法人や医療法人等と連携を図りながら、東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の整備目標の達成に努めます。

都営住宅の建て替えに合わせて老人福祉住宅の更なる確保に努めるとともに、老朽化した福祉会館を他の機能を併せ持つ複合施設(旧本庁舎跡地)として移転新築を行い、その充実に努めます。

市だけで対応できない施設については、広域的な見地から施設の整備を検討します。

3. 自己実現の機会の充実と拡大

(新しい福祉の仕組みづくりの項参照)

4. 保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の充実

(新しい福祉の仕組みづくりの項参照)

5. 福祉のまちづくりの推進

高齢者だけでなく、障害者や病弱者等が安全で不自由なく社会生活ができるよう、公共施設等のバリアフリー化の推進を図ります。

≫第3項 障害者福祉の推進≪

現況と課題

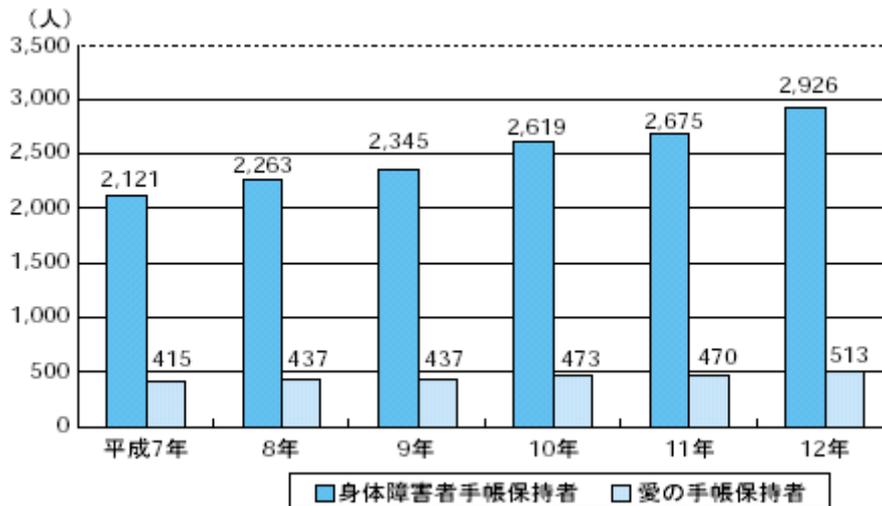
本市では、地域福祉計画の中の障害者福祉部門を「障害者プラン」と位置づけて、その計画の実現に向けて努力を重ねています。本市における障害者は、平成7年の障害者手帳所持者2,121人、知的障害者415人が、平成12年には障害者手帳所持者2,926人、知的障害者513人とそれぞれ805人、98人増加しており、高齢化の進行も加わってこの増加傾向は今後も続くものと考えられます。

平成7年の精神保健法の改正により、精神障害者の地域福祉施策は新たな行政課題となりました。さらに平成11年の精神保健福祉法の改正により、地域社会に根ざした生活支援という観点から、住民に身近な市の役割は増しています。

ノーマライゼーションの理念のもと、身体、知的及び精神など障害を持つすべての人が家庭や地域で自立して生活ができるよう、一人ひとりのニーズに対してきめ細かいサービスを総合的・効果的に提供する必要があります。家族等のニーズを把握し、その実情に応じた障害者施策が求められています。

国は「障害者プラン」を策定し、これを受けた重点施策実施計画では、社会的自立、バリアフリー化など7つの視点・課題を挙げています。また、東京都の「ノーマライゼーション推進東京プランー東京都障害者計画(平成9年度改定)」は、施策目標として自立生活、基盤整備など5つの課題を設定し、施策展開の方向性を示しています。市は、これら国や東京都の動向も踏まえた施策の展開が求められています。

障害者手帳及び愛の手帳保持者数の推移

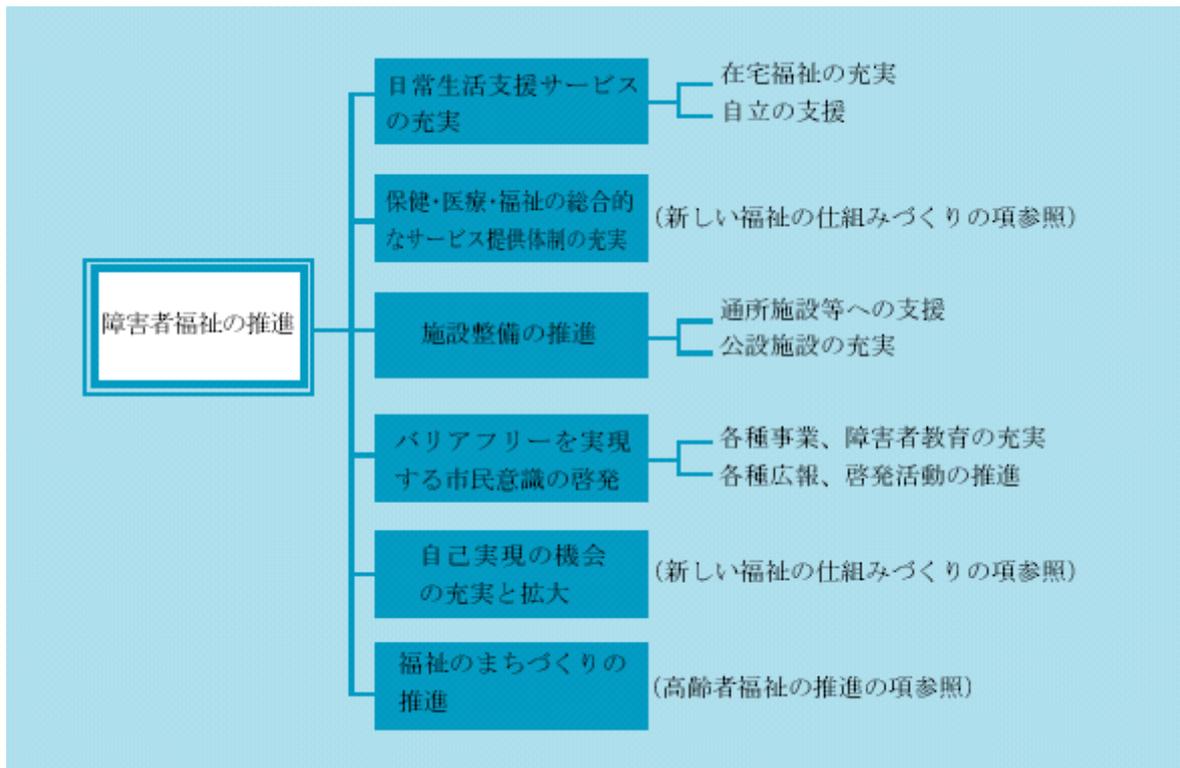


資料:健康福祉部障害福祉課(10月1日現在)

施策の方向

- すべての障害者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活支援サービスの充実を図ります。
- 保健・医療・福祉の総合的なサービス提供を図るための機能を充実していきます。
- 在宅サービスや身边自立支援の充実を図るため、施設整備の推進に努めます。
- 心のバリアフリーを実現させる市民意識の啓発を推進していきます。
- 社会への参画により生きがいを持って人生を過ごせるよう、自己実現の機会の充実と拡大を図ります。
- 社会生活をおくる上での支障を少なくし、社会参画が促進されるよう、福祉のまちづくりを推進していきます。

施策体系



施策の内容

1. 日常生活支援サービスの充実

(1) 在宅福祉の充実

援助を必要とする障害者が、いきいきと住み慣れた家庭で充実した日常生活が送れるよう、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス、移動サービス、ガイドヘルプサービスや入浴サービス等、各種事業の充実を図ります。

また、重度身体障害者及び難病患者の生活の安全を確保するため、緊急通報システムの拡充を図ります。

(2) 自立の支援

障害者が地域の一員として自立し安心して暮らせるよう、総合的・一元的相談体制を確立し、適切なサービスを総合的・効果的に提供できるよう、障害者地域自立生活支援センター、精神障害者地域生活支援センターの整備を進めます。

2. 保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の充実

(新しい福祉の仕組みづくりの項参照)

3. 施設整備の推進

(1) 通所施設等への支援

社会復帰を目的とした障害者が通所する民間の授産施設や訓練施設の運営等に対して、助成・支援を進めます。

(2) 公設施設の充実

心身障害者の地域での自立生活を支援するため、障害者の在宅サービスの拠点施設であるさいわい福祉センターの充実を図ります。また、就学前の障害児が適切な療育・訓練により豊かな発達を図れるよう、わかくさ学園(心身障害児通園施設)の整備・充実を図ります。

4. バリアフリーを実現する市民意識の啓発

(1) 各種事業、障害者教育の充実

身近な地域で市民と障害者が交流できるような行事、活動等を積極的に支援します。

(2) 各種広報、啓発活動の推進

障害者の多様な活動や障害者問題について、市民の理解と認識が深められるよう、広く周知徹底を図ります。

5. 自己実現の機会の充実と拡大

(新しい福祉の仕組みづくりの項参照)

6. 福祉のまちづくりの推進

(高齢者福祉の項参照)

第2節 健康でいきいきと暮らせる環境づくり

≫第1項 保健医療の充実≪

現況と課題

本市では、平成9年に母子保健及び栄養改善事業等21事業が東京都から移管されたのに合わせて、保健福祉センター(旧東久留米保健所)を設置し、乳幼児から高齢者まで一貫した事業展開を行っています。さらに、保健・医療・福祉の連携を図る総合相談窓口も開設しています。

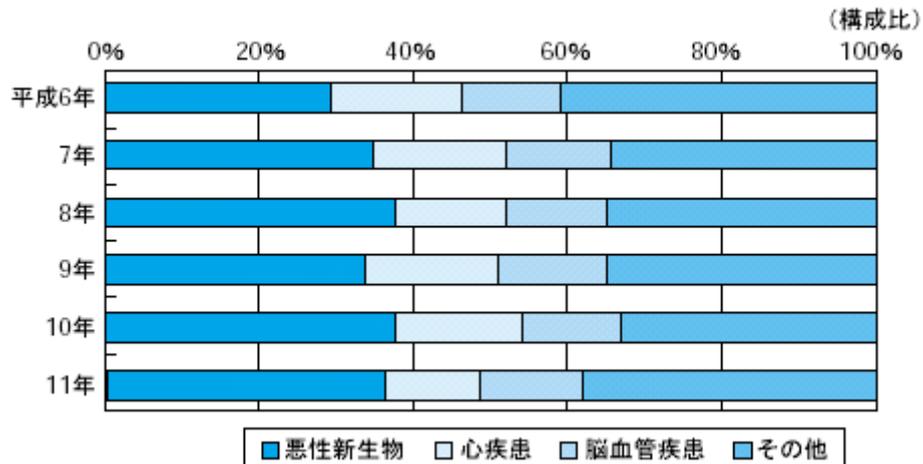
市の高齢化のスピードは東京都の平均より速く、平成13年1月1日現在の総人口に占める65歳以上の老年人口の割合が15.0%、10年後の平成22年には24.2%になると見込まれています。このため、高齢になってもいきいきと健康で暮らせるよう、「一次予防」に重点を置いた健康づくりがますます重要になってきています。

すべての市民が長年住み慣れた地域でいつまでも生きがいを持ち、かつ安心して生涯を過ごせるまちにするためには、すべてのライフステージにおける健康づくりが重要です。

市民が身近で利用しやすい保健・福祉サービスを提供するため、地域の特性を十分把握し、保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供する体制を作ることが必要です。

市民の声を反映するとともに、参加しやすい事業展開を図り、保健・医療・福祉の連携の取れた健康づくりの機会と場を提供していくことが必要です。

死亡総数に占める三大死因の割合



資料: 多摩東村山保健所

医療関係施設の推移

区分	平成7年	8年	9年	10年	11年	12年	
施設数	総数	169	170	171	184	195	200
	病院	4	4	4	4	4	4
	診療所	60	63	64	67	69	72
	歯科診療所	52	54	54	56	57	56
	施術所	44	45	44	52	60	62
助産所	9	4	5	5	5	6	
病床数	総数	371	371	371	371	368	373
	普通	187	187	187	187	184	187
	結核	—	—	—	—	—	—
	精神病	184	184	184	184	184	184
感染症	—	—	—	—	—	—	
薬局	28	34	31	34	35	38	

※薬局数は薬事法で定められている数。病床数は診療所を含む。

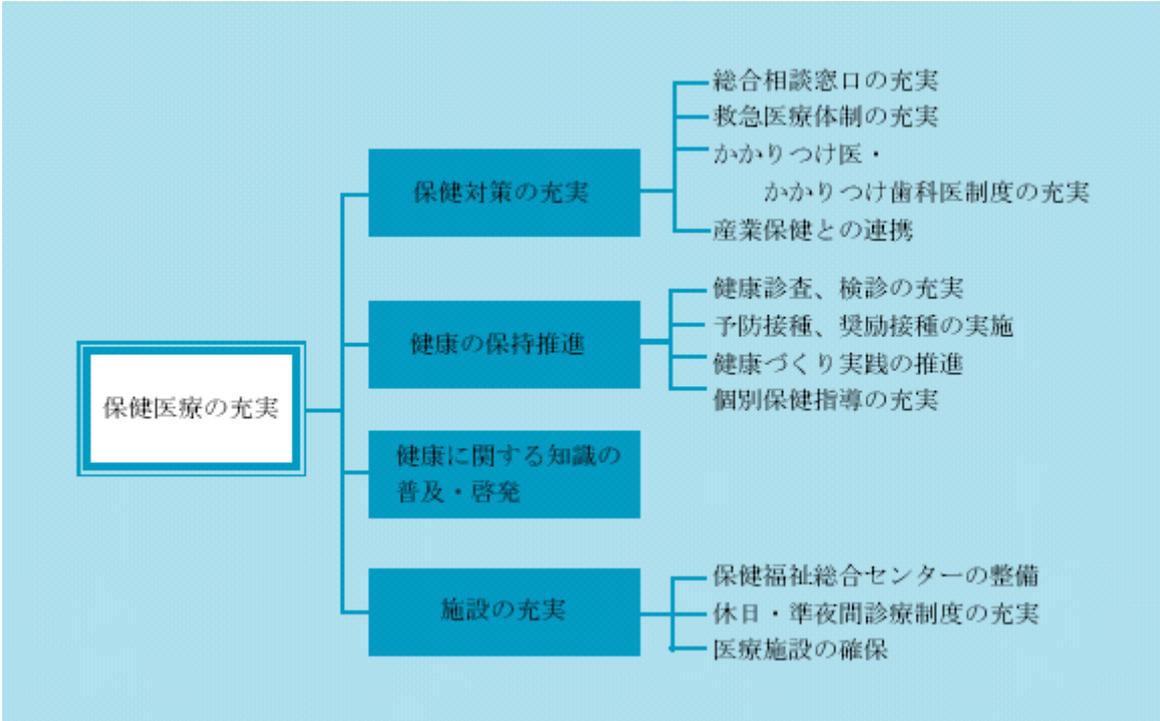
資料: 多摩東村山保健所

施策の方向

- 市民一人ひとりのライフステージや健康度合いに応じた、保健対策の充実を進めます。

- 生涯をいきいきと暮らせるよう、健康に関する知識の普及・啓発に努め、健康づくりを推進します。
- 地域の健康づくりの拠点として、保健・福祉等の施設の充実を図ります。

施策体系



施策の内容

1. 保健対策の充実

(1) 総合相談窓口の充実

市民が利用しやすい保健・医療・福祉の連携の取れた総合相談窓口を整備し、さまざまな世代に応じた一体的な保健・医療・福祉サービスの提供を促進します。

(2) 救急医療体制の充実

不慮の事故や急病時においても必要な医療が受けられるよう、関係機関の協力を得ながら救急医療体制の充実に努めます。

(3) かかりつけ医・かかりつけ歯科医制度の充実

医療機関と連携し、だれでもが身近に自分のかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち、気軽に健康相談・医療相談の受けられる体制の整備と制度の充実に努めます。

(4) 産業保健との連携

市内勤務者に対し健康の維持・増進を図るため、関係機関と連携し、保健・医療サービスの提供を促進します。

2. 健康の保持推進

(1) 健康診査、検診の充実

寝たきりや障害の原因となる病気や要因を速やかに発見し、早期に対応をしていくため、基本健康診査及び乳幼児健康診査など、各種健康診査の充実に努めます。

(2) 予防接種、奨励接種の実施

予防接種法に基づく予防接種を実施し、感染症の発生を防止します。また、保護者に対して、かかりつけ医師による勧奨接種の理解を求めるとともに、接種率の向上や接種後の事故防止などに努めます。

(3) 健康づくり実践の推進

健康づくりを目的とした自主グループ活動と協働して健康づくりを推進するために、リーダーとなる推進員を育成し、地域全体で支え合う活動を展開します。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動との連携を図るなど、多角的な健康づくりを推進していきます。

(4) 個別保健指導の充実

一人ひとりの生活習慣や社会環境などの把握により健康状態の評価(ヘルスアセスメント)を行い、必要に応じた保健サービスの総合的な提供を推進します。生活習慣の改善が図られるよう、健康教育・健康相談事業における個別保健指導の充実に努めます。

3. 健康に関する知識の普及・啓発

自分の健康は自分で守るという自覚と責任を育み、生涯をいきいきと暮らせるよう、健康教育・健康相談・各種健康講座等の充実に努めるほか、健康手帳の交付など健康づくりの普及・啓発に努めます。

また、食生活改善普及活動を推進して、自分の健康は自分で守るという自覚と認識を広めるとともに、正しい食生活の普及・啓発に努めます。

4. 施設の充実

(1) 保健福祉総合センターの整備

保健・医療・福祉の機能を併せ持つ拠点施設として、保健福祉総合センターを整備し、総合相談窓口、各種検診、予防接種、健康相談、保健指導、訪問看護、機能回復訓練等を充実させるとともに、休日診療体制の整備を図ります。

(2) 休日・準夜間診療制度の充実

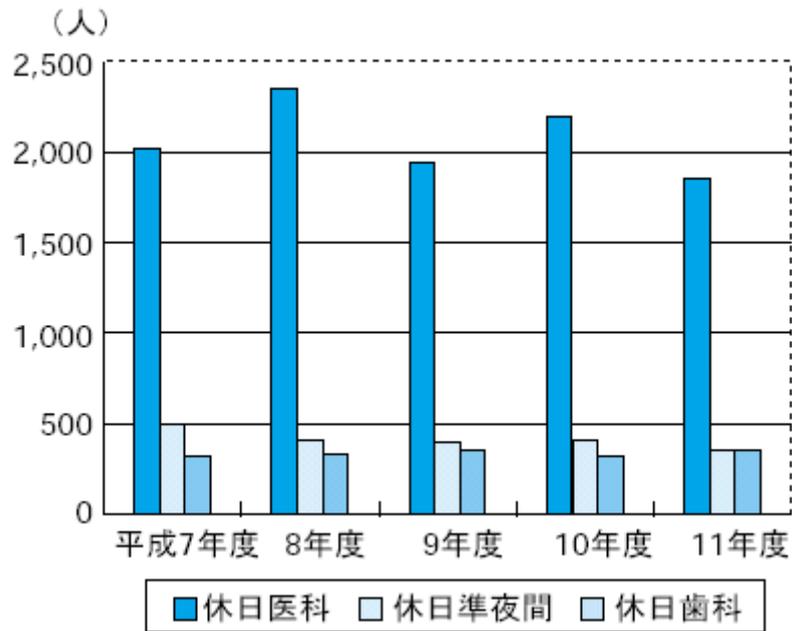
休日など診療が困難な時間帯における救急医療需要に対処するため、保健福祉総合センター内に休日内科診療所・休日歯科診療所を併設します。

また、準夜間帯における診療需要に対処するため、医療機関による準夜間診療の充実に努めます。

(3) 医療施設の確保

地域医療の向上と高齢者医療等、増大する医療需要に対処するため、医療施設が適切に確保されるよう、関係機関に要請します。さらに、当市を含め、近隣8市で構成する公立昭和病院を高度専門医療や救急医療機能を持った地域医療センターとして、その機能及び施設の充実に努めます。

休日・準夜間診療受診者の推移



資料：健康福祉部健康課

≫第2項 低所得者福祉の推進≪

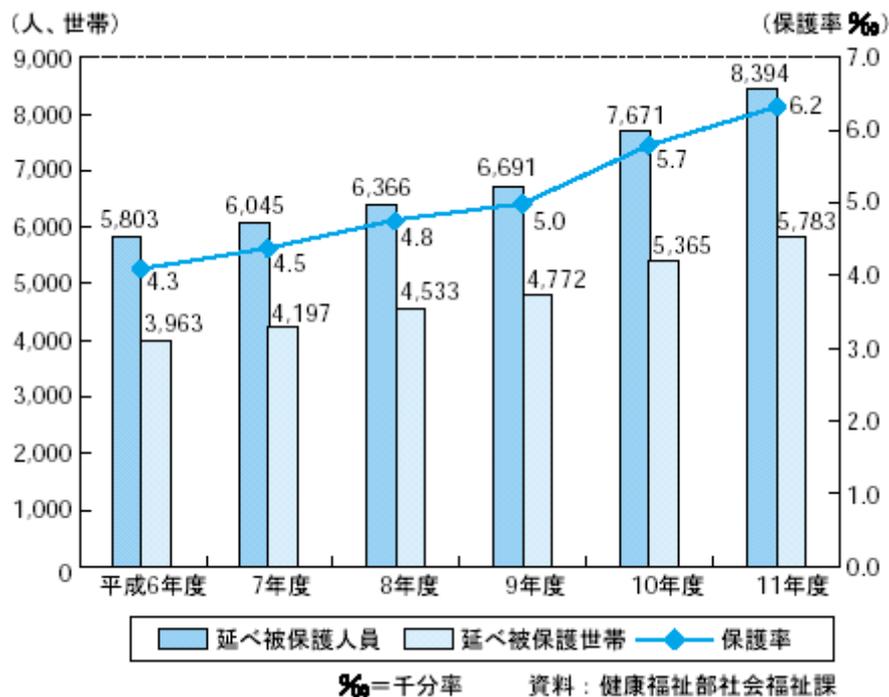
現況と課題

本市における生活保護の状況は、長期の経済不況、高齢社会の進展、離婚の増加などにより平成6年度の被保護世帯が延べ3,963世帯であったものが平成11年度には延べ5,783世帯と毎年増加し、保護率も4.3%から6.2%へと上昇しています。景気の低迷等によって厳しい雇用情勢が続く中、今後も保護率の上昇が続くことも考えられます。

被保護世帯は、高齢、傷病、障害などのハンディキャップを持った世帯が多く、これらの世帯が抱える問題も多様化しているため、処遇面での対応が難しくなっています。

生活困窮者の実態を把握して、適切な相談、助言、指導を行い、自立促進による生活基盤の安定化を図り、健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

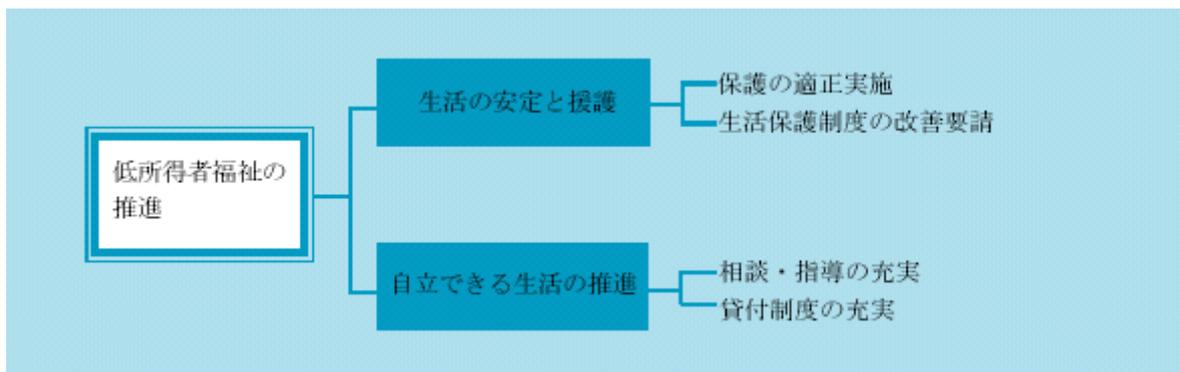
生活保護の推移



施策の方向

- 経済的、社会的に援助を必要とする世帯の生活の安定と自立の促進を図るため、生活実態に即した制度の改善などを国に要望するとともに、適切な援助の実施に努めます。
- 生活実態を的確に把握し、自立を促進するため、相談、援助、指導体制の充実を図ります。

施策体系



施策の内容

1. 生活の安定と援護

(1) 保護の適正実施

不安を持つことなく健康で文化的な生活ができるよう、生活保護法に基づく適正な保護を行います。

(2) 生活保護制度の改善要請

生活保護制度の改善、社会状況に対応した生活保護基準の改善を国に要請します。

2. 自立できる生活の推進

(1) 相談・指導の充実

生活保護世帯の自立生活を助長するための相談、助言、指導ができるよう、体制の充実に努めます。また、民生委員、社会福祉協議会、その他の関係機関と連携して生活困窮者の把握に努めます。

(2) 貸付制度の充実

一時的な生活資金の不足を補うための生活資金貸付制度の充実と周知を図ります。

≫第3項 社会保障の充実≪

現況と課題

本市の国民健康保険の加入状況は、被保険者数 38,071 人、加入世帯 19,692 帯で、全世帯に対する加入率は 43.8%です(平成 11 年度)。保険の対象者からくる財政基盤の脆弱さなどから、一般会計より市民税などの一般財源で補てんを行い、収支の均衡を保っています。各種保健事業の推進やスポーツの振興などにより健康管理の充実や健康増進を進めるとともに、財源の確保と負担の公平の観点から、収納率向上への努力と国民健康保険税の見直しを進めていく必要があります。

介護保険制度が平成 12 年 4 月に発足しました。介護保険は、高齢者の介護を家族だけの問題として捉えるのではなく社会全体で支えていく制度で、本人の選択に基づいた適切な介護サービスが、多様な事業者や施設から総合的かつ効率的に提供されることになりました。この制度の趣旨に基づき、介護サービスの安定的な供給とサービス内容の充実を図るとともに、保険制度安定のため、低所得者対策や財政の健全性確保に向けた国の十分な対応が求められています。

高齢社会の進行に伴い、健全な市民生活の維持に欠かせない国民年金制度の充実が求められています。この年金制度を維持し充実させていくためにも、年金制度の必要性の周知と加入の推進をするとともに、保険料の収納を促進し、受給権の確保に努めることが重要です。

国民健康保険加入状況

年度	総世帯数	加入世帯数	加入割合 (%)	総人口	被保険者数	加入割合 (%)
平成6年	41,904	14,770	35	112,276	30,589	27
7年	42,367	15,230	36	111,852	31,098	28
8年	42,971	15,814	37	112,076	31,688	28
9年	43,696	16,802	39	113,039	33,592	30
10年	44,929	17,603	39	114,364	35,112	31
11年	44,916	19,692	44	113,242	38,071	34

資料：市民部保険年金課(年度末)

国民健康保険医療費の推移

年度	被保険者数	費用額(千円)	一人当たりの費用額(円)	一人当たりの費用額指数
平成6年	30,589	4,171,264	136,365	100
7年	31,098	4,476,901	143,961	106
8年	31,688	5,008,496	158,057	116
9年	33,592	5,258,786	156,549	115
10年	35,112	5,408,555	154,037	113
11年	38,071	5,863,463	154,013	113

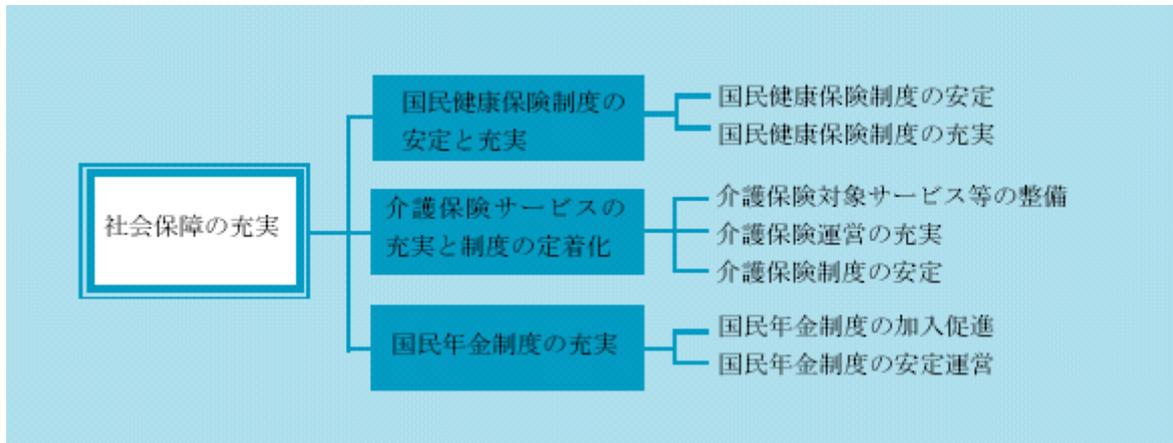
一人当たりの費用額指数:平成6年度の一人当たりの費用額を100とした場合の指数

資料:市民部保険年金課(年度末)

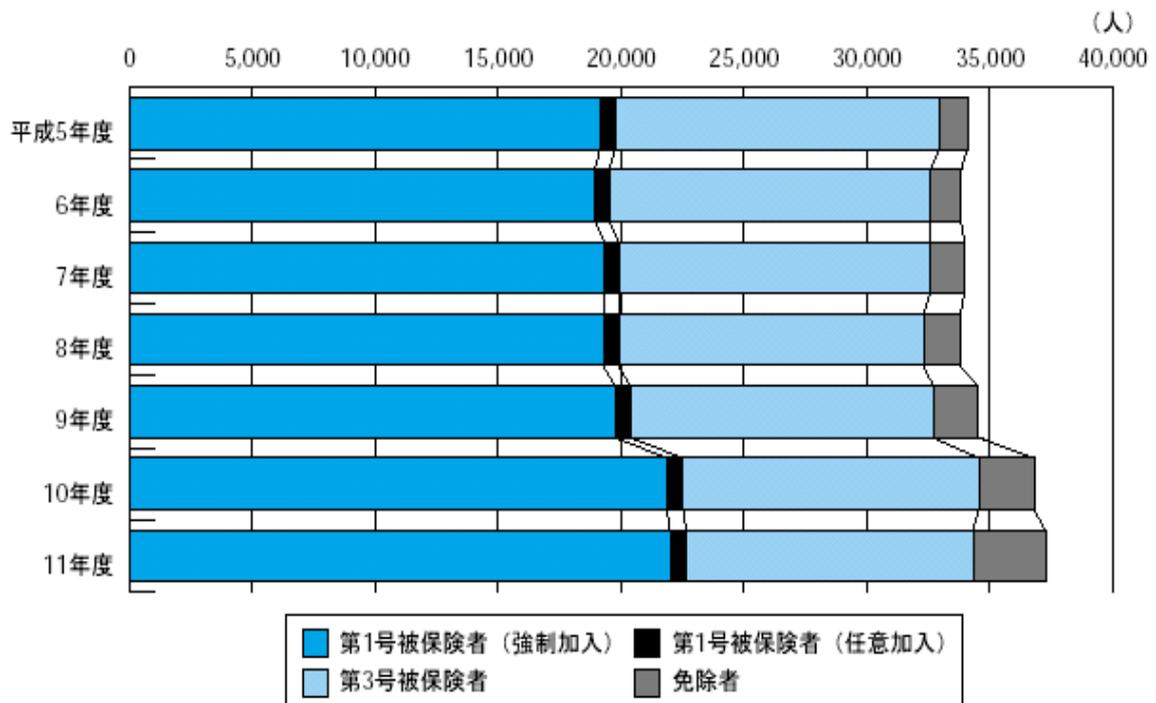
施策の方向

- 国民健康保険制度の安定と充実を国や東京都に要請をするとともに、被保険者である市民の理解のもと、財政運営の健全化に努めます。
- 住み慣れた地域社会の中で、支え合い、いきいきと暮らせるよう、介護保険サービスの充実を図るとともに、制度の定着化や適正な運営を推進します。
- 市民が将来にわたり安定して暮らせるよう、国民年金の加入対策や保険料収納対策などを推進し、国民年金制度の充実を図ります。

施策体系



国民年金加入状況



資料：市民部保険年金課

施策の内容

1. 国民健康保険制度の安定と充実

(1) 国民健康保険制度の安定

国民健康保険制度の財源措置の改善などを国や東京都に要請するとともに、給付と負担の適正化などにより、その安定化を図ります。

(2) 国民健康保険制度の充実

市民の健康づくりのため、さまざまな啓発活動を推進し、医療費の抑制を図るとともに、給付率や給付内容などの充実を国に要請します。

2. 介護保険サービスの充実と制度の定着化

(1) 介護保険対象サービス等の整備

利用者のニーズに合った介護サービスが円滑に提供されるよう、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど各事業の充実・拡充を図り、総合的な介護サービスの基盤整備に努めます。

(2) 介護保険運営の充実

介護保険の円滑な運営と利用者本位の介護サービス等の提供が適切に行われるよう、課題の把握と改善事項について、市民参加による介護保険運営協議会・介護サービス事業者協議会において検討します。

(3) 介護保険制度の安定

被保険者に対して、保険制度の内容をわかりやすくお知らせし、保険財政の健全化に努めるとともに、安定した制度の運営ができるよう、国や東京都に対して財政支援を要請します。

3. 国民年金制度の充実

(1) 国民年金制度の加入促進

国民年金未加入者や対象者に対して啓発活動を推進し、加入促進を図るほか、保険料未納者に対する納付奨励に努めます。また、年金相談や各種説明会を開催し、その周知徹底に努めます。

(2)国民年金制度の安定運営

少子・高齢化の進むなか、国民年金が世代間で相互に支え合う社会保障制度として、安定的に市民の老後生活を支えられるよう、国や東京都に対し、制度の改善や抜本的な検討を要望していきます。

国民年金給付状況

年度	拠出年金受給者（短期）						拠出年金受給者（長期）			福祉年金等受給者	
	総数	障害基礎年金	障害年金	遺族基礎年金	母子年金	寡婦年金	老齢基礎年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢福祉年金	障害基礎30～4附25
平成6年	223	86	79	24	7	27	3,341	2,200	1,507	360	385
7年	225	86	74	29	7	29	4,243	2,120	1,505	320	386
8年	246	103	63	33	27	20	5,422	2,054	1,482	285	429
9年	259	120	78	31	3	27	6,689	1,970	1,457	252	462
10年	278	140	76	32	3	27	7,930	1,884	1,449	233	548
11年	277	136	74	39	3	25	9,127	1,802	1,402	194	589

資料：市民部保険年金課

基本目標4 高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち

◆ まちづくり指標

○ 要介護高齢者の出現率

年	平成11年	平成12年	平成17年
%	10.9	11.2	11.4

高齢者人口に占める介護保険の要支援・要介護と認定される人の割合です。
介護予防・生活支援事業や老人保健健康教育・相談事業などの実施により、国の想定している出現率 13.0%より低い数値を目指します。

○ 障害者施設などに通所する人の数

年	平成7年	平成12年	平成17年
人	220	310	380

4月1日現在の法人を含む心身障害者用施設と精神障害者用施設で通所訓練等を行う人の合計人数です。

養護学校等を卒業する障害者の受け入れも可能となるよう、通所訓練の場の整備を図ります。

在宅障害者の自立と社会復帰を促進し、障害を持つ人が生きがいをもって生活できるまちを目指します。

第5章 豊かな出会いでにぎわうまち

第1節 地域社会に根ざした経済活動の振興

第1項 都市農業の推進

第2項 商工業の振興

第2節 心を豊かにする生涯学習活動の振興

第1項 社会教育の推進

第2項 スポーツ・レクリエーションの充実

第3項 芸術・文化の振興

東久留米市指定文化財一覧

まちづくり指標

第1節 地域社会に根ざした経済活動の振興

≫第1項 都市農業の推進≪

現況と課題

本市の農業は、都市化の進展による農地の減少とともに、農業就業人口に占める65歳以上の従事者の割合が平成2年27%から平成12年40%と高齢化が進み、加えて、後継者確保の難しさ、周囲の住宅化に伴う営農環境の変化、相続税等の税制の問題などにより、その経営はますます厳しい状況に置かれています。

都市農業は、緑や防災空間としてやすらぎと安全な生活環境を提供するとともに、新鮮で安全な農産物を供給するなど、市民生活に欠かせないものです。

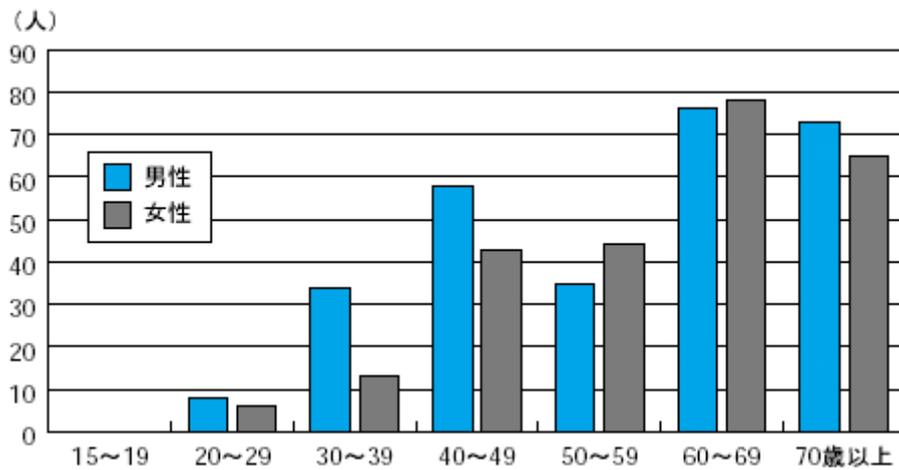
農業経営の厳しい状況や、農地の無秩序な開発による住環境の悪化などから、まちづくり全体の中にとりわけ農業の重要さを位置づけた「農のあるまちづくり」を推進し、まとまった農地を残していく取り組みが必要です。

これら農業・農地の保全を図るため、経営の面からも支援を行い、時代変化への柔軟な対応力を養い、創意工夫を発揮しながら、やりがいのある農業経営を推進していく必要があります。

一方、農地、農業及び屋敷林の形づくる環境が、市民生活にやすらぎと安全を提供するものとして、市民の認識が高まり、定着するよう、暮らしの中でうるおいが実感できるような農家と市民の交流が重要です。

平成11年7月「食料・農業・農村基本法」が制定され、都市農業の位置づけが明確化されました。今後の農業振興策は、基本法ならびに東久留米市農業振興計画に基づき、農業の持続的な発展を確保し、さらには将来にわたり食料の安定供給及び多面的機能を発揮することが必要です。

基幹的農業従事者の年齢別人数



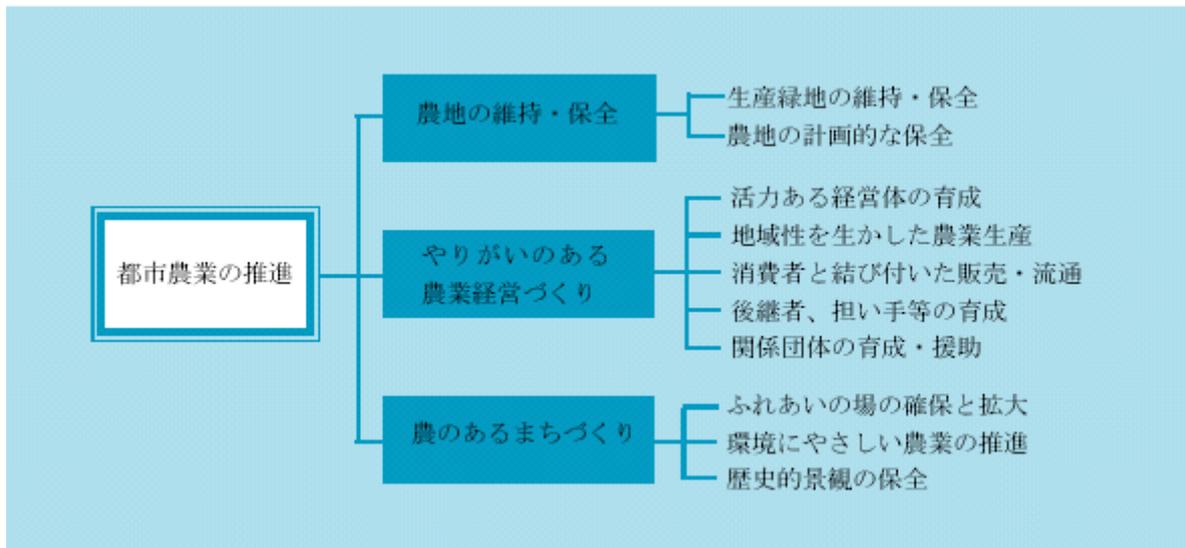
基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した世帯員のうち仕事が主の世帯員数

資料：2000年世界農林業センサス

施策の方向

- 緑の豊かな自然環境を創出する貴重な資源として、農地の維持・保全に努めます。
- 都市農業を将来にわたって継続していくために、合理的、近代的経営体制の構築や後継者・担い手の育成などを推進し、やりがいのある農業経営づくりを支援します。
- 農地や農業に対する市民の理解を深め、うるおいとやすらぎをもたらす「農のあるまちづくり」を推進します。

施策体系



施策の内容

1. 農地の維持・保全

(1) 生産緑地の維持・保全

生産緑地の状況に応じた農業振興策を導入し、その維持・保全に努めます。

(2) 農地の計画的な保全

都市計画との整合・調整を図りながら、農業生産環境の整備と保全に努めます。

2. やりがいのある農業経営づくり

(1) 活力ある経営体の育成

長期的な都市農業のあり方を踏まえ、農業経営方策への適切な助言・指導を行い、農業者自身が経営者としての意識を持ち、時代にふさわしい経営感覚を持つ経営体としての育成を進めます。

(2) 地域性を生かした農業生産

地域ブランドの開発・振興への援助を図るとともに、時代や市民のニーズに応じて、有機・低農薬・低化学肥料の安全な農業を推進し、環境に配慮した農業の育成を進

めます。共同直売所の体制づくりや地域特性に応じた観光農業の検討などを行うとともに、市内需給体制の検討を行います。

(3)消費者と結び付いた販売・流通

市民の地場産品の入手意向に対応した作付け体系を確保するとともに、消費者との結び付きを強化した、多様な販売、流通ルートの開発を支援していきます。

(4)後継者、担い手等の育成

都市農業の役割について市民の理解を深め、後継者が誇りを持ち、魅力ある農業とするため、後継者や市民の援農体制も含めた新たな担い手の育成を支援します。

(5)関係団体の育成・援助

生産者組織、後継者組織の活動を支援しながら、業種団体、市民団体との交流機会の拡大を図り、都市農業への市民の理解を深め、経営体の新たな発展を支援していきます。

3. 農のあるまちづくり

農地の持つ生産機能やオープンスペースとしての役割を、総合的なまちづくりの中に位置づけ、地域と調和した「農のあるまちづくり」を推進します。

(1)ふれあいの場の確保と拡大

農業に対する市民の理解、農業情報の提供や交流を推進するために、市民農園など市民が農業体験を行う場の充実・拡大と観光農業の検討を行います。

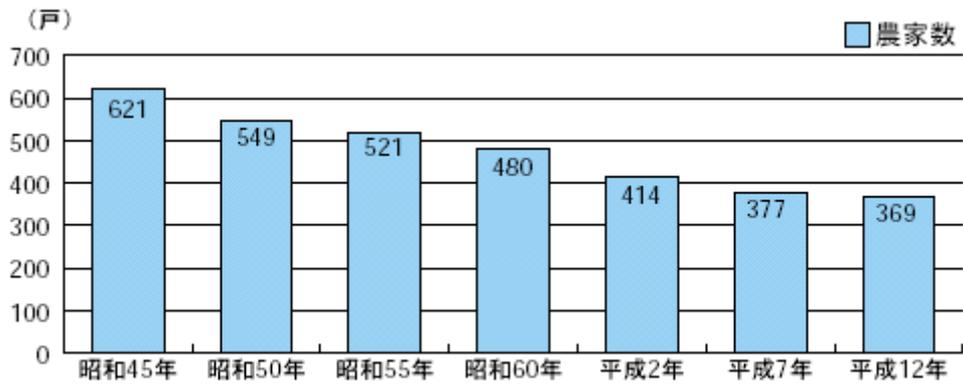
(2)環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業振興策として、農業用資材のリサイクル処理対策と、食物残渣・剪定枝等の堆肥化を検討します。

(3)歴史的景観の保全

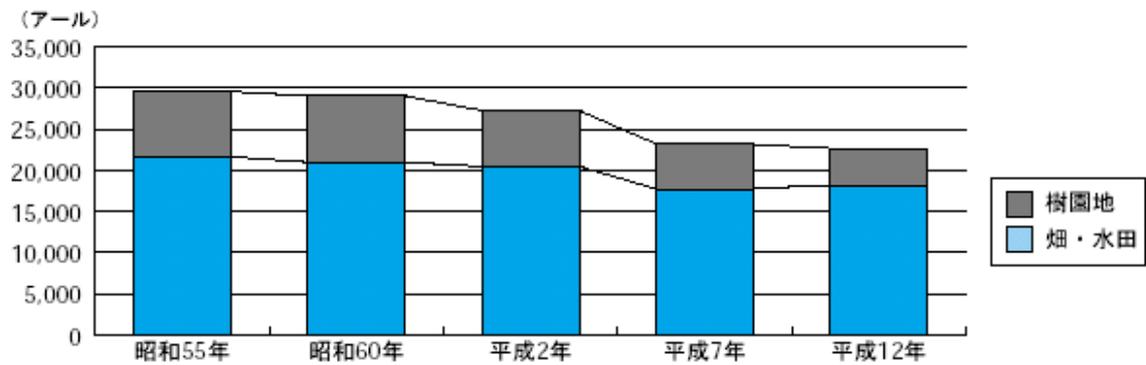
農地や屋敷林などが一体となった、武蔵野の面影を残す地区を指定し、その存続が図れるような制度を検討するなど、歴史的景観の保全に努めます。

農家数の推移



資料: 農林業センサス・農業センサス

経営耕地面積の推移



資料: 農林業センサス・農業センサス

≫第2項 商工業の振興≪

現況と課題

本市の商業は、平成 11 年の商業統計調査によると卸売業 190 店舗、小売業 718 店舗、従業員数 7,119 人で、年間販売額は 2,398 億円となっています。池袋・新宿・吉祥寺などの広域商業圏に含まれ、消費購買力の市外への流出が高まっています。市内においても商店街、大型店の商業圏が重なり合い、地区間競合も激しくなっています。

市民生活に必要な小売業や飲食店をはじめとする商業は、就業機会を提供したり、地域経済をうるおすだけでなく、まちの活性化に大きな役割を果たします。

このような環境の中で商業を振興していくためには、大型店との共存のあり方を模索しつつ、市外への購買力流出を抑制するための拠点的商业地の育成と、消費者の日常生活を支える身近な商店街を活性化させていくことが必要です。さらに、市民や NPO(非営利組織)などの地域活動が経済的効果を生み出し、地域の経済活動の活性化にも寄与するような仕組みづくりが必要です。

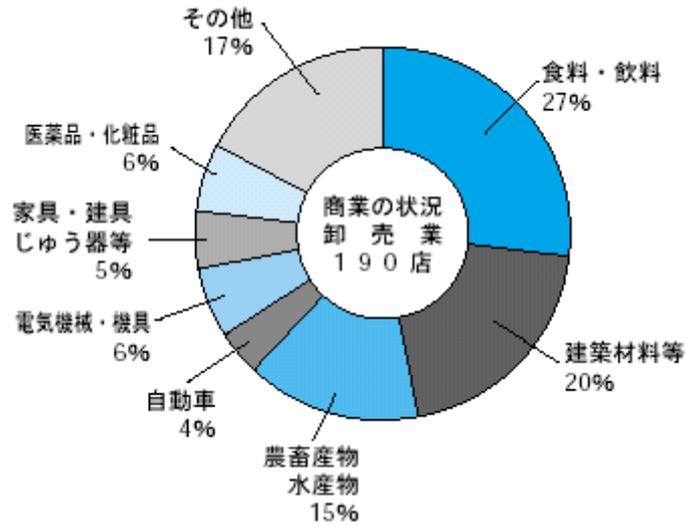
本市の工業は、平成 10 年の工業統計調査(従業者 4 人以上)によると、工場数 115、従業員数 4,729 人となっています。このうち従業員数では、食料品製造業(2,271 人)、電気機械器具製造業(623 人)、金属製品製造業(135 人)等が多数を占めています。

工場の大半は中小規模で、グローバル化、情報通信技術の革新、少子・高齢化の進行などによる経営環境のめまぐるしい変化に対応するのが難しい状況です。

企業経営の安定・向上のため、市としても中小企業資金融資制度の適切な運営、異業種交流の促進、情報交換等が重要です。さらに、環境・まちづくりと調和のとれた地域産業の創出が求められます。

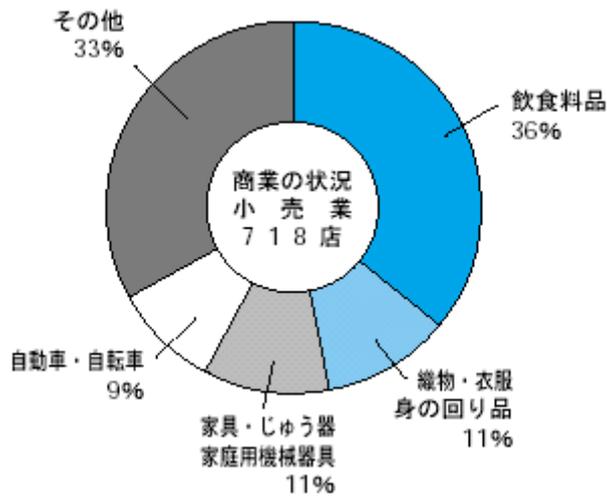
商工業活動を支えている勤労者対策も、重要な課題です。平成 8 年事業所統計調査によると、市内には 3,212 事業所があり、勤労者 29,967 人が仕事に従事しています。そのうち 10 人未満の事業所が 2,557 事業所と、小規模事業所の割合が 79.6%を占めている状況です。市内の中小企業勤労者のために、中小企業と大企業との間の労働福祉格差を是正し、生涯にわたり豊かで充実した生活をおくることができるよう、勤労市民共済会等福祉事業の支援を図ることが必要です。

商業の状況(卸売業 190店)



資料: 商業統計調査(平成 11 年 7 月 1 日)

商業の状況(小売業718店)

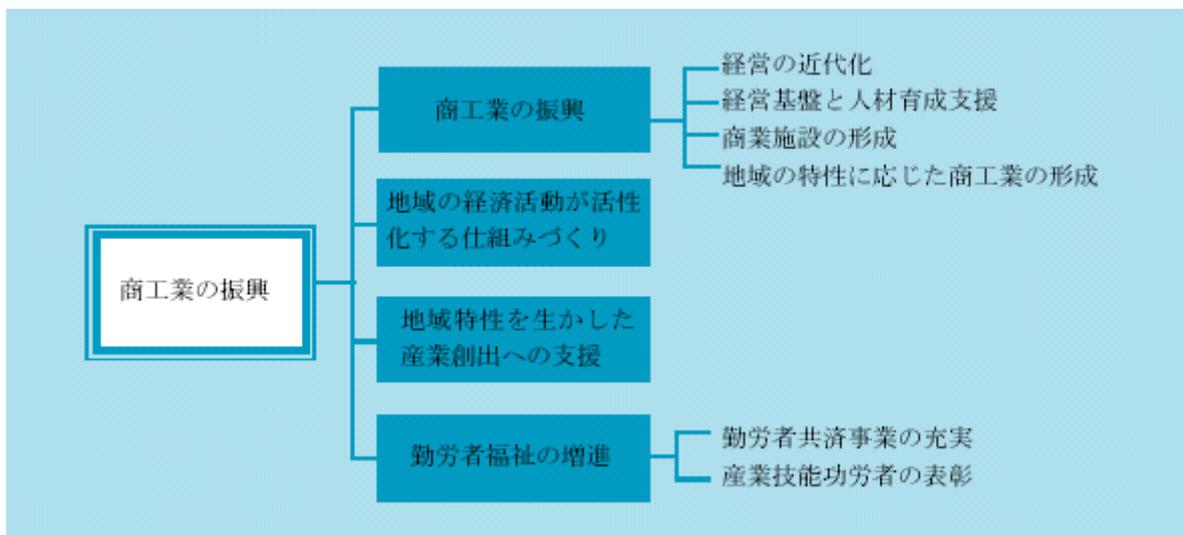


資料: 商業統計調査(平成 11 年 7 月 1 日)

施策の方向

- 事業者の主体性を基本に、魅力ある拠点的商业地の育成を支援し、商業を振興します。
- 地域の経済活動が活性化するように、市民やNPO（非営利組織）などの地域活動を経済活動に結びつけるような仕組みづくりや、女性や高齢者等への起業支援、情報通信技術の発達に伴うSOHOの支援などを検討します。
- 地域の特性を生かした産業の創出を支援します。
- 勤労者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

施策体系



施策の内容

1. 商工業の振興

(1) 経営の近代化

経営の近代化を進めるため、東京都や商工会と連携し、後継者や商店街リーダーの育成・強化を図ります。また、商店会振興組合や協同組合設立などによる商店街活動の充実を支援します。

(2) 経営基盤と人材育成支援

中小規模事業所の育成と経営の安定化を図るため、中小企業資金融資等制度の充実に努めます。また、商工会等と連携した商業者育成講座等で、新しい環境に対応できる人材育成を支援します。

(3) 商業施設の形成

小売店・大型店、専門店などの共存と環境に配慮した商業活動の指導に努めます。また、街路灯・カラー舗装・アーケード等の商業施設整備事業を進める商店会、商店会連合会等の取り組みに対して、国や東京都等の助成事業を活用し、支援します。

(4) 地域の特性に応じた商工業の形成

中心市街地の形成や広域的な商業拠点の形成、産業活動の立地整備を都市計画によるまちづくりとの整合性を図りながら進めます。

2. 地域の経済活動が活性化する仕組みづくり

市民やNPO団体をはじめ、女性や高齢者等への起業支援、商店のカード事業、ホームページ開設事業等の情報化推進事業及びSOHO支援事業等について、消費者、産業関係者、行政とが連携した推進体制の仕組みづくりを検討します。

3. 地域特性を生かした産業創出への支援

大根・ほうれん草・シクラメン・ブルーベリー等の地場産生産物を生かした新しい加工品や特産品生産などの産業の創出・育成に向けた取り組みに対して、支援を検討します。また、「市民みんなのまつり」等イベントも活用しながら行政と市民、農業者、商工会、商店会等が連携した産業創出の支援を図ります。

4. 勤労者福祉の推進

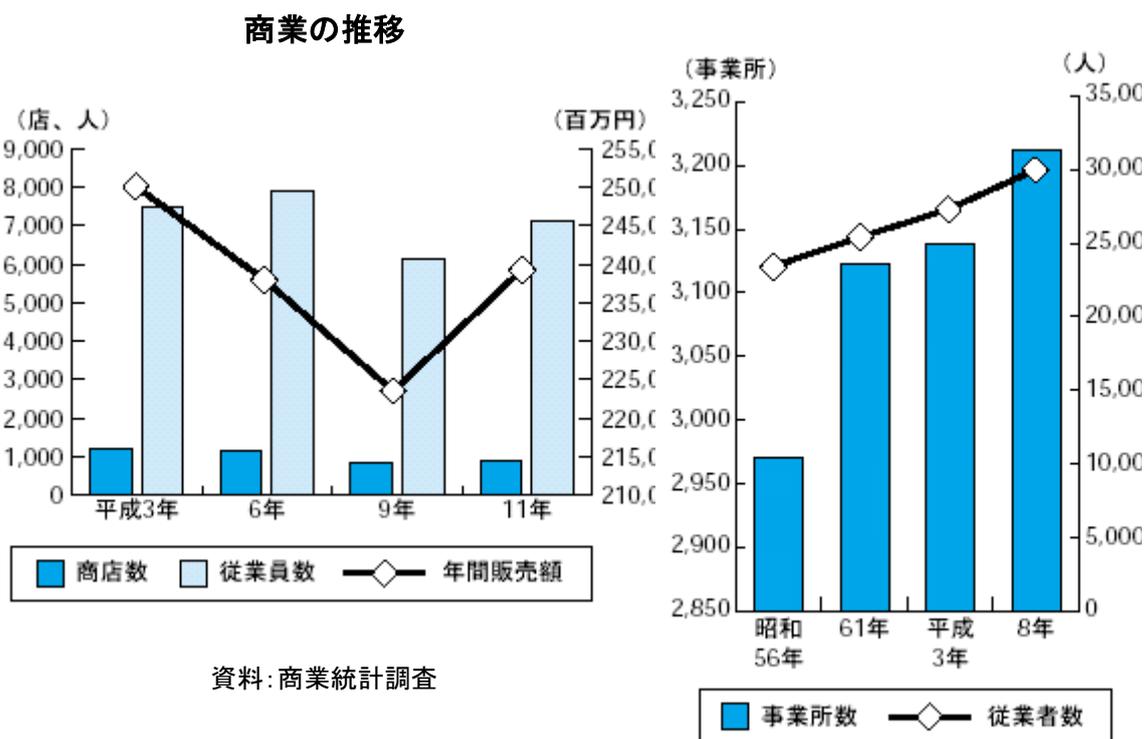
(1) 勤労者共済事業の充実

市内の事業所に勤務する者の大部分は中小企業の勤労者です。安心して働きながらゆとりある豊かな生活が送れるよう、福利厚生対策の充実を図るため、勤労市民共済会事業を支援します。また、商工会が実施している退職金共済事業などの共済事業と勤労市民共済会との連携を図ります。

(2) 産業技能功労者の表彰

産業の発展及び長年にわたり技能の鍛練や後進の育成等に、また、ベンチャー企業など地域産業の振興に向けた新たな産業の創造等に貢献した市民の表彰を行います。

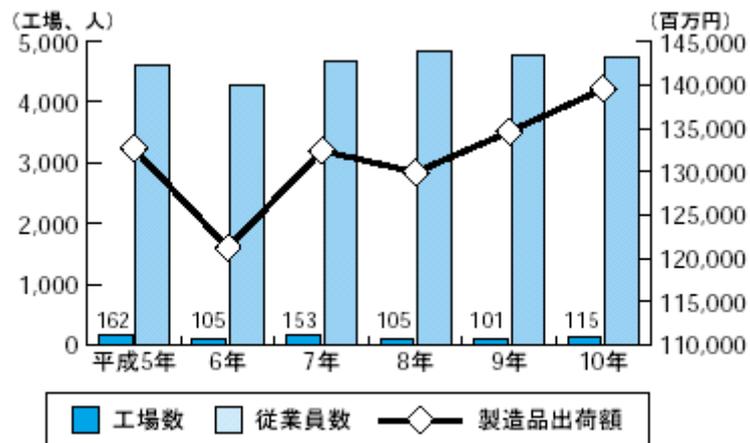
事業所の推移



資料: 商業統計調査

資料: 事業所統計調査

工業の推移



注) 平成6年・8年・9年・10年は従業者4人以上の事業所数、
平成5年・7年は全事業所数

資料:工業統計調査

第2節 心を豊かにする生涯学習活動の振興

≫第1項 社会教育の推進≪

現況と課題

本市では、各年齢層に応じた多様な学習機会の提供、豊かな人間性とゆとりを求める気運に応える環境整備を目指して平成8年に「生涯学習推進計画」を策定し、公民館・図書館など社会教育施設の整備や各種社会教育講座の開設・運営をはじめ、視聴覚教育などに必要な機材及び資料の提供を進めてきました。

平均寿命の伸長や労働時間の短縮などにより余暇・自由時間が増え、加えて高学歴化、国際化、情報化の進展などにより、生涯にわたり主体的にみずからを高める機会を持てるよう、また心豊かに暮らしを楽しめるよう、生涯学習活動への積極的な参画意欲が高まっています。

市民が求める生涯学習情報を的確に把握して提供するシステムを確立するとともに、増大かつ多様化する学習意欲に対処するために、効率的な施策展開と機会・場の整備をさらに推進していく必要があります。

また、社会教育の充実を図るためには、指導者養成をはじめ自主グループの育成援助など、まちづくりにつながる社会教育環境の醸成も重要です。

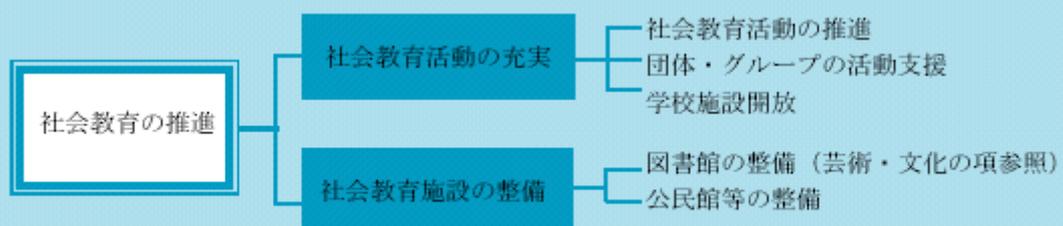
現在、社会教育施設として中央公民館及び中央図書館等が設置されていますが、経済の発展、社会環境の変化、交通手段の発達などに伴い、市民の日常生活圏は市域を越えて形成されています。今後は、広範な市民ニーズに応えるため、福社会館、地域センター、地区センターなど、さらには近隣市の各施設を広域的・有機的に結びつけ、有効に活用する体制づくりが必要です。さらに今後の地域における社会教育活動の場として、小中学校施設の開放を推進していく必要もあります。



施策の方向

- 市民のニーズや社会的課題に対応した学習機会の提供をはじめ、指導者の養成、自主グループの育成援助を通じて社会教育活動の充実を図り、生涯学習によるまちづくりを推進します。さらに、諸施設で開催されている学習機会を体系的に整備して、効率的な施策展開に努め、社会教育活動の充実を図ります。
- 生涯学習意欲の高まりに応えるため、公民館、図書館、学校、その他公共施設の有機的連携を基本に、社会教育施設の整備を図ります。

施策体系



施策の内容

1. 社会教育活動の充実

(1) 社会教育活動の推進

子どもから高齢者まで幅広い市民を対象に、レクリエーションから文化芸術分野までの各種事業を実施します。

(2) 団体・グループの活動支援

社会教育団体や自主グループ等がより活発に活動できるよう、情報の提供やリーダー養成等に必要な指導・援助を行います。

(3) 学校施設開放

地域に根ざした社会教育活動を展開させるために、身近な施設として小中学校における余裕教室を社会教育施設として整備し、生涯学習の場として開放し効率的活用を図ります。

2. 社会教育施設の整備

(1) 図書館の整備

(芸術・文化の項参照)

(2) 公民館等の整備

社会教育の拠点施設である公民館の機器等の整備及び施設の補修整備を行います。

また、市民のつながりを広め深めるため、中央公民館と各地域センター等を有機的に結び有効に活用する体制づくりを検討します。

市民が主体的・自発的意志に基づいて行う生涯学習によるまちづくりを充実させるため、生涯学習ぷらざを各種機能を併せ持つ複合施設(旧本庁舎跡地)に移転新築し、その充実を図ります。

≫第2項 スポーツ・レクリエーションの充実≪

現況と課題

本市は、平成12年にオープンしたスポーツセンターをはじめ、野球場やテニスコートなど、市民の自発的なスポーツ・レクリエーション活動を支える屋内外の施設の充実を図ってきました。さらに、各種教室の開催、スポーツ指導者の養成、ニュースポーツの普及活動などにも取り組んできました。

余暇の増大や健康への関心の高まりとともに、ゆとりとうるおいといった生活の質の向上への欲求が増大しています。このような背景から、市民による多様なスポーツ・レクリエーション活動が活発化しています。

高齢者や障害を持つ人などをはじめ、だれもが気軽に楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション教室の充実、世代に合った生涯スポーツの普及、市民のスポーツ活動を支える指導者の養成など、スポーツ・レクリエーション活動の振興が重要です。

多様な市民ニーズに応えるため、多目的運動施設の整備とともに、学校の校庭・体育館などの公共施設や民間施設の利用促進を図るなど、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図る場の充実が必要です。

体育施設利用者数

施設名		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
野球場	滝山球場 ほか1	25,007	22,110	22,909	17,793	25,094
白山調整池		8,022	6,985	4,177	4,189	1,250
ゲートボール	中央町 ゲートボール場 ほか6	13,203	12,821	14,274	13,879	14,310
テニスコート	市立テニス コートほか5	144,718	165,000	171,081	173,300	182,927
野球の広場	不動橋野球の 広場ほか1	14,661	17,760	13,404	17,562	15,462
野外訓練施設		2,812	2,324	2,676	2,431	2,031
運動広場	西部運動 広場ほか1	16,941	30,422	31,007	32,003	40,867
青少年センター		9,101	8,238	9,042	9,166	13,547

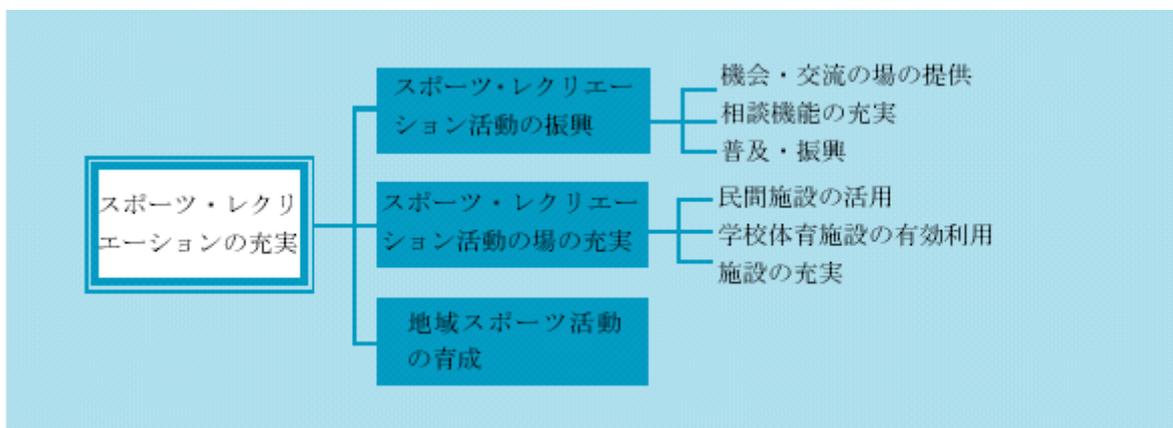
スポーツセンター利用者数	※オープン当初の平成12年4月～12月まで	12年度 166,535
--------------	-----------------------	-----------------

資料：生涯学習部社会体育課

施策の方向

- スポーツ教室や各種大会など参加機会の充実、市内外のスポーツ情報の提供、相談体制の拡充や指導者の育成など、スポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。
- 市内外の既存スポーツ施設の有効的・有機的な活用を推進し、多様な市民ニーズに応えながら、スポーツ・レクリエーション活動の場の充実に努めます。
- 地域の中で、いつでもだれでも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動が行われるよう、場の拡大と活動の育成、援助を推進します。

施策体系



施策の内容

1. スポーツ・レクリエーション活動の振興

(1) 機会・交流の場の提供

健康・体力づくりやスポーツに市民が自主的に親しめるよう、スポーツ教室の充実など、きっかけづくりの提供に努めます。さらに、スポーツ団体等と連携し、市民スポーツ交流の場の提供、拡大を図ります。

(2) 相談機能の充実

スポーツセンター機能を活用したスポーツ情報の提供、スポーツ健康相談・体力相談等の充実を図ります。

(3) 普及・振興

スポーツ・レクリエーション活動の推進役である体育指導委員の資質向上、市民スポーツ振興の要である体育協会等各種団体の指導者育成を図ります。また、地域のクラブリーダーの発掘に努め、幅広い年齢層を対象にした、だれでも気軽に参加し楽しめるニュースポーツなど、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に努めます。

2. スポーツ・レクリエーション活動の場の充実

(1) 民間施設の活用

事業者などの協力のもと、公共施設の補完施設として、継続利用・借り上げを検討しながら民間施設の活用を図ります。

(2) 学校体育施設の有効利用

完全学校週5日制の導入を考慮した学校体育施設の有効利用を図り、地域体育施設としての仕組みづくりを検討します。

(3) 施設の充実

野球場・多目的運動広場等の施設整備を促進し、スポーツ・レクリエーション活動を支援する施設の充実を図ります。

3. 地域スポーツ活動の育成

学校体育施設等を拠点として、学校開放運営委員会、体育協会、体育指導委員、各種スポーツ団体指導者等の連携・協力を深め、市民主体による地域に根ざしたスポーツクラブの育成を推進します。

≫第3項 芸術・文化の振興≪

現況と課題

市民の芸術・文化活動の拠点として公民館、地域センター、市民プラザなどがあり、多彩な活動が推進されてきました。コミュニティ振興公社による芸術・文化活動も展開されています。

また、市内には地域の自然や歴史、貴重な文化財や遺跡が数多く存在しています。そこで郷土資料室を設け、発掘された資料等を展示するなど、市民の郷土学習意欲に応えています。

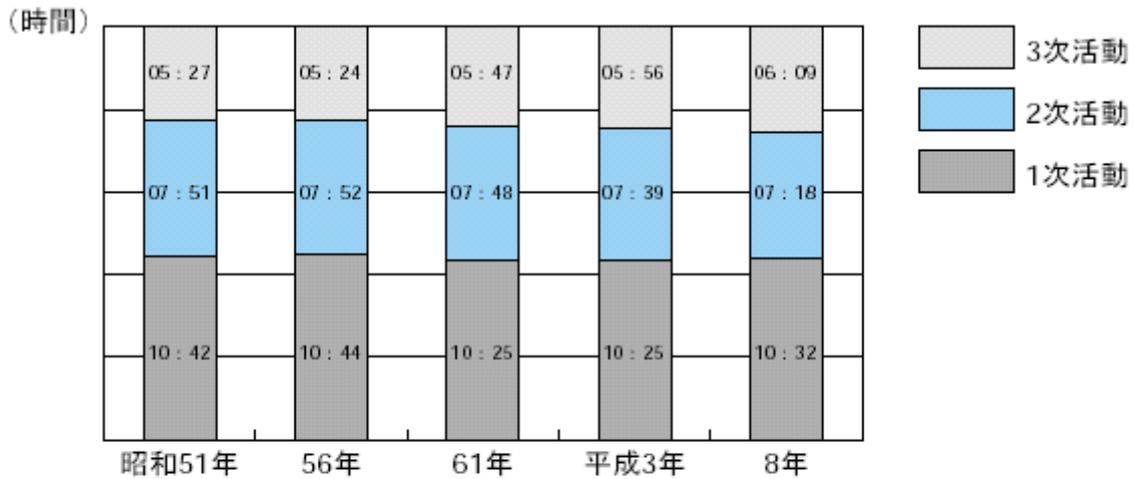
高齢社会や週休2日制の浸透などによる余暇時間の増加により、余暇の過ごし方への関心が高まっています。ゆとりや心の豊かさが求められる時代となって、市民の芸術・文化に対する要望が高まっています。

市民がゆとりと豊かさを実感できるよう、公民館等で行っている芸術・文化活動を市民とともに進めることが重要です。また、個々に展開されている芸術・文化事業やコミュニティ活動事業などの生涯学習活動の事業を、わかりやすく参加しやすい事業体系に整理して、市民の文化活動を支援する必要があります。

図書館は、より一層のネットワーク化、広範な学習・教養・娯楽ニーズに応える資料の多様化と的確な整備、利用者サービスの向上や今後の情報化に対応する整備など、快適な滞在型の空間としての整備が重要です。

市民により守り育てられてきたかけがえのない伝統・文化を後世に引き継いでいくことは、今日の市民に託された課題です。今日にまで残され継承されている文化財や歴史的遺産への保護意識を高めながら、その保全と活用に努め、心豊かなふるさととして誇れるまちづくりの推進が必要です。

国民の生活時間の推移



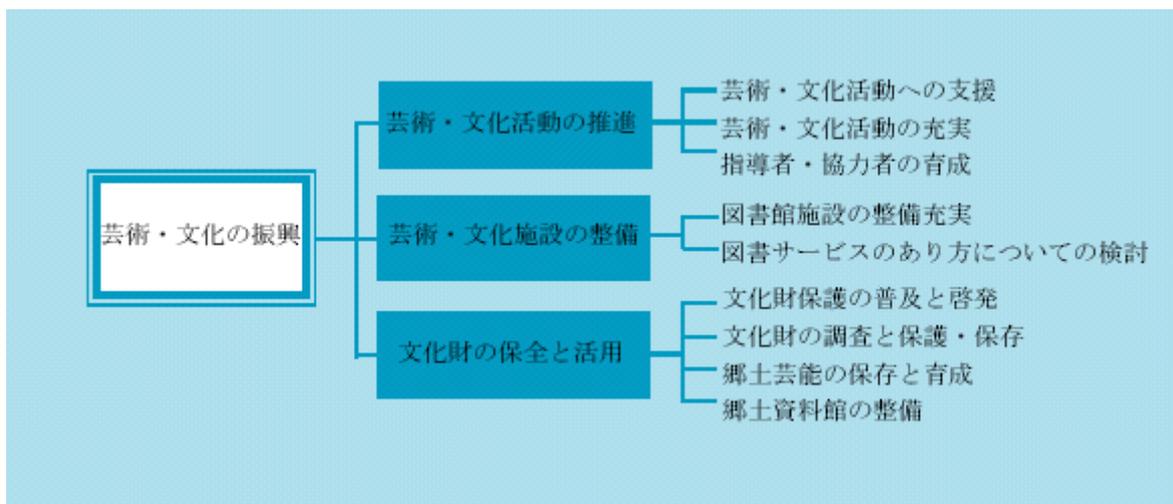
備考 1次活動：睡眠、食事など生理的に必要な活動
 2次活動：仕事通勤など社会生活を営むうえで義務的な性格の強い活動
 3次活動：余暇活動など各人の自由時間における活動

資料：「社会生活基本調査」総務省

施策の方向

- 市民の自主的な芸術・文化活動を支援するとともに、芸術・文化活動の振興を図ります。
- 市民の文化活動の拠点として、多様化する市民ニーズに応えられる施設の整備を進めます。
- 長い歴史に培われた市民の貴重な財産である文化財の保護・活用に努めます。

施策体系



施策の内容

1. 芸術・文化活動の推進

(1) 芸術・文化活動への支援

市民の自主的な芸術・文化活動の支援を図るとともに、その活動の相互交流や情報提供に努めます。

(2) 芸術・文化活動の充実

目的や目標を持ちながら日々活動する市民のさまざまなニーズに対応できるよう、活動や発表の機会と場のあり方を検討します。

(3) 指導者・協力者の育成

芸術・文化活動を活性化させるため、指導者や協力者の確保並びにその育成に努めます。

2. 芸術・文化施設の整備

(1) 図書館施設の整備充実

学習する権利を保障する図書館として、また情報機能の拠点として、情報メディアの多様化に対応できる図書館の整備を推進します。施設の改善を進めながら、市民へ

の良質な図書館サービスを提供します。さらに、広域的な資料の相互利用を推進します。

(2) 図書サービスのあり方についての検討

社会の高齢化、情報化、国際化等の中で、個人や家族を取り巻く生活環境が大きく変貌する中、進展著しいIT(情報通信技術)時代において21世紀の図書サービスのあり方について市民参加で検討を行います。

3. 文化財の保全と活用

(1) 文化財保護の普及と啓発

文化財の保護は市民と行政が協力して進めることが重要であり、文化財保護の考え方や成果を市民と共有することが求められます。そのために、文化財資料集・埋蔵文化財報告書・パンフレット等の刊行物の発刊、郷土史講座・文化財めぐり・縄文土器教室等の各種講座の開催、市民団体への助成や支援を行い、広く文化財保護の啓発を進めます。

(2) 文化財の調査と保護・保存

市内にある文化財を体系的に調査し、文化財保護の基礎資料とすることが重要です。埋蔵文化財については開発に伴う保護と調査を行うとともに、出土資料の整理を行い、これまでに遺跡公園として保存された下里本邑遺跡や小山台遺跡等の重要遺跡を保護・管理し、それらの活用を図ります。

市民から寄贈や寄託を受けた民具等の文化財の整理と保管を行うとともに、重要な文化財は市指定文化財に指定し、所有者の協力を得ながら、その保護と活用を進めます。

(3) 郷土芸能の保存と育成

市内に伝承されている郷土芸能は、郷土の貴重な文化遺産です。獅子舞やお囃子に対して、継承と後継者育成を目的とした助成と支援を行います。

(4) 郷土資料館の整備

建設までの暫定的措置として郷土資料室が設置されていますが、今後も東久留米にふさわしい郷土資料館のあり方を研究します。

図書館の利用状況

平成 11 年度

施設名	開館日数	登録者総数	貸出冊数			一日平均 貸出冊数
			総数	一般図書	児童図書	
中央図書館	272	13,973	285,968	217,500	68,468	1,051
滝山図書館	275	7,854	196,417	151,968	44,449	714
ひばりが丘図書館	276	4,092	123,364	96,360	27,004	447
東部図書館	212	3,332	148,808	102,171	46,637	702
上の原図書館	284	3,317	29,857	21,492	8,365	105
浅間町地区センター図書室	284	1,339	10,128	6,475	3,653	36
移動図書館	142	67	2,849	1,302	1,547	20

資料：生涯学習部図書館

東久留米市指定文化財一覧

平成 12 年 12 月 31 日

種別	名称	指定基準	年代	指定年月日	所在地	指定番号
無形民俗文化財	南沢獅子舞	第4の(2)のウ 民俗芸能	江戸時代	S.42.3.4	南沢三丁目永川神社	無民1
	柳窪囃子	"	江戸時代末期	"	柳窪四丁目天神社	無民2
	下里囃子	"	"	"	下里二丁目永川神社	無民3
	小山囃子	"	"	"	小山一丁目子の神社	無民4
	神山囃子	"	明治時代初期	"	神宝町一丁目永川神社	無民5
有形民俗文化財	馬頭観世音塔	第3の(1)のオ 信仰に用いられるもの	延享元(1744)	S.42.12.16	下里三丁目路傍	有民1
	庚申塔	"	明和元年(1764)	"	柳窪四丁目火の見下	有民2
	石橋供養塔	"	明和6年(1769)	"	"	有民3
	庚申塔	"	元禄6年(1693)	"	前沢一丁目三叉路	有民4
	庚申塔	"	明和元年(1764)	"	南町二丁目路傍	有民5
	庚申塔	"	享保18年(1733)	"	中央町三丁目路傍	有民6
	庚申塔	"	延享3年(1746)	"	小山二丁目大円寺門前	有民7
	庚申塔	"	延宝8年(1680)	"	"	有民8
	庚申塔	"	元禄7年(1694)	"	南沢二丁目笠松坂	有民9
	庚申塔	"	宝歴7年(1757)	"	南沢一丁目老松橋	有民10
	常夜燈	"	文化元年(1804)	"	"	有民11
	庚申塔	"	享保19年(1734)	"	永川台二丁目金山塚	有民12
	馬頭観世音塔	"	天保9年(1838)	"	小山二丁目大円寺門前	有民13
	地藏菩薩	"	明和5年(1768)	"	中央町五丁目三叉路	有民14
	地藏菩薩	"	元禄8年(1695)	S.56.4.6	神宝町二丁目路傍	有民15
	地藏菩薩	"	享保3年(1718)	"	中央町五丁目三叉路	有民16
	地藏菩薩	"	嘉永2年(1849)	"	神宝町二丁目宝泉寺	有民17
	廻国供養塔	"	宝歴13年(1763)	"	浅間町二丁目墓地入口	有民18
	不動明王	"	文政9年(1826)	"	新川町一丁目不動橋際	有民19
	穀櫃	第3の(1)のア 衣食住に用いられるもの	弘化年間(1844~7)	S.59.3.31	小山二丁目大円寺境内	有民20
	石橋廻国供養塔	第3の(1)のオ 信仰に用いられるもの	宝歴10年(1760)	"	中央町三丁目路傍	有民21
石橋供養塔・力石	"	明治23年(1890)	"	小山四丁目生活改善センター前	有民22	
庚申塔	"	文久3年(1863)	"	新川町二丁目路傍	有民23	
弁財天碑	"	嘉永2年(1849)	S.62.3.25	中央町五丁目弁天フィッシングセンター内	有民24	
地藏菩薩	"	宝永3年(1706)	"	柳窪5-6墓地	有民25	
石橋供養塔	"	天保6年(1835)	H.3.2.26	小山二丁目大円寺門前	有民26	
有形文化財	新山遺跡出土品一括	第1の5 考古資料	縄文時代中期	S.56.4.6	下里小学校内 新山遺跡資料展示室他	有1
	板絵弁財天十五童子図	第1の2の(2) 絵画	文化10年(1813)	"	神宝町二丁目宝泉寺	有2
	多聞寺山門	第1の1 建造物	嘉永5年(1852)	"	本町四丁目多聞寺	有3
	十三仏板碑	第1の6の(1) 歴史資料	嘉吉2年(1442)	"	八幡町二丁目11番地 高橋家墓地内	有4
	多聞寺三代住職・逆修供養板碑	"	明応7年(1498)	"	本町四丁目多聞寺	有5
	月待板碑	"	永正13年(1516)	"	小山二丁目大円寺	有6
	阿弥陀如来立像画像板碑	"	鎌倉時代末ないし室町時代初期	"	下里一丁目6番地 石塚家墓地内	有7
	下里本邑遺跡出土品一括	第1の5 考古資料	旧石器-平安時代	S.59.3.31	野火止三丁目遺跡館他	有8
	多聞寺前遺跡出土品一括	第1の5 考古資料	旧石器-縄文時代	S.59.8.28	幸町三丁目郷土資料室	有9
	富士講関係文書	第1の4の(5) 古文書	江戸時代	S.62.3.25	野村家	有10
	明治時代各村地引絵図	"	明治時代初期	"	幸町三丁目郷土資料室	有11
	天正十一年板碑	第1の6の(1) 歴史資料	天正11年(1583)	"	"	有12
	加藤清正虎退治絵馬	第1の2の(2) 絵画	文政4年(1821)	H.元.2.22	南沢三丁目永川神社	有13
	承応三年棟札	第1の6 歴史資料	承応3年(1654)	H.6.3.7	"	有14
	米津寺開山大愚和尚肖像画	第1の2の(1) 絵画	承応2年(1653)	H.12.3.31	幸町四丁目米津寺	有15
	向山遺跡出土品一括	第1の5 考古資料	縄文、平安時代	"	幸町三丁目郷土資料室	有16
	史跡	柳窪梅林の碑	第5のキ 墓ならびに碑	安政4年(1857)	S.59.3.31	柳窪四丁目天神社
神谷家墓所		"	江戸時代	"	大門町一丁目浄教院	史3
鈴木家墓所		"	"	H.3.2.26	"	史4
旧跡	小山台遺跡	第5のア	旧石器、縄文時代	H.12.3.31	小山一丁目	史5
	成蹊学校跡	第6の(1) 旧跡	明治17年(1884)	H.元.2.22	八幡町二丁目10番	旧1
記念物	共立学校跡	"	明治18年(1885)	"	本町四丁目多聞寺	旧2
	浄教院のカヤ	第8の2のア 老樹	樹齢400年(推定)	H.6.3.7	大門町一丁目浄教院境内	天1
指定東京都	新山遺跡		縄文時代中期(4,000年前)	S.53.3.16	下里中学校校庭部分	都史43
	下里本邑遺跡		旧石器-平安時代	S.59.3.22	下里本邑遺跡公園	都史62
	米津家墓所		江戸時代	H.8.3.18	幸町四丁目米津寺	平7史1

資料:生涯学習部社会教育課

基本目標5 豊かな出会いでにぎわうまち

◆ まちづくり指標

○ 直販農家数

年	平成8年	平成11年	平成17年
戸数	71	112	137

庭先販売やもぎ取り、株売り等、直接消費者に販売している農家戸数です。
有機農業推進事業を進めるとともに、直売所など市内販売の充実を推進することにより、市内農産物への理解が広がる「農のあるまち」を目指します。

○ 市民大学年間受講者数

年	平成10年	平成12年	平成17年
人	127	299	380

個人の自己実現と活力あるまちづくりを進めるため、市民大学を開設しました。その講座の年間受講者数です。

長期・中期・短期の3コース体制を整備し、受講者数の増加を図るなど、市民が生涯にわたり学習できるまちを目指します。

第1節 質の高い都市活動基盤の整備

第1項 適正な土地利用の誘導

第2項 市街地の整備

第3項 道路の整備

第4項 下水道の整備

第5項 交通体系の充実

第2節 循環型地域社会の形成

第1項 循環型地域社会の形成

第3節 ふるさととして誇れる都市空間の整備

第1項 都市景観の保全と創造

第2項 住宅・住環境の整備

第4節 安心、安全な暮らしの確保

第1項 防災対策の充実

第2項 安全な生活の推進

第3項 交通安全の推進

第4項 消費生活の安定と向上

まちづくり指標

第1節 質の高い都市活動基盤の整備

≫第1項 適正な土地利用の誘導≪

現況と課題

本市の土地利用を地目別土地面積で見ると、平成11年は宅地55.8%、畑16.7%、山林1.6%、その他25.9%と、宅地が過半を占めています。平成7年は宅地55.7%、畑17.8%、山林1.5%、その他25.0%で、畑の減少が顕著です。水源の涵養や大気の浄化、騒音・災害の防止など多くの機能を併せ持つ農地や雑木林などが減少することは、市民の貴重な財産である湧水の減少にもつながります。質の高い都市活動基盤の整備を促進しつつ、本市の特長である水と緑を守り育てていける土地利用が求められています。

都市の基盤である土地の利用状況などの現況を捉え、将来のあるべき姿を見据えて、住宅地域や商工業地域など、調和のとれた土地利用が求められています。

都市計画マスタープランを基本に、災害に強いまちづくり、人にやさしいゆとりやうるおいのあるまちづくりに向けて、土地利用を計画的に誘導していくことが必要です。

用途地域別面積

平成12年現在

種 別	面積 (ha)	構成比 (%)
第1種低層住居専用地域	828.8	64.2
第2種低層住居専用地域	4.0	0.3
第1種中高層住居専用地域	216.4	16.8
第2種中高層住居専用地域	83.9	6.5
第1種住居地域	12.5	1.0
第2種住居地域	28.7	2.2
準住居地域	13.5	1.0
近隣商業地域	28.2	2.2
商業地域	10.8	0.8
準工業地域	65.2	5.0

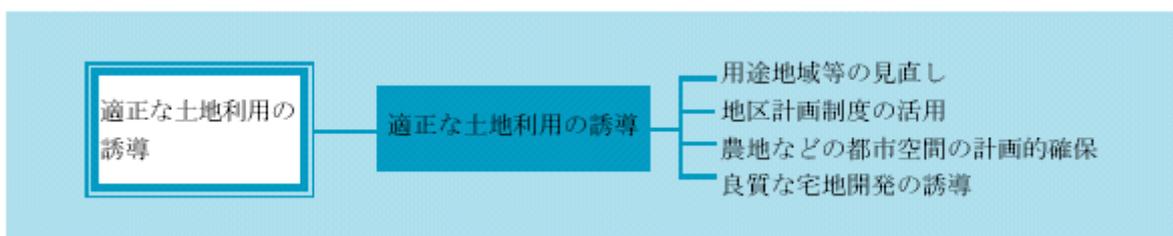
資料：都市計画部都市計画課



施策の方向

- 限りある土地資源を有効に活用し、自然環境の保全や地域の特性を生かした総合的・計画的な土地利用を誘導し、ゆとりあるまちづくりを進めます。

施策体系



施策の内容

1. 適正な土地利用の誘導

(1) 用途地域等の見直し

良好な市街地環境の確保と都市の秩序ある発展及び災害に強いまちを目指して、住・商・農・流通施設等の適正な配置を進める用途地域の見直し、防火・準防火地域の指定拡大を適宜行います。とりわけ幹線道路の沿道は、後背地の住環境の保全や延焼遮断効果の強化を図るための土地利用を誘導します。

(2) 地区計画制度の活用

地区レベルでのまちづくりの要請に応え、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを推進するため、地区計画制度を活用します。

また、壁面後退事業等による歩行者のオープンスペースの拡大を図り、魅力ある街並みの形成を図ります。

(3) 農地などの都市空間の計画的確保

都市防災機能や、都市環境保全機能、あるいは多目的保留地機能を持つ農地や樹林地などは、貴重な都市空間として保全を図ります。また農地の多面的な活用を進めます。

(4) 良質な宅地開発の誘導

市内における宅地開発及び中高層建築物等の無秩序な建築を防止し、良好な生活環境の実現を図るなどを目的として定められている宅地開発指導要綱は、社会経済状況の変化に合わせて適切な時期に見直しを行い、適正な土地利用の誘導に努めます。

また、生産緑地の指定を受けていない農地(市街化農地)の無秩序な開発を防止するため、「市街化区域内農地の計画的宅地化ガイドライン」を指針として良好な宅地化を誘導します。

≫第2項 市街地の整備≪

現況と課題

本市は、昭和30年代からの急激な人口増加が示すように、市街化がきわめて急速に進行しました。市街化の速度があまりにも急であったため、都市基盤整備が追いつかず、50年代後半になってから立ち遅れていた都市基盤の整備が始まりました。

現在では、東久留米駅周辺地域を核に中心的な市街地が形成され、幹線道路の整備も進められています。

生活の質の向上を求める市民意識の高まりなどにより、安全で利便性の高いまちづくりはもとより、快適な住環境が整ったまちづくりが求められています。

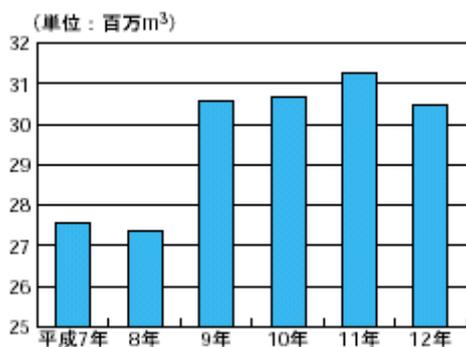
良好な市街地形成のため、地域の特性に応じた市街地整備や環境づくりが必要です。さらに、市民生活の快適性を確保するため、上水道、電気、ガス、通信などのライフラインの整備・充実も必要です。

配水等の状況

年度	年間配給水量			1日最大配水量 (m ³)	1日平均配水量 (m ³)	1人1日平均 配水量 (ℓ)
	配水量 (m ³)	給水量 (m ³)	有収率 (%)			
平成6年	11,864,100	11,211,498	94.5	39,400	32,500	286
7年	11,592,300	11,326,616	97.7	38,700	31,673	281
8年	12,276,300	11,439,821	92.5	36,600	33,634	297
9年	11,964,200	11,467,312	95.8	39,600	32,780	289
10年	12,231,800	11,526,828	94.2	38,800	33,508	292
11年	12,481,100	11,478,256	92.0	39,900	34,099	298

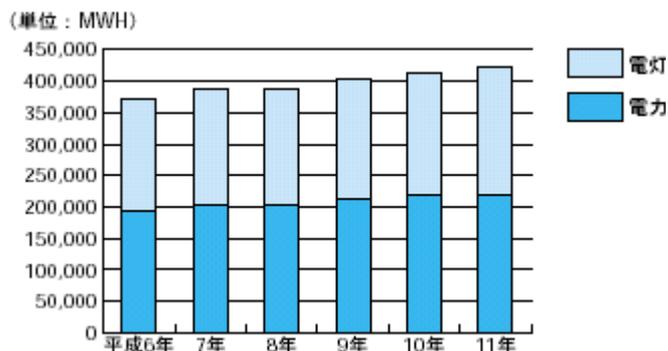
資料：水道部業務課・工務課

都市ガス使用量の推移



資料：東京ガス株式会社西部事業本部

電力消費量の推移

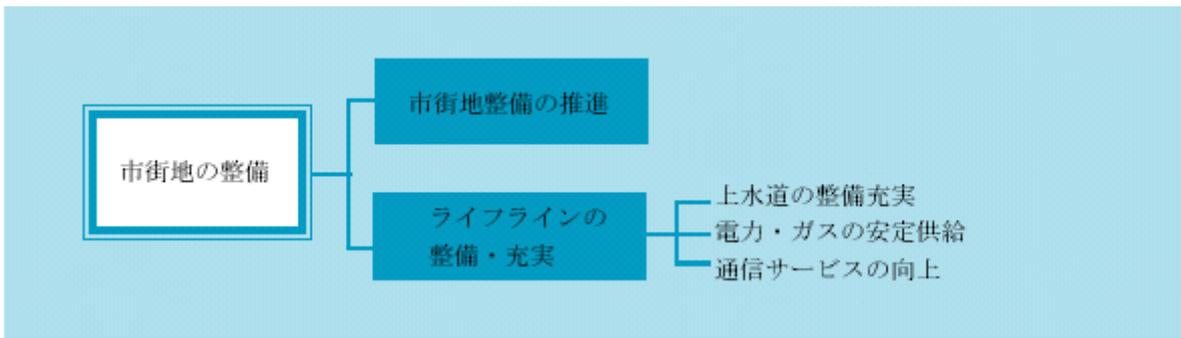


資料：東京電力株式会社多摩支店

施策の方向

- 地域の特性を生かした秩序ある市街地の形成と都市機能の向上を図るため、土地区画整理事業等による面的な市街地整備を推進します。
- 上水道、電気、ガス、通信などライフラインは、都市生活に欠かせない動脈であり静脈です。情報通信の発達などにより、ライフラインの重要性はますます高まっています。都市生活の維持及び向上のため、安全性の向上と施設の充実、サービスの向上を要請します。

施策体系



施策の内容

1. 市街地整備の推進

駅東口第二土地区画整理事業、東西連絡道路及び踏切の整備を行い、西口・東口が一体となった中心市街地の形成を図ります。

既存商業地域については、地域住民の参加による商業、業務、文化、コミュニティ等にふさわしい街区形成を目指します。

2. ライフラインの整備・充実

(1) 上水道の整備充実

〈1〉 浄配水施設・設備等の改善

旧耐震工法の構築物の補強等をはじめ、災害時における迅速かつ的確な対応ができる施設整備や体制づくりなどの改善を都水道局に要望し、推進します。

〈2〉 私道内給水管の改善

給水施設については、私道に埋設されている連合栓・単独給水栓の改修を地権者の承諾をとりながら進めるとともに、その改善について都水道局に要望し、推進します。

(2) 電力・ガスの安定供給

エネルギー需要の増加に対応した供給体制の整備と安全使用の周知徹底を関係機関へ要請します。

(3)通信サービスの向上

高度情報化の進展に伴い、市民の情報に対する需要も著しく増大しています。市民生活の充実と地域社会の活性化が図られるよう、関係機関の協力のもと、CATVをはじめとするさまざまな情報通信基盤の整備の推進を図ります。

≫第3項 道路の整備≪

現況と課題

本市では、昭和40年代に久留米(滝山地区)土地区画整理事業により都市計画道路が一部整備されたのをはじめとして、住宅整備や駅周辺整備などに伴い、生活道路と都市計画道路等の幹線道路が構築されてきました。しかし、都市計画道路の整備率は平成11年度末47.2%と十分ではありません。また、生活道路の中には4.0m未満の狭隘な道路をはじめ、整備を要する道路も多く残っています。

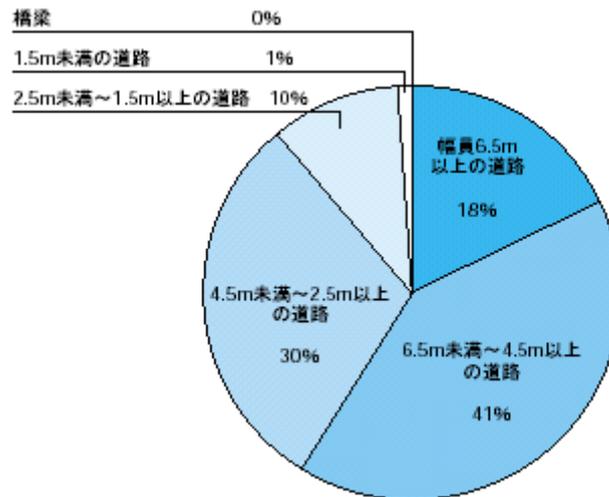
道路は、主要な交通・物流施設であるばかりでなく、日照・通風・緑化・防災空間を提供し、市民交流の場ともなります。また、都市生活を維持するうえで必要な上下水道・電気・ガス・通信等のライフラインを収容する貴重な都市施設です。幹線道路、生活道路などがそれぞれ機能を分担しつつ、ネットワークを形成することによって、さらにその機能は高まります。

交通の利便性を高め、防災機能を向上させるため、交通需要に見合った幹線道路と生活道路の体系的な整備が重要です。さらに整備にあたっては、都市景観などに配慮したうるおいを感じる整備や、歩道の整備、バリアフリー化など、市民生活に密着した人にやさしい整備が必要です。

安全で円滑な交通のために、狭隘な場所の解消、道路や軌道の高架化、橋梁の整備が必要です。

道路の機能を有効に活用していくため、機能的で効率的な維持管理体制が重要です。

車道幅員別道路延長の比率

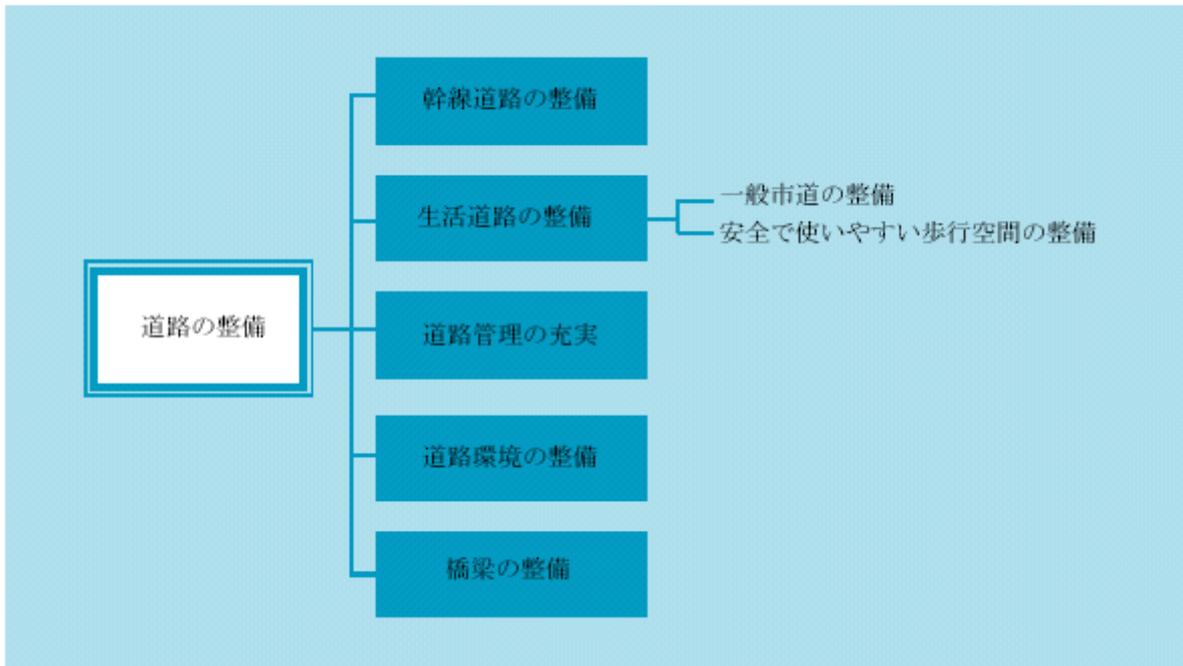


資料:建設部管理課(平成12年3月現在)

施策の方向

- 市民や利用者の利便性と生活環境の向上を図る、幹線道路と生活道路の体系的な道路ネットワークの形成を促進します。
- 都市景観等に十分配慮した快適な空間、防災上の空間として、人にやさしくうるおいのある道路の整備に努めます。
- 道路の安全性の確保と道路機能が十分発揮できるよう、道路管理の充実を図ります。

施策体系



施策の内容

1. 幹線道路の整備

広域的に円滑な連絡を確保するための主要幹線道路、主要幹線道路と連携して都市の骨格を形成し近隣市と連絡する幹線道路、主要幹線道路・幹線道路を補完する補助幹線道路がネットワークを形成するよう、整備を進めます。

2. 生活道路の整備

(1) 一般市道の整備

都市計画マスタープランを基本とし、地域ごとの状況と課題を踏まえながら、安全性・利便性・快適性などに配慮した計画的な一般市道の整備を進めます。

(2) 安全で使いやすい歩行空間の整備

高齢者や障害者をはじめとした交通弱者の視点に立ち、歩道の整備や段差解消などのバリアフリー化を推進することを基本に、通行動線の安全と快適性に配慮した道路整備を進めます。

3. 道路管理の充実

利用者の安全性・快適性を確保し、沿道の環境保全に努めるため、道路巡回の強化、民間等との協定による情報の収集等により、道路破損の早期発見・補修を行うとともに、関係機関との連絡を密にして計画的な道路占用工事の実施に努めます。

また、増大傾向にある道路補修業務を効率的に進めていきます。

4. 道路環境の整備

防護柵・反射鏡などの各種交通安全施設の整備をはじめ、街路樹などによる緑化を図ります。また、ボランティアや自治会等をはじめとする市民と維持管理などの協働体制の確立に努めます。道路植樹帯や遊歩道の植栽・維持管理の充実を図り、より身近な道路環境の整備を促進します。

5. 橋梁の整備

河川整備に伴う橋梁の架け替えを進めるとともに、橋梁の維持補修の充実を図るなど、通行の安全確保に努めます。

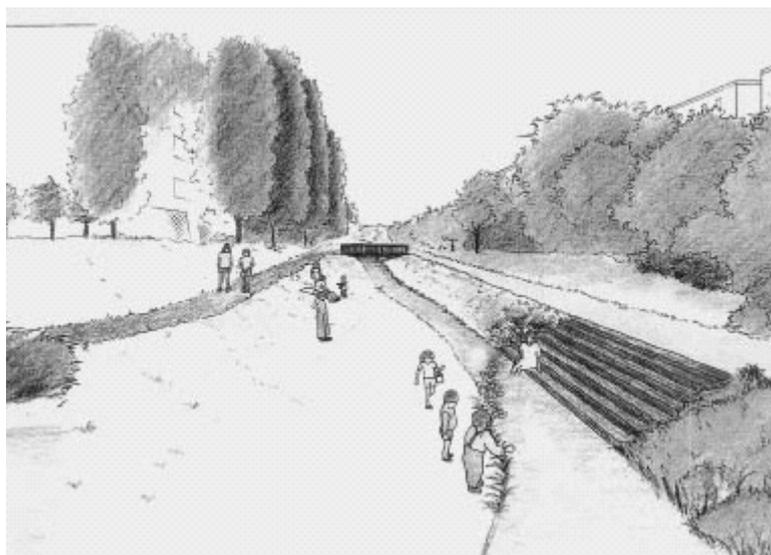
≫第4項 下水道の整備≪

現況と課題

本市の下水道は、汚水と雨水を別々に流す「分流式公共下水道」として計画され、これまで河川の汚濁解消と生活環境の改善のため、汚水管渠の整備を中心に進めてきました。その結果、平成12年4月現在、汚水管渠は計画面積で97.6%、人口のほぼ100%が整備され、下水道処理区域における水洗便所利用人口の割合は93.7%となっています。今後は、施設整備から未接続世帯の解消や維持管理・施設更新へと重点が移っています。

一方、雨水管渠の整備率は、主に久留米(滝山地区)土地区画整理事業地区を中心に計画面積で約12%となっています。降雨による浸水被害などを解消していくため、雨水浸透対策などの流域対策を行うとともに、河川改修計画や東京都で整備する雨水幹線と一体となった整備が必要です。また、市の雨水幹線の整備にあたっては、水と親しめる環境づくりも求められています。

汚水については、管渠などの適切な維持管理や、老朽化した下水道施設を更新するなど、下水道の機能を良好な状態にしておくことが必要です。また、河川などの水質の悪化を防止するため、未接続世帯の解消を図るとともに、特定事業場等の排水監視体制の強化などが必要です。

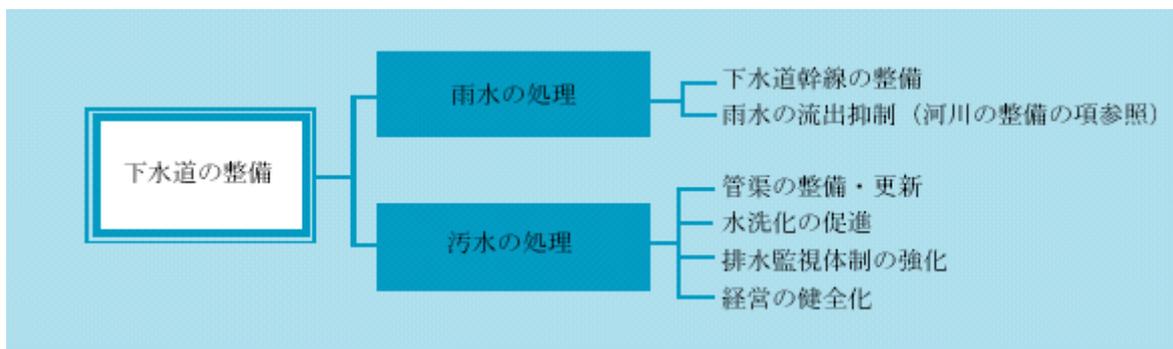


水と親しめる環境づくり—黒目川上流域親水化検討報告書より

施策の方向

- 降雨による浸水被害などを解消していくため、雨水流出抑制型下水道を基本とした雨水管渠の整備を図っていきます。また、河川環境に配慮した親水型下水道整備に努めます。
- 下水道を良好な状態で利用できるよう、適切な維持管理や施設の計画的な更新を図っていきます。また、水質の悪化を防止するため、污水管渠未接続世帯の解消、排水監視体制の強化に努めます。

施策体系



施策の内容

1. 雨水の処理

(1) 下水道幹線の整備

急激な都市化による浸透地の減少により雨水の流出量が増大しており、一部の地域で毎年のように都市型水害が発生しています。浸水被害を解消し、河川整備と整合させながら、安全で災害に強いまちづくりを推進します。また、自然環境に配慮した親水的な機能を持つ下水道幹線としての整備にも努めます。

(2)雨水の流出抑制

(河川の整備の項参照)

2. 汚水の処理

(1)管渠の整備・更新

生活様式の変化、食生活の多様化、工場排水の化学洗浄の普及等によって、施設の劣化が顕著に現れています。管渠の調査・検討を行い、管渠の計画的かつ効率的な整備・更新に努めます。

(2)水洗化の促進

市民の理解を深めるため、パンフレットや広報紙等を通じた広報活動を積極的に展開し、公共下水道施設への切替使用を促進します。

(3)排水監視体制の強化

有害物質や油脂類などの下水道への流入防止のため、使用者への啓発に努めるとともに、特定事業場排水等に対し、防害設備の設置や適正な管理がなされるよう監視体制を確立し、指導の強化に努めます。

(4)経営の健全化

管渠等の効率的な維持管理を図るとともに、受益と負担の適正化を図るなど、下水道経営の健全化に努めます。

≫第5項 交通体系の充実≪

現況と課題

市内唯一の駅である東久留米駅乗降客は、駅周辺の開発や都市計画道路の整備などにより、平成7年46,246人だったものが、平成12年49,202人と増加傾向にあります。

バス輸送は、身近な生活拠点を結ぶとともに、交通の拠点である駅と市域の東部、西部に位置する大規模集合住宅を結ぶ交通手段としても重要な役割を果たしています。

また、手軽で利便性の高い交通手段として自転車の利用も増えており、放置などの問題も生じています。

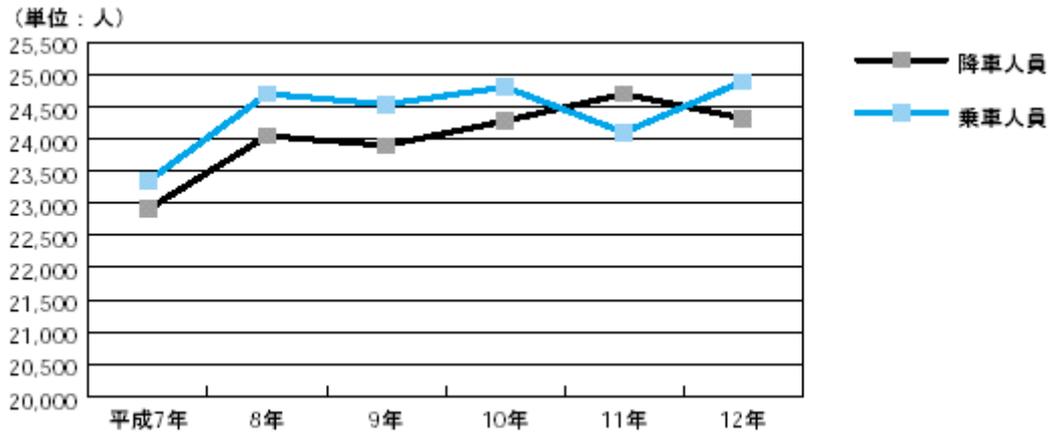
交通は、人や物資の移動手段にとどまらず、市民生活や産業活動などさまざまな都市活動を支え、地域づくりや広域圏発展の重要な一翼を担います。鉄道やバスなどの公共交通機関は、通勤や通学の足として大量輸送を担っており、市民生活に欠かせません。

市民生活を支える公共交通を充実・強化するために、鉄道の輸送力増強や新たなバスルートの開設に向けて関係機関と協議をしていくことが必要です。同時に、高齢社会に対応し、交通不便地域の解消に向けて、公共施設や生活拠点との接続ができる路線の設定も考慮していくことが重要です。

手軽で利便性の高い自転車の放置解消に向け、モラルの向上と恒久的な自転車等駐車場の確保が求められています。

国は、乗合バスの活性化と発展を目指して、路線の新規参入や撤退が容易になるよう、需給調整規制を撤廃します。市民の足として不可欠のバスの利便性が損なわれないよう、関係機関との調整を図っていくことが必要です。

東久留米駅乗降客数の推移

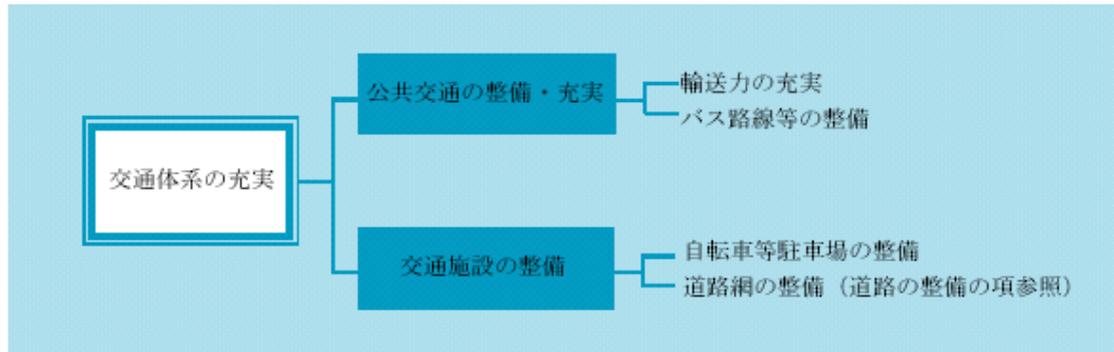


資料：西武鉄道株式会社

施策の方向

- 市民生活に欠かせない公共交通のより一層の増強とサービスの向上に向け、関係機関との連携を保ちながら整備充実を図り、利用者の利便性向上を推進します。
- 自動車や自転車等の交通手段の利便性と安全性の向上を図るため、道路網の整備や駐車場の整備などに努めます。

施策体系



施策の内容

1. 公共交通の整備・充実

(1) 輸送力の充実

通勤・通学ラッシュを緩和し、市民の快適な「足」を確保するため、運行ダイヤの改正などを関係機関に要請します。

(2) バス路線等の整備

交通不便地域の解消など地域のバス路線の整備や低床バスの充実を図るため、関係機関との協議・調整を進めます。

2. 交通施設の整備

(1) 自転車等駐車場の整備

受益者負担の原則に立ち、駅周辺の自転車等放置禁止区域内に恒久的な自転車等駐車場の設置を推進します。併せてその管理運営について、民営化や第三セクターの活用を検討します。

また、事業者責任の観点から商業施設等における設置指導を強化します。

(2) 道路網の整備

(道路の整備の項参照)

第2節 循環型地域社会の形成

≫第1項 循環型地域社会の形成≪

現況と課題

本市のごみは、11 分別方式(可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみのほか、資源物としての瓶、缶、古紙、紙パック類、布類、PETボトル、白色発泡トレイ)により、市直営と委託方式で収集しています。その収集方法は、一部を除いてダストボックス方式によって実施しています。

市内のごみは、その性質に応じて、焼却・破砕などの中間処理を近隣市とともに構成する「柳泉園組合」で行い、減容化した後、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の日の出町ニツ塚最終処分場に埋め立て処分しています。しかし、ニツ塚最終処分場は、資源化の推進を図っても使用可能期間は約 16 年間と計画され、平成 24 年度には埋め立てが終了する予定です。

膨大な廃棄物の発生が依然として続いている現状から、リサイクルの一層の推進が急務となっています。

し尿処理については、公共下水道が平成 7 年度末で対人口普及率が 100%となったにもかかわらず、まだ 6%ほどが汲み取りと浄化槽による処理方式のままです。

市民・事業者・行政の 3 者によるパートナーシップに基づき、再使用などによるごみの減量化、再生利用などによる再資源化を推進して、資源循環型社会を形成していくことが必要です。ごみ、し尿の衛生的・効率的な収集と、環境への悪影響をもたらさない適切な処理・処分が重要です。

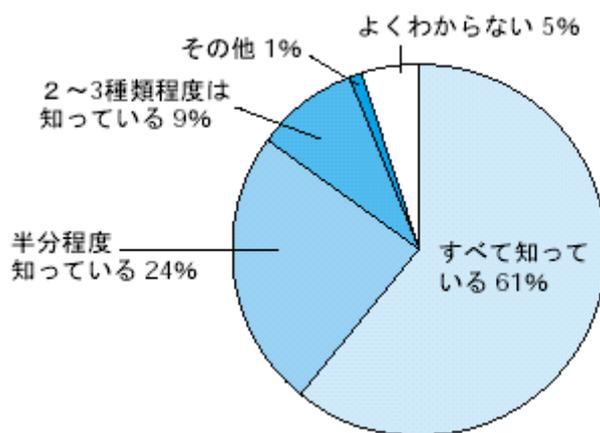
また、国は平成 12 年に循環型社会形成推進基本法を制定し、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、資源の有効的な利用やリサイクルを進めることによって、環境への負荷の少ない「循環型社会」を形成するとしています。市においても法の趣旨を踏まえ、循環型地域社会の形成に向けた総合的な施策推進が求められています。

公害行政については、昭和 45 年に「公害追放都市宣言」を行い、公害発生源の規制・指導及び監視・測定体制の充実や環境学習の推進などにより、公害の防止に取り組んできました。

今日の環境問題の特質は、都市生活型公害や地球温暖化問題に見られるように、通常の事業活動や一般の日常生活に伴う環境負荷の増大が原因になっていることです。

都市生活型公害や地球温暖化問題などに適切に対処し、安全で健康に暮らせる生活環境を守ることが必要です。

資源物の回収方法の認知度

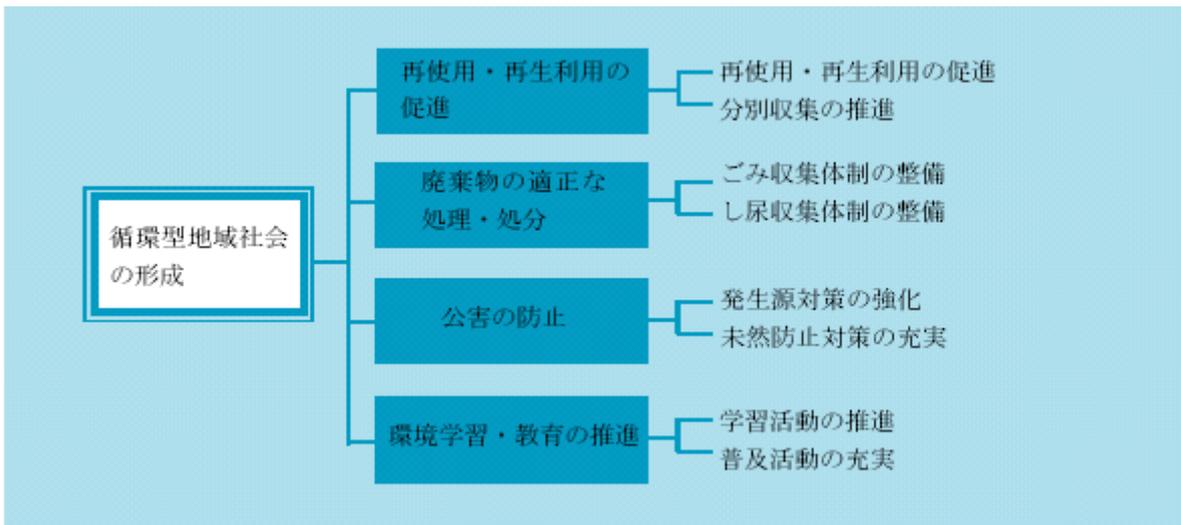


資料:平成10年市政世論調査

施策の方向

- 排出者責任の徹底や拡大生産者責任を考慮し、廃棄物とならない事業活動の推進、市民意識の醸成に努めます。
- 市民・事業者・行政がパートナーシップに基づいて、それぞれの役割、責任を担うことを前提に、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成を目指します。

施策体系



施策の内容

1. 再使用・再生利用の促進

(1) 再使用・再生利用の促進

廃棄物をつくらない、できるだけ出さない、利用できるものは再使用・再生利用を図っていく資源循環型社会の構築を目指して、市民、事業者及び行政の3者がそれぞれ実践していく環境を整備していきます。焼却熱の利用や焼却残灰の資源化など、省エネルギー、省資源化の取り組みを進めます。

(2) 分別収集の推進

ごみの分別の基本である現在の11分別方式について、排出者責任・拡大生産者責任のもとに、その徹底を図ります。利用しやすいリサイクル収集容器を計画的に整備して、市民の分別収集を推進します。

2. 廃棄物の適正な処理・処分

(1) ごみ収集体制の整備

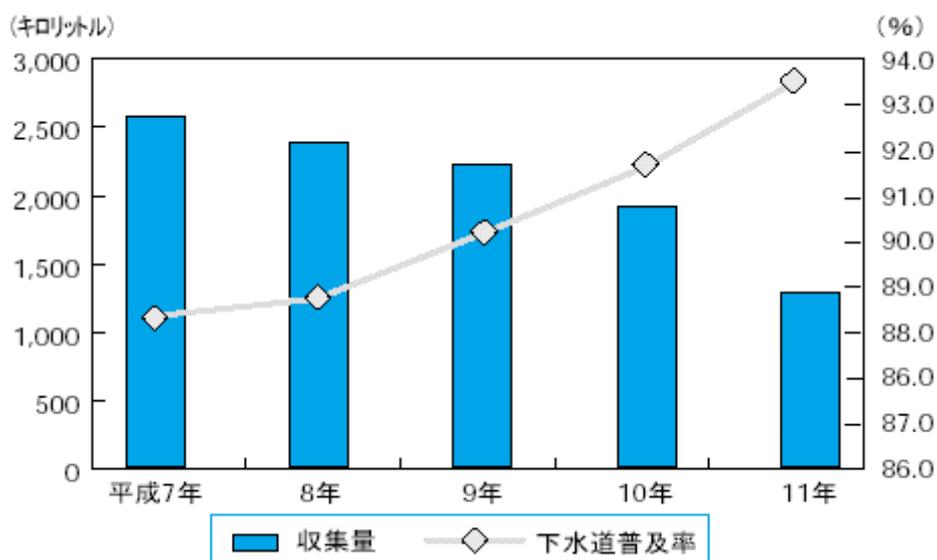
収集体制について、道路事情・環境美化・経済性などを勘案しながらボックスの廃止を含めた検討を進め、収集方法の改善、作業効率の向上を図ります。

中間処理施設である「柳泉園組合」については、効率的な運営を図るため、構成2市(清瀬市・西東京市)とともに処理機能が十分果たせるよう、施設の更新や処理需要に対応した施設の整備・改善に努めます。

(2) し尿収集体制の整備

し尿等の衛生的な収集・処理体制を確保するため、汲み取り手数料・浄化槽清掃手数料の見直しを検討します。また、減少するし尿処理量に応じた処理場の効率的な運用に努めます。

し尿収集量と下水道普及率の推移



注: 収集量は年間総収集量、下水道普及率は1月1日現在の水洗化人口普及率である。

3. 公害の防止

(1) 発生源対策の強化

公害の原因となる物質の排出抑制のため、騒音・振動・悪臭など、工場・事業場等の発生源に対しての規制強化や指導に努めます。さらに、公害を防止し市民の健康と生活環境を守るため、工場認可・事業場の設置届出のさらなる実効性の確保に努めます。また、中小企業における発生源対策には、東京都及び市の公害防止施設資金融資制度の利用促進に努めます。

(2) 未然防止対策の充実

〈1〉公害防止対策の充実

公害を未然に防ぐには、市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。事業者に対し、公害防止に対する責務の周知徹底を図るほか、市民には広報紙やパンフレット等を活用し、公害防止意識の高揚に努めます。

〈2〉土地利用

(適正な土地利用の誘導の項参照)

〈3〉公共下水道の整備

(下水道の整備の項参照)

〈4〉緑地保全

(水と緑の保全の項参照)

4. 環境学習・教育の推進

(1) 学習活動の推進

市民一人ひとりが、環境とのかかわりについて理解し認識を深められるよう、環境学習の充実に努めます。

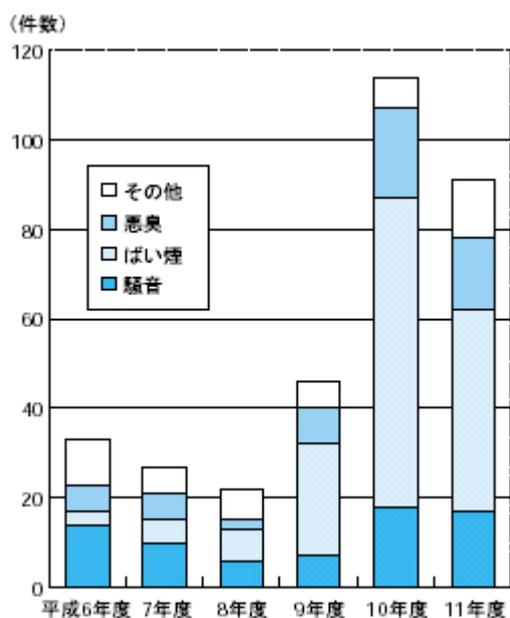
一般廃棄物について、ごみを出さない、使い尽くすこと、分別収集、リサイクル・再資源化、燃えるごみ・燃えないごみ、焼却灰の有効利用などについて、ごみ集積場・ご

み処理施設・リサイクルプラザ・最終処分場などを市民が見学・体験学習できる環境づくりに努めます。

(2) 普及活動の充実

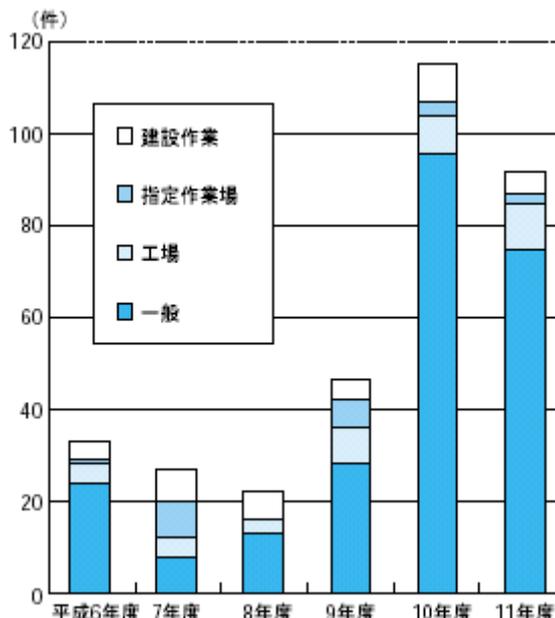
市環境保全推進委員会制度の活用や環境ポスターコンクール・環境展を通して、環境保全の普及に努めます。

公害苦情件数の状況



資料：生活環境部環境安全課

発生源別の公害苦情件数の状況



資料：生活環境部環境安全課

第3節 ふるさとして誇れる都市空間の整備

≫第1項 都市景観の保全と創造≪

現況と課題

本市は、大都市近郊の住宅都市として急速な発展を遂げてきましたが、現在でも、湧水や武蔵野の面影を残す屋敷林や雑木林、そして農地を豊かに受け継いでいます。

都市景観はその都市の持つ個性であり、まちが持っている歴史、そしてそこで生活を営む人々が創り出す文化が総合されて表現されます。まちづくりにゆとりやうるおい、美しさ、快適さへの要求が高まっています。この要求を都市景観として具現化し、生活に豊かさを感じられる景観や環境の保全と創造が求められています。

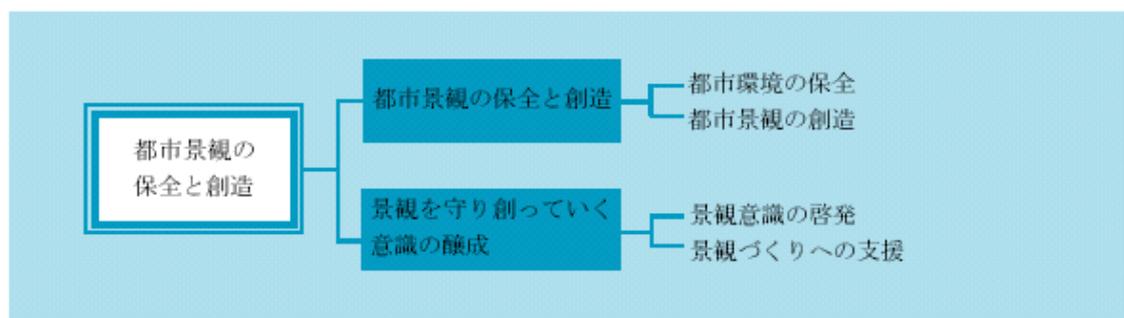
ふるさとして愛着を持って住み続けられるよう、水と緑を生かした東久留米らしい景観や環境を守り創り出していくためには、まちづくりの主役である市民をはじめ、事業者、そして行政が互いに協力、協調して取り組む必要があります。そのガイドラインとして都市景観の指針を持ち、その指針に沿ったまちづくりが必要です。



施策の方向

- 市民、事業者、行政が連携して、自然、歴史、文化的景観の保全や創造に努め、ふるさととして誇れるまちづくりを進めます。

施策体系



施策の内容

1. 都市景観の保全と創造

(1) 都市環境の保全

〈1〉 市民のための環境学習

地域の水と緑などの自然環境の保全・回復には、市民一人ひとりの理解と実践が大きな力となります。講座、自然観察会などによる啓発活動に努めます。

〈2〉 歴史的景観の保全

(都市農業の推進の項参照)

〈3〉 自然的景観の保全

市民生活にゆとりとうるおいを与える東久留米の自然的景観を保全していくことが大切です。黒目川・落合川などの河川をはじめ、農地や雑木林、屋敷林、緑道やポケットパークなどの緑地空間を軸とした景観づくりに努めます。

〈4〉 学校における環境学習

緑、ならびに緑を育てる水の大切さを学ぶ機会を教育課程の中に位置づけ、副読本、教材園(学校農園等)の整備を行い、実践力のある児童・生徒を育てます。

(2) 都市景観の創造

駅西口広場には、シンボルツリーのケヤキの大木がそびえ、根元には湧水のまちにふさわしく水が流れています。公園や公共施設へ誘導する案内板や標識もデザインを考慮し、親しみやすく工夫されています。今後も地域の自然環境と文化に根ざした都市景観づくりに努めます。指針(ガイドライン)や景観形成基本計画などの整備を図り、東京都景観づくり基本方針などを基本として景観形成を誘導していきます。

2. 景観を守り創っていく意識の醸成

(1) 景観意識の啓発

景観形成の気運を創り出し、市民や事業者等の意識を高めていくために、優良景観の表彰、セミナーやタウンウォッチング等の開催を検討していきます。

また、駅西口富士見テラスや黒目川・落合川など、東久留米の美しい景観や眺望ポイントを積極的にPRしていきます。

(2) 景観づくりへの支援

市民の中に景観づくりの核となる人材の発掘や育成に努め、景観づくりで活動する市民、団体を支援していきます。

≫第2項 住宅・住環境の整備≪

現況と課題

本市の都市化は、昭和20年代後半からの都営住宅の建設、昭和30年代、40年代にかけての公団・公社による大規模集合住宅団地の建設などにより進められてきました。これら市街化の動きに合わせて、戸建住宅等の小規模な開発が都市基盤の未整備な中で行われ、農地と低層住宅が混在する姿が市内各所に見られます。

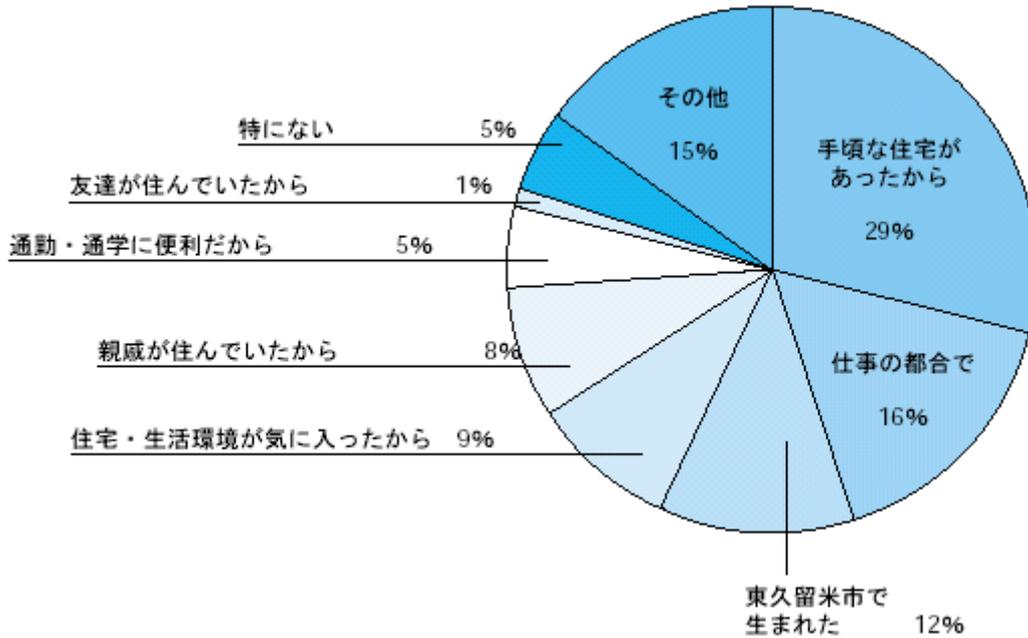
また、市内にはライフステージにあった多様な住宅が少なく、若いファミリー層が子どもの成長に合わせて、市外に住宅を求めて転出し、地域の活力やコミュニティ機能の継続性に欠けるなどの影響が出ています。

住宅や住環境は、いきいきと健康で文化的な生活を営む上で基盤となるものです。そして、豊かな人間性を育む場として、さらにはふるさととして愛着を持って住み続けられる場として、家庭環境の変化に即した住宅と住環境が求められています。少子・高齢化の進行や市民生活の多様化に伴い、市民ニーズに即した住宅に関する情報提供システムや、相談体制を整備して、市民の定住化を支援することが必要です。

宅地開発要綱による指導などを通じ、住み良い環境と健全なまちの形成が重要です。

福祉のまちづくりの視点に立った福祉型住宅や、ライフステージ、世帯構成に対応した多様な住宅供給を誘導し、地域の特性を生かした住み続けられる住宅・住環境の整備の推進が必要です。

東久留米市に居住した動機

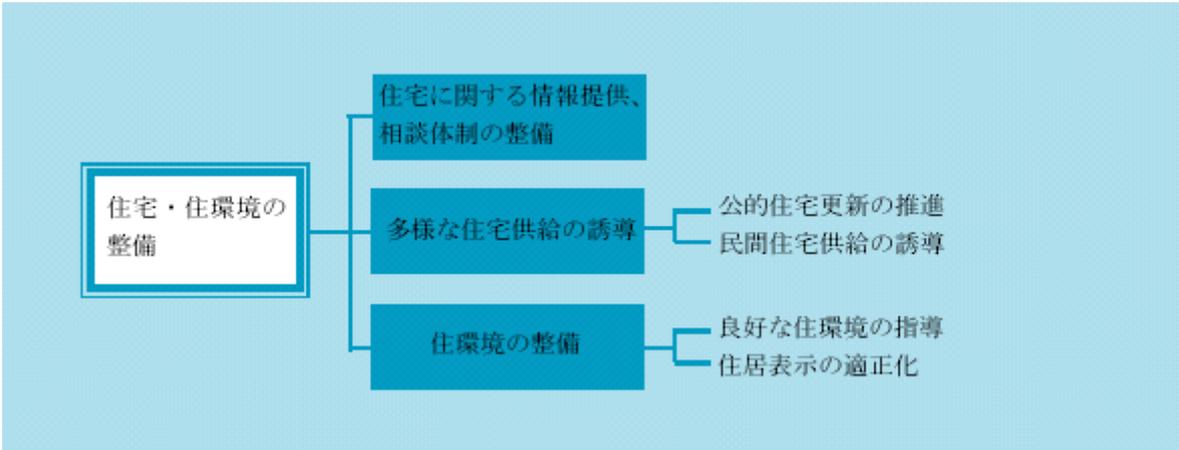


資料:平成10年市政世論調査

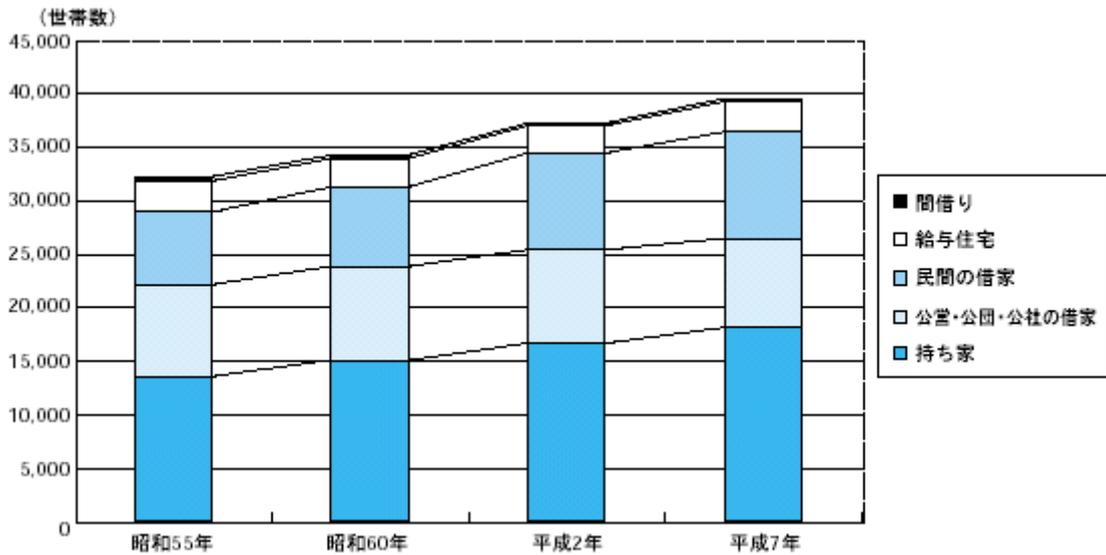
施策の方向

- 高齢者や若いファミリー層が市内で安心して住み続けられるよう、市民ニーズに合わせた良好な住環境形成への誘導を図ります。
- 大規模住宅団地の建て替えを推進するほか、民間住宅の供給整備等を誘導するなど、新たな社会ニーズにも対応できる多様な住宅の供給に努めます。

施策体系



一般世帯における所有形態別住宅の推移



資料:国勢調査

施策の内容

1. 住宅に関する情報提供、相談体制の整備

都の住宅建設に関する融資あっせん制度、優良民間賃貸住宅の建設費補助、利子補給助成制度など、住宅情報の提供体制の充実を図ります。また、分譲マンション

の維持管理の適正化や円滑な建て替えのための支援策に関する相談体制の整備に、東京都とともに努めます。

2. 多様な住宅供給の誘導

(1) 公的住宅更新の推進

老朽化した大規模住宅団地(都営、公団、公社)の建て替えを促進し、その建て替えにあわせた公共・公益施設の整備、周辺環境の向上への配慮などを図るほか、福祉型住宅の供給など、多様な住宅供給を事業者に強く要請していきます。

(2) 民間住宅供給の誘導

都市計画の運用により、住宅供給とまちづくりの一体的な推進を図りつつ、民間の良質な住宅供給の誘導に努めます。

3. 住環境の整備

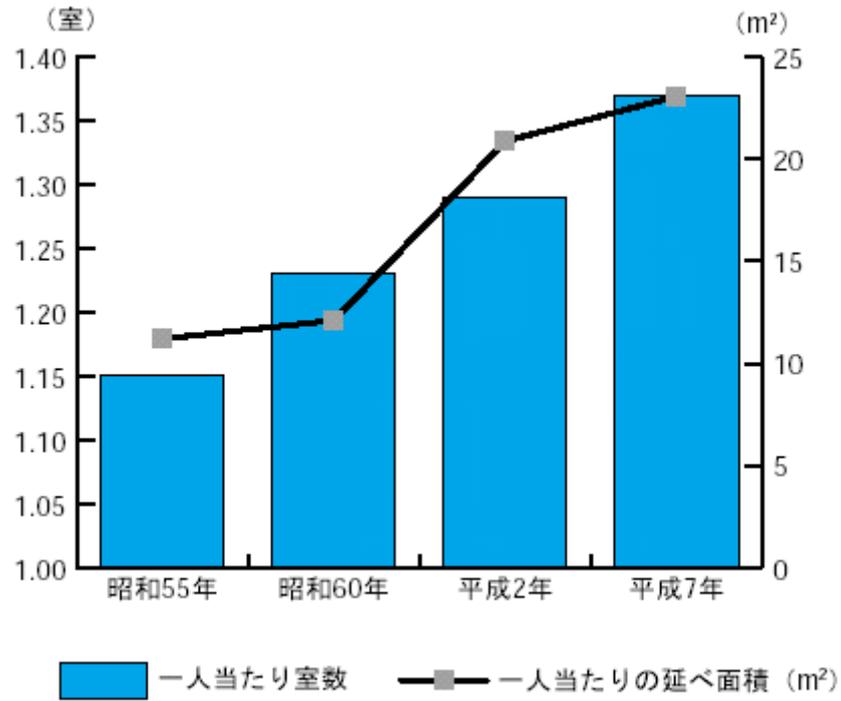
(1) 良好な住環境の指導

過密化・細分化による住宅地の環境悪化を防止し、良好な住宅環境を維持・保全していくため、土地利用制度の活用と適切な規制・誘導を図り、地域の特性に応じた魅力ある住宅地づくりに努めます。

(2) 住居表示の適正化

市民生活の利便性を確保するため、土地区画整理事業などの市街地整備との整合を図りながら、町丁目の変更及び街区符号台帳の整理を進めます。

一人当たり室数と一人当たり延べ面積の推移



資料:国勢調査

第4節 安心、安全な暮らしの確保

≫第1項 防災対策の充実≪

現況と課題

本市は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、東京都が被害想定する多摩直下地震のケースを前提として、各種対策、体制、備蓄品などの全般にわたって「地域防災計画」の改訂を行い、防災体制の充実を図っています。

阪神・淡路大震災は都市防災のあり方に多くの教訓と課題を与えてくれました。中でも、震災時、あるいは復旧時のボランティア活動が注目され、住民の防災に対する意識を高めるものとなりました。

建物の不燃化促進、防火遮断道路など災害に強いまちづくりと、避難場所の確保など復興体制の充実や高齢者・障害者にも配慮した防災体制の整備が重要です。さらに、市民の防災意識を高め、防災への取り組み強化を要請することはもちろん、地域ぐるみでの活動、事業所における対応を高めていくことが大切です。

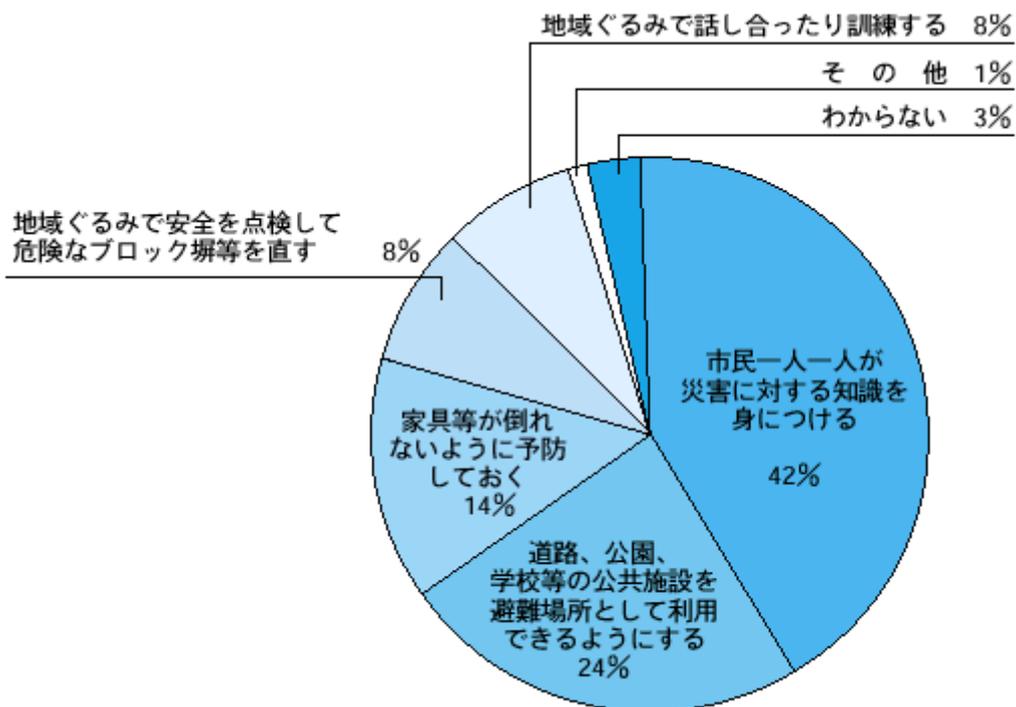
東京都では、震災予防条例の改正を予定しており、従来の行政主導の考え方から、都民、事業所及び行政がそれぞれの責任と役割を明らかにして連携を図る考え方に転換してきています。市においても、この方針に沿った体制整備を進める必要があります。

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、これに伴う消防に対するニーズの増大、災害の多様化・複雑化の傾向の中で、市民の安全を守るため、消防体制の充実が求められています。

今後、急激な高齢社会への移行の中で救急需要はさらに需要が伸びると予想され、救急業務の高度化、救急救命士の養成促進と技能の維持等が必要です。

駅周辺の開発に伴って中高層建築物が増加する中、災害の複雑化・多様化に対応して、特殊車両の更新、消防資機材の整備と予防体制の整備・充実が求められています。さらに、大規模災害に対応する初動態勢の確保などのため、消防団の強化などが必要です。

災害への備え

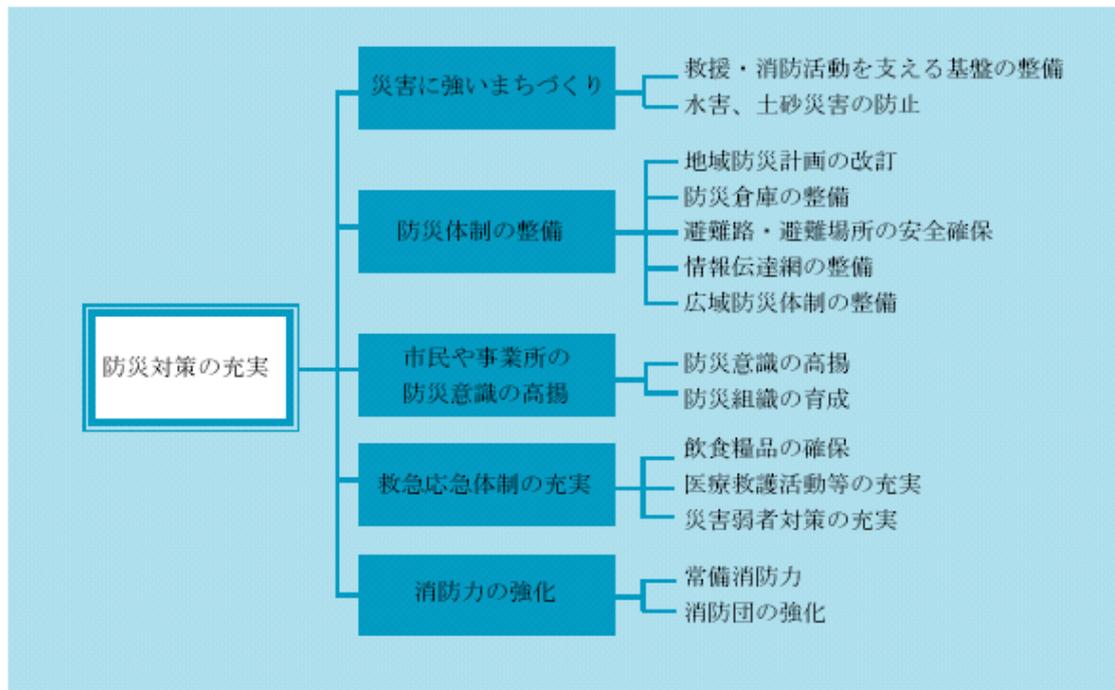


資料:平成10年市政世論調査

施策の方向

- 市民一人ひとりからなる地域の自主防災体制、情報連絡体制の強化や災害弱者の安全確保に努めるなど、総合的な防災体制を整備・拡充します。
- 市民の防災意識の普及・啓発に努めるほか、都市型災害に備えるための基盤整備を図ります。また、近隣市や東京都、姉妹都市との連携を行いながら、災害に強いまちづくりを推進します。
- 災害の複雑化・多様化に対応できるよう、常備消防力、消防団の強化に努めます。

施策体系



施策の内容

1. 災害に強いまちづくり

(1) 救援・消防活動を支える基盤の整備

災害時の避難や防災活動拠点として機能する身近な防災拠点を、公園や広場の整備、生産緑地の活用、学校教育施設、社会福祉施設の活用などにより確保します。また、東京都及び東久留米市の啓開路線沿道の不燃化を誘導し、災害復旧時の緊急輸送機能を確保します。

(2) 水害、土砂災害の防止

河川や排水路などの雨水排水路の系統的な整備を進めるとともに、開発地の雨水流出量を極力抑制し、水害を防止していきます。また、崖崩れの危険性の高い急傾斜地崩壊危険区域などについては、斜面周辺の緑地の保全や無秩序な開発の規制を図るなどにより崖崩れを未然に防止していきます。

2. 防災体制の整備

(1) 地域防災計画の改訂

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、直下型地震に対応するよう地域防災計画を改訂しました。今後は、市の災害予防、応急対策、災害復旧施策等について、現状に即した計画の見直しを行い、より具体的で実行性のある計画を目指します。

(2) 防災倉庫の整備

市内7か所の防災倉庫に備蓄している応急活動用の資機材の充実に努めます。

(3) 避難路・避難場所の安全確保

災害時に市民が安全に避難できるよう、避難場所の確保及び維持、避難路の整備など避難体制の充実に努めます。また、避難所となる小中学校等に、発災直後に対応するための避難所運営用の資機材倉庫を設置します。

(4) 情報伝達網の整備

災害時における情報連絡及び対策の指示等の迅速かつ正確さを期するため、民間ネットワークの活用も検討し、防災活動の円滑化を図ります。

(5) 広域防災体制の整備

大規模災害時の同時多発火災の発生、化学物質や危険物等の特異火災等に対応するため、応急復旧活動を円滑かつ効果的に行うとともに、東京都、近隣市をはじめ姉妹都市である群馬県榛名町など他の防災機関との相互応援協定の充実に努め、広域的な相互協力体制の整備に努めます。

火災の状況

年	火災発生	建物火災件数					建物外火災件数			損害見積額 (千円)	り災 人員	死傷者		
		総数	焼失面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや	車両	林野			その他	死者	傷者
平成5年	45	15	—	—	—	2	13	12	—	18	4,959	12	—	4
6年	38	15	349	1	—	4	10	4	—	19	74,320	8	—	2
7年	34	19	429	5	2	6	15	2	—	13	70,131	20	(1)	3
8年	40	11	146	3	—	4	6	9	—	20	28,731	9	2	3
9年	56	24	452	3	2	3	16	5	—	27	71,120	25	1	7
10年	41	29	359	4	—	5	20	3	—	9	57,934	29	2	7
11年	38	18	245	—	—	1	4	2	—	18	51,013	22	—	4
12年	39	20	507	3	3	1	13	5	—	14	166,937	50	(1)	7

注) () 内自損によるもの

資料：消防本部

3. 市民や事業所の防災意識の高揚

(1) 防災意識の高揚

災害の未然防止や災害時の対応に関する防災知識等について、市総合防災訓練、コミュニティや生涯学習の場を通して広く市民に普及させるとともに、広報紙やパンフレットの配布等により、一層の防災意識の高揚を図ります。また、事業所には、消防署の防火指導を通じて、防災意識の高揚を図ります。

(2) 防災組織の育成

各地域ごとに自主防災組織を育成・支援し、「私たちのまちは私たちが守る」といった市民一人ひとりから成る防災コミュニティの醸成を図り、地域における自主的な防災活動が行えるよう、防災訓練等を通じて助言・指導に努めます。

4. 救急応急体制の充実

(1) 飲食糧品の確保

高齢者や障害者、乳児等にも配慮した食糧の備蓄に努めるとともに、災害時の飲料水供給のため、受水槽の改造、震災用井戸の維持管理を図るなど給水対策に努めます。

(2) 医療救護活動等の充実

災害救助活動の円滑化を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び保健所と一体となった医療救護体制を確立するとともに、医薬品等の医療資機材の確保に努めます。

(3)災害弱者対策の充実

高齢者等災害弱者対策として、施策を調整・実施する災害弱者班と民生委員、ホームヘルパー、社会福祉協議会等関係機関との連携強化、避難収容にあたっての二次避難所の指定、災害弱者向け応急仮設住宅の確保及び優先入居、相談機能の充実などに努めます。

5. 消防力の強化

(1)常備消防力

大規模地震の発生、複合高層建築物や住宅密集地での火災、特殊火災など複雑多様化する災害や救急・救助活動に対処するため、消防車両等の整備を進めます。また、常備消防については、将来展望に立った消防体制のあり方について検討します。

(2)消防団の強化

地域消防の要である消防団の効率的運用が図られるよう、消防団員の確保や教育訓練の充実に努めます。また、詰所の整備や車両の計画的な更新を行い、消防力の維持・強化に努めます。

救急出場の状況

年	出場件数					搬送 件数	不搬送	搬送人員					現場 処置	救護 人員
	急病	交通	一般	その他	計			急病	交通	一般	その他	計		
平成5年	1,253	547	253	284	2,337	2,149	188	1,188	597	240	218	2,243	4	2,247
6年	1,371	542	293	287	2,493	2,266	227	1,302	570	272	195	2,339	12	2,351
7年	1,516	533	299	275	2,623	2,418	205	1,453	556	276	204	2,489	10	2,499
8年	1,554	539	305	297	2,695	2,497	198	1,479	570	290	232	2,571	17	2,588
9年	1,572	541	341	296	2,750	2,574	176	1,518	577	325	230	2,650	7	2,657
10年	1,739	545	362	359	3,005	2,753	252	1,677	584	360	244	2,865	22	2,887
11年	1,854	546	342	385	3,127	2,885	242	1,764	587	332	284	2,967	20	2,987
12年	2,037	592	428	408	3,465	3,175	290	1,926	627	414	291	3,258	19	3,277

資料：消防本部

≫第2項 安全な生活の推進≪

現況と課題

本市は、防犯灯の整備や新たな駅前交番の誘致など、市民の安全確保に努めていますが、窃盗犯の増加などにより、本市が属する田無警察署管内での刑法犯発生件数は、平成7年3,600件が平成11年には4,821件と増加しています。

国際化や都市化の進展などの社会状況の変化により、薬物の乱用や犯罪の低年齢化などの問題も生じています。

地域の連帯意識を高め、犯罪が発生しない明るい地域社会の実現を目指すため、警察署・防犯協会などの関係団体との密接な協力により防犯運動を推進するとともに、防犯思想を普及していくことが重要です。また、田無警察署管内の人口は平成11年290,005人と、第八方面本部内最大となっています。今後も駅周辺の人口増加が見込まれることなどから、警察署の新設などを関係機関に要請していく必要があります。

夜間でも安全な通行を確保するため、防犯灯の設置や維持管理への助成など、施設整備を進めていく必要があります。

刑法犯の発生件数および検挙数

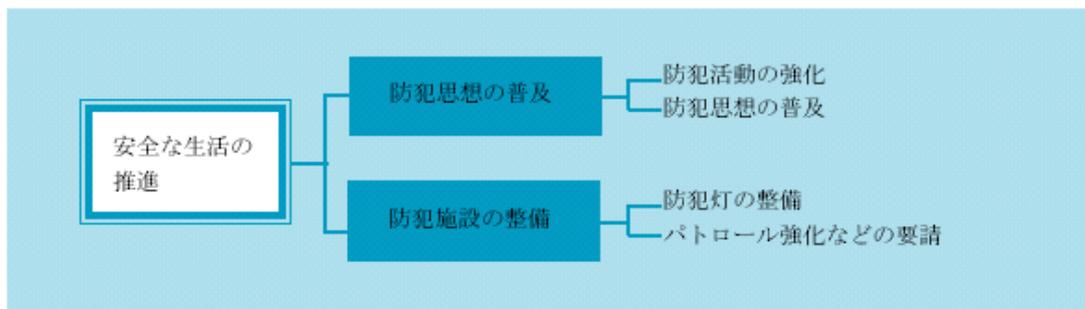
年	総数		凶悪犯		窃盗犯		風俗犯		知能犯		粗暴犯		その他	
	発生 件数	検挙 数												
平成7年	3,600	1,821	13	9	2,878	1,053	20	11	23	20	41	38	625	690
8年	4,006	1,541	10	9	3,203	810	24	13	44	41	70	46	655	622
9年	3,973	1,332	11	7	3,314	785	15	10	45	26	72	52	516	452
10年	4,561	1,183	11	5	3,724	696	12	5	39	29	86	57	689	391
11年	4,821	1,391	15	9	4,008	781	13	7	63	38	66	54	656	502

資料：田無警察署

施策の方向

- 犯罪の防止のため、かけこみハウスなど地域との連帯の強化や、防犯思想の普及に努めます。
- 市民生活を安全に送れるよう防犯灯などの施設整備に努めるとともに、警察署の誘致やパトロールの強化などを東京都に要請します。

施策体系



施策の内容

1. 防犯思想の普及

(1) 防犯活動の強化

青少年の非行や犯罪を未然に防止するため、家庭・学校・事業者・地域社会そして行政が一体となり、健全な地域社会の構築を図るため、防犯思想の普及に努めます。

(2) 防犯思想の普及

防犯協会や自治会・青少年問題協議会・地区青少年問題協議会を中心とした市民の自立的な防犯活動を援助し、コミュニティ活動による地域の環境浄化を図ります。さらに、警察署など関係機関の協力を得て、総合的な防犯体制の確立に努めます。

2. 防犯施設の整備

(1)防犯灯の整備

夜間における市民の安全確保のため、防犯灯等の整備に努めます。

(2)パトロール強化などの要請

市民生活の安全を守るため、警察署の誘致・交番の増設・パトロールの強化などを東京都に要請します。

▶第3項 交通安全の推進◀

現況と課題

本市の市道の平均幅員は平成10年で5.3mと27市中12位ですが、道路延長で33%の道路が幅員3.5m未満の狭隘な道路です。交通量の増加に伴って通過車両が生活道路に入り込み、渋滞や事故が起きています。そこで、交通事故を減らし円滑な道路交通を確保するため、幹線道路の整備によって通過交通を排除するとともに、標識や横断歩道の設置、交通規制などの対策を強化しています。

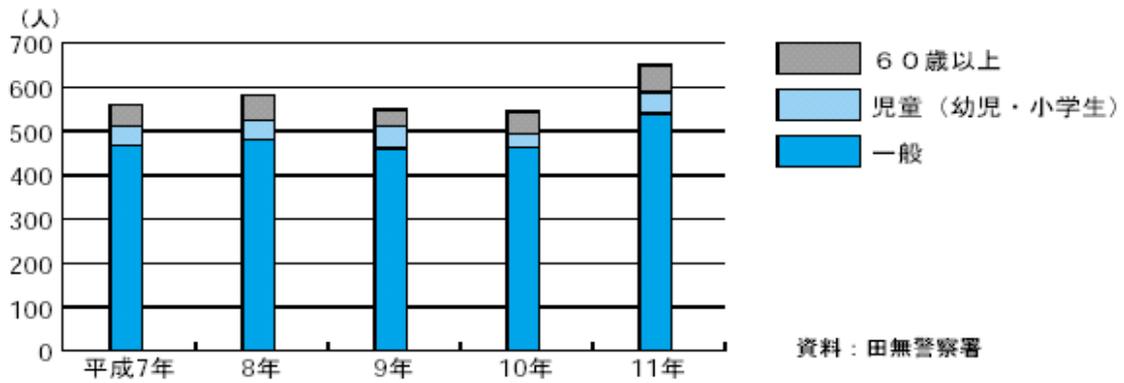
通勤・通学や買い物など市民生活の基礎的な活動がより安心して行えるように、また、その移動が渋滞を伴わず、快適に行えるようにすることが求められています。

道路交通を円滑にし、交通渋滞を減らすため、道路の体系的な整備を図るとともに、自転車や高齢者をはじめとする歩行者にやさしいみちづくりが重要です。交通安全施設の整備や交通規制の実施とともに、交通安全運動・交通安全教育の徹底により交通安全意識を高めていくことが必要です。交通事故相談体制を強化するなど、交通事故被害者対策の充実も重要です。

自転車は、環境にもやさしい市民の手軽な交通手段として利用されており、今後も利用は増えていくものと思われます。歩行者や自転車が安心して通行できる道路の整備も進めています。一方、放置された自転車が歩行者やバス、緊急自動車などの交通の妨げになっている問題も生じています。特に駅周辺地区は放置自転車が多く、都市景観上からも好ましい状況ではありません。

放置自転車解消のため、駅周辺の自転車駐車場の整備、マナー向上のための啓発活動なども重要です。

世代別交通事故死傷者数の推移



交通安全施設設置状況

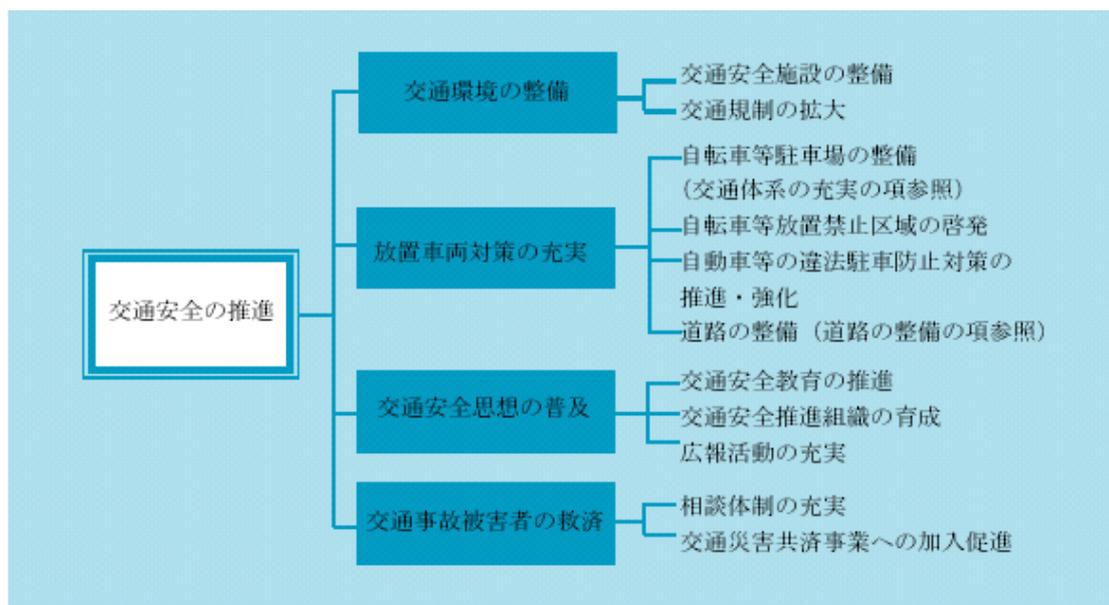
年度	歩道 (m)	防護柵 (m)	道路反射鏡(基)	区画線 (m)	道路照明(基)	横断歩道橋修繕 (箇所)
平成5年	1,588.6	30	8	2,600	58	0
6年	477.9	90	8	500	149	0
7年	800.0		15		144	0
8年	200.0		19		80	0
9年	5,800.0		11	1,007	73	0
10年	1,400.0		15	1,000	84	1
11年	1,337.0		12	1,750	41	0

資料：生活環境部環境安全課

施策の方向

- 道路の体系的な整備と、人にやさしいみちづくりを進めます。
- 交通災害を減らすため、交通安全施設の整備や交通規制を進めます。
- 市民一人ひとりの交通安全に対する意識の普及・啓発を図ります。
- 放置自動車・自転車の解消や、違法駐車防止に向け、対策の強化を図ります。

施策体系



施策の内容

1. 交通環境の整備

(1) 交通安全施設の整備

交通事故を未然に防止し、歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、防護柵・反射鏡・道路照明等の交通安全施設を整備します。

(2) 交通規制の拡大

生活道路における安全確保のため、地域住民の協力と関係機関との連携により、速度制限・一方通行・駐車禁止・歩行者用道路等の指定を行い、交通安全対策の向上に努めます。

2. 放置車両対策の充実

(1) 自転車等駐車場の整備

(交通体系の充実の項参照)

(2) 自転車等放置禁止区域の啓発

市民の理解と協力を得ながら、自転車等放置禁止区域内における指導と規制の強化を図り、積極的な啓発活動を進めます。

(3) 自動車等の違法駐車防止対策の推進・強化

市民・事業者・その他関係機関等に協力を求め、交通の妨げになる違法駐車防止対策の推進・強化を図ります。

(4) 道路の整備

(道路の整備の項参照)

3. 交通安全思想の普及

(1) 交通安全教育の推進

すべての市民が交通規則を守り、交通災害の当事者とならないよう、学校・職場・地域等において、交通安全教室や講習会等開催し、交通安全教育を積極的に推進します。

(2) 交通安全推進組織の育成

市民ぐるみの交通事故防止体制を形成するため、交通安全協会・交通少年団などの市民の自主的な活動を支援し、地域の実情に即応した交通安全を推進します。

(3) 広報活動の充実

広報紙・立て看板等による広報活動の充実に努め、交通安全思想の高揚を図ります。

4. 交通事故被害者の救済

(1) 相談体制の充実

市民から寄せられる交通事故の相談に、より適切な助言が行えるよう、専門家による交通事故相談の充実や関係機関の紹介等に努めます。

(2) 交通災害共済事業への加入促進

交通災害共済制度の積極的なPRに努め、加入促進を図ります。

≫第4項 消費生活の安定と向上≪

現況と課題

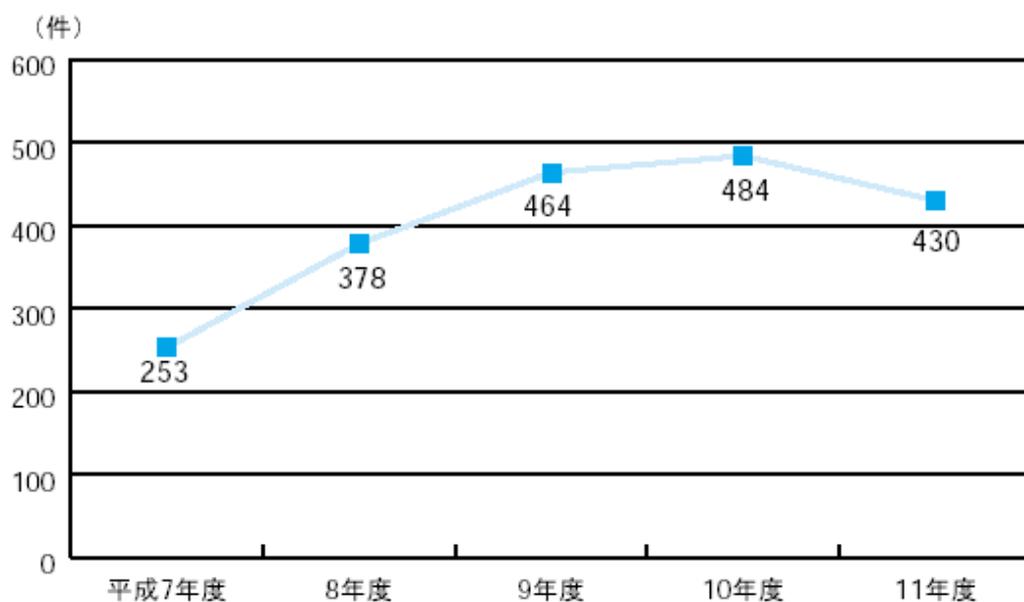
本市は、昭和46年にミニ消費者センターを発足させて以降、同48年に東久留米市消費生活保護条例を制定、また同57年には消費者センターを整備しました。消費者の権利や利益を擁護・増大させるため、消費生活相談員の増員やコンピュータを利用した相談体制を充実してきました。各種消費者講座を実施し、情報の提供に努めるとともに、リサイクル事業にも積極的に取り組んでいます。

インターネットを中心とした情報化により、消費生活は大きく変化しようとしています。また規制緩和の進展により、商品・サービスの多様化現象も顕著になる一方、長引く景気低迷を反映して、悪質・巧妙な商取引などによる消費者トラブルが多発しています。

複雑化する消費社会に対応して、自身の価値観に基づいた的確な判断と行動ができる消費者となるよう、消費者問題への適切な対応体制の整備と、必要な知識と情報の普及が必要です。さらに、省資源や再利用(リユース)など地球環境にやさしいライフスタイルの確立に向けた市民意識づくりも求められています。

国では、多発する契約トラブルから消費者を守るため、訪問販売法・割賦販売法の見直しを進める一方、平成7年に製造物責任法(PL法)を施行するとともに、消費者保護と消費者の自立支援の観点から、平成12年に消費者契約法を制定しました。法的にも消費者主権が前進したこの機会をとらえて、消費者自身が消費者重視の社会づくりに主体的に参画することが望まれます。

消費生活相談件数の推移

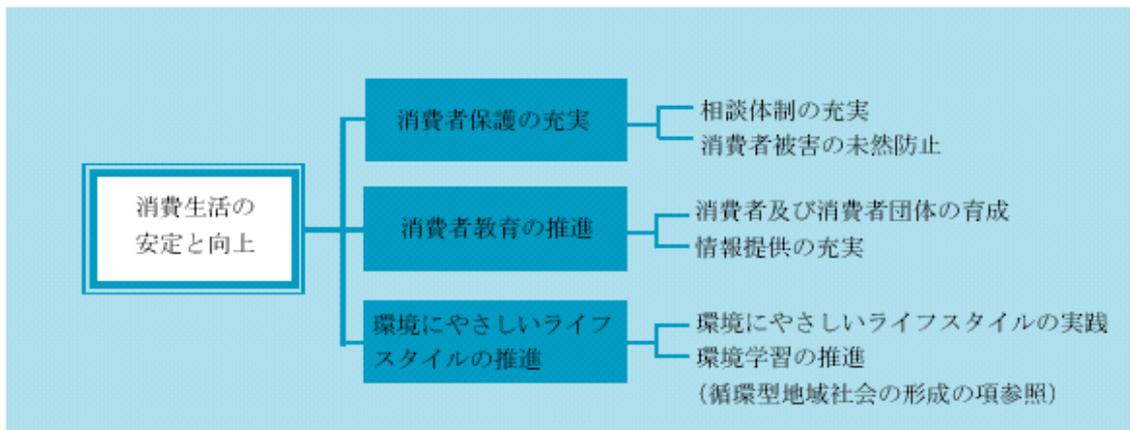


資料:生活環境部地域振興課

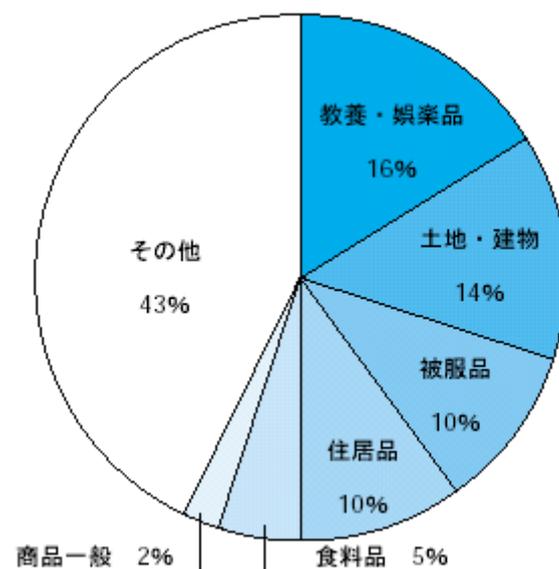
施策の方向

- 多様化する消費生活に対応して、従来からの相談・啓発体制、消費生活情報の収集・提供体制の適切な運営により、消費生活の安定と向上を図ります。
- 自らの価値観に基づく自立した消費者の育成を支援するため、消費者学習を推進します。
- 市民生活とさまざまな環境問題とのかかわりに対する理解と意識づくりを推進し、地球環境にやさしいライフスタイルの確立を支援します。

施策体系



消費生活相談の内容(平成9年～11年度)



資料:生活環境部地域振興課

施策の内容

1. 消費者保護の充実

(1) 相談体制の充実

インターネットをはじめとする情報化や国際化、経済の規制緩和の進展に伴って多発している消費活動のトラブルに対処するため、専門の消費生活相談員による苦情・相談機能の拡充に努めるとともに、事業者への働きかけなどと併せ、東京都や関係機関との連携による体制の強化を図ります。

(2)消費者被害の未然防止

地域に出向いて、消費者被害の未然防止を訴える講座等を積極的に開催します。

2. 消費者教育の推進

(1)消費者及び消費者団体の育成

「自立した消費者」「賢い消費者」の育成を目指し、各種講座の開催や場の提供、活動の支援を図ります。各種機能を併せ持つ複合施設(旧本庁舎跡地)に消費者センター機能を移転新築し、相談機能の充実とともに、消費者団体等の活動支援の充実を図ります。

(2)情報提供の充実

消費者意識の啓発、消費生活の安定と保護を図るため、消費生活全般にわたる情報提供に努めます。

3. 環境にやさしいライフスタイルの推進

(1)環境にやさしいライフスタイルの実践

家庭で不要になった品物を登録し、必要な方に斡旋をすることで、市民のリサイクル意識の高揚を支援します。

また、家庭から出る廃油を活用した手作り石けんづくり等で、環境保護を呼びかけます。

(2)環境学習の推進

(循環型地域社会の形成の項参照)

基本目標6 快適な都市環境が整ったまち

◆ まちづくり指標

○ 幅員 5.5m 以上の道路の割合

年	平成7年	平成12年	平成17年
%	12.6	15.1	17.9

4月1日現在の都道と市道を合わせた道路の延長に占める幅員 5.5m 以上の道路の割合を表したものです。

都市計画道路の整備、土地区画整理事業による道路の整備、一般市道の拡幅整備などを進め、安全で快適な道路づくりを促進します。

○ 市民一人・1日あたりのごみ排出量(ごみ原単位)

年	平成7年	平成12年	平成17年
g	744	633	600

ごみ原単位は、各年度のごみ排出量を、住民基本台帳人口と外国人登録者数の計、及び年度の総日数で除した、一人当たり・一日あたりのごみ排出量です。

現在ごみ原単位は、市民の協力により 26 市中最も少なくなっています。今後とも市民、事業者及び行政がそれぞれの立場で努力し、ともに協力し合っごみの減量化・資源化を図ることにより、ごみ原単位600g以下を目指します。

計 画 の 推 進

はじめに

第1章 市民と行政のパートナーシップ

第2章 情報化の推進

第3章 行財政改革の推進

第1項 新たな行財政体質の構築

第2項 市民サービス提供体制の再構築

第3項 推進体制の整備

第4章 地方分権と地方税財源の充実確保

第1項 地方分権の推進

第2項 地方税財源の充実確保

第5章 広域行政の推進

まちづくり指標

はじめに

この基本計画は、まちの将来像『水と緑とふれあいのまち“東久留米”』を実現するため、基本構想の施策の大綱に基づき、今後5年間の市の課題と取り組むべき基本的施策を明らかにしたものです。市民と行政が一体となって本計画の着実な推進を図ることは、とりもなおさず、だれもが幸せにいきいきと暮らせる地域社会をつくりあげることにつながります。さまざまな時代的課題に対応する広範な知恵と力の結集とたゆみない努力が重ねられてこそ、本市の持続的発展は可能になり、市民だれもにとつて住みやすい、そして住み続けたいと思えるまちの実現に一步ずつ近づくこととなります。

本市は、東京都心から概ね25キロ圏に位置する恵まれた地理的条件などを背景に、昭和30年代から、急激な都市化の進行と人口の増加を見ました。首都圏近郊の住宅都市として急速な発展を遂げることに伴って、次々に生じた行政課題に市民とともに取り組み、義務教育施設や児童福祉施設の整備、道路・下水道などの都市基盤整備、生活環境の保全等、まちづくりは着実に前進を果たしてきました。

そして、平成12年には市制施行30周年を迎え、まちは大きくその姿を変えてきています。

21世紀を迎えた現在、急激な少子・高齢化の進行、地球環境に配慮した循環型地域社会の形成、高度情報化と国際化、さらには地方分権の進展など、本市のみならず、地方自治体を取り巻く環境にはめまぐるしい変化が見られます。市民生活に密着した市行政の前には、社会情勢の変化に伴う多くの課題が山積し、多様かつ複雑な市民ニーズへの着実な対応に迫られています。

行政サービスの維持・充実に対応する市財政は、伸び悩む市税収入と基金残高の減少、累増する地方債などにより、極めて弾力性に乏しい状況を呈しています。今後、右肩上がりの経済成長が望みにくい情勢と、国・地方を通じた深刻な財政危機の現況を踏まえ、これまでに増して健全で効率的な行財政運営に努めなければなりません。

行政活動の目的である市民福祉の向上を主眼に、平成12年度に策定した「第2次行財政改革基本方針ならびに財政健全化計画」、さらに「財政危機突破プラン」等を行財政運営の基本に据えて、優先的施策分野、行政の責任領域の明確化に努め、全庁あげての簡素で効率的な行政運営を図る必要があります。そして行政情報の積極的な公表と提供を前提として、市民との意見交換を重ね、市民の市政に対する理解と参画、市民との協働によるまちづくりを推進していかなければなりません。

第1章 市民と行政のパートナーシップ

介護や青少年の健全育成など、地域社会の直面するさまざまな課題を解決していくには、市民と行政がともに知恵を出し合い、力を結び合わせて、公平かつ公正な公益の実現に努めることが求められます。

施策の実施主体となる行政は、施策の構想段階から計画、実施、評価の諸段階において、その主役となる市民とともに考え、行動することが基本になります。施策化にあたっては、専ら行政が直接携わるべき「公助」としての業務か、NPO（非営利組織）やコミュニティ組織などとの連携により取り組むべき「共助」の業務か、市民みずからの「自助」によるべき業務か、十分に検討する必要があります。

計画や施策の理念、実施内容等の合意を作っていく過程では、構成メンバーに公募委員を含めた各種審議会や懇談会等の設置により、広範な市民意見が施策に反映されるように努めます。事業内容によっては、市民意向調査やワークショップ形式などの手法が合意形成に有効な場合もあります。施策等の企画立案・実施・評価の諸段階で、その都度、適切な手法の採用に努めます。

第2章 情報化の推進

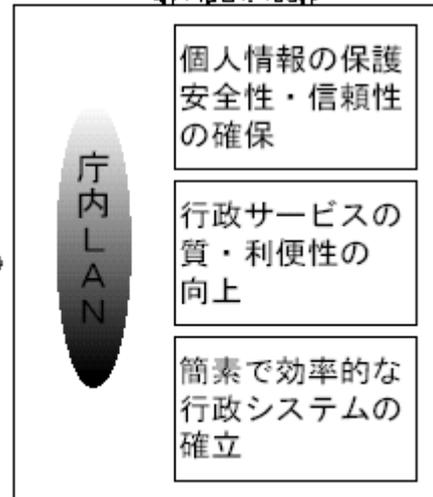
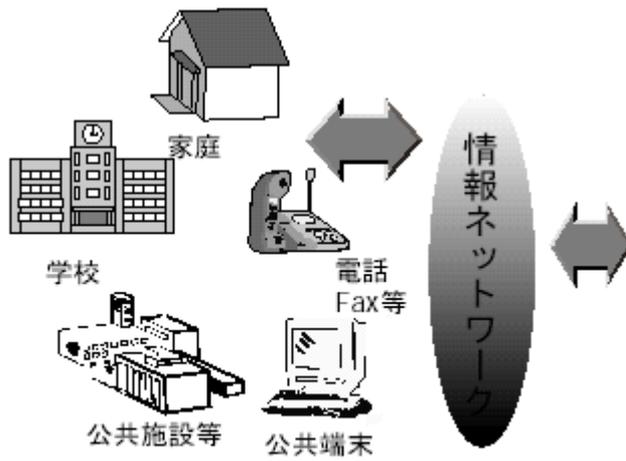
インターネットの急速な普及等にみられる情報通信技術(IT)のめざましい進歩により、時代は高度情報通信ネットワーク社会へと移行しています。

社会・経済活動のあらゆる分野で情報ネットワークが活用され、広く市民生活に即した分野においても、情報化は着実に浸透しつつあります。家庭や学校にしながら多種多様な情報に即時に接することができ、みずからも情報発信者になることが可能となっています。情報の果たす役割がますます高まっているなかで、行政の情報化施策もその進展度合いに合わせた柔軟な対応が求められています。

国においては、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)に基づき、電子政府の早期実現に向け各省庁において行政手続きの電子化が進められています。

市における情報化も、庁内LANの整備や行政事務の効率化、さらにワンストップ・ノンストップサービスに代表される市民の利便性の向上などを前提に、行政サービスの高度化、広域化に対応した新しい行政情報サービスの仕組みづくりが求められています。そのためには、家庭、地域、事業者等を含めた総合的な連携をもとに、広域的な情報環境の整備が必要となります。情報通信技術により生み出される多様なメディアは、その双方向性、即時性、広域性などの特性を適切に生かすことにより、従来の広報・広聴機能にも増して市民、事業者そして行政が協働するまちづくりの有効な手段となることが期待されています。

今後は、個人情報保護や情報システムの安全性・信頼性の確保、情報格差への配慮に努めながら、情報の正確性、即時性を基本に、質の高い行政サービスの提供や簡素で効率的な行政システムの確立に貢献する有効な手段として情報化を位置づけ、その総合的、計画的な推進を図ります。



第3章 行財政改革の推進

≫第1項 新たな行財政体質の構築≪

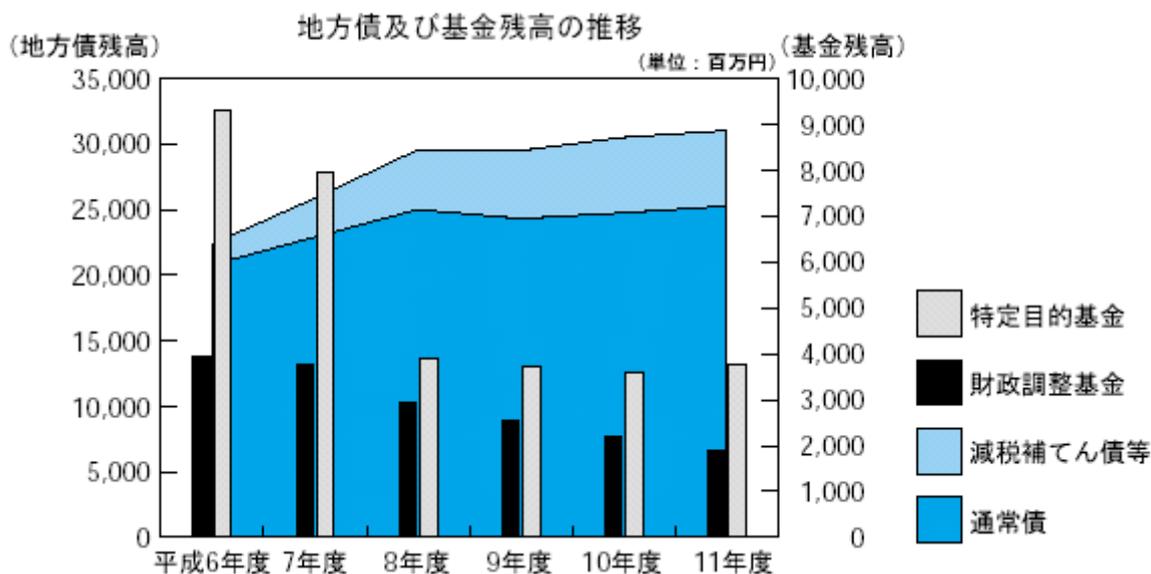
本市は、日本経済の高度成長、大規模集合住宅の建設による人口の急増を背景とした歳入の増加を受けて、市民サービスの向上を目指し駅周辺開発や公共下水道、都市計画道路などの都市基盤整備、時代の要請に応えた福祉施策、市民活動を支えるコミュニティ施設の整備などを推し進めてきました。バブル経済の崩壊後の景気低迷後も、特定目的基金の統合による活用や財政調整基金の投入、地方債の発行などの財政対応力を用いて、多くの市民ニーズに応える各種施策の展開に努めてきました。

今後も、少子・高齢化の進行による福祉関連経費の増加、介護保険事業、老朽化の進む公共施設の改善事業、地方分権による事務の移管、高度情報化など、広範囲にわたる行政課題への適切な対応が求められています。

一方、国・地方を通じて債務残高が平成12年度末には645兆円に達する深刻な財政状況のなか、公共・公益ニーズに対応する税収は、景気回復の歩みが緩慢なこともある、その伸びが期待しにくい状況が続いています。市の財政も人口の横ばいや高齢化等による市税収入の減少、基金の減少、地方債残高の累増などにより、弾力性に乏しい危機的な状況に至っています。現行の税財政制度のものと、今後5カ年の収支見通しでは、多額の財源不足が見込まれています。

そこで、平成12年度に策定した「第2次行財政改革基本方針ならびに財政健全化計画」、さらに「財政危機突破プラン」などを柱として、限られた資源や財源の有効かつ効果的な活用を図ります。定年退職職員の不補充を基本とした職員の定員適正化をはじめとする内部努力の徹底、事務事業を効率・効果性などの観点から評価するシステムづくりを進める中で、その必要性や効果性などの検討、類似事業の統合などを進め成果重視の施策展開を推進します。

また、最少の経費で最大の効果をあげる行政側の努力と併せて、市民サービスと受益の度合いに応じた適正な市民負担の見直しを行います。さらに、これまで行政が行ってきた市民サービスを行政の責任分野を踏まえて、「公助」「共助」「自助」に再編成し、それぞれの責任に基づくパートナーシップ型の行政サービスへの転換を図ります。



資料：企画部企画調整課

≫第2項 市民サービス提供体制の再構築≪

少子・高齢化の進展、女性の社会進出をはじめとする社会環境の変化に伴い、市の公共施設を基としたサービス提供にも変化が求められています。高齢化による日常行動半径の縮小、子育て中の女性の活動範囲の拡大、児童・生徒の減少といった現在の公共施設を建設する際には考慮し得なかったこれらの社会環境変化への対応策に、早急に取り組まなければなりません。低成長時代という時代背景も踏まえ、市経営といった視点も取り込み、真に市民が求めるサービス提供ができる公共施設の配置や運営体制を検討し、その実現を図ります。

≫第3項 推進体制の整備≪

めまぐるしい社会経済情勢の変化に即応できる行財政体質を構築し、市民とともに協働のまちづくりを推進する行政組織は、これまでも増して簡素で効率的な機構でなければなりません。また、次々に発生する新たな行政課題や複数の行政分野にまたがる施策の推進に柔軟に対応するためには、縦割りの組織機構にとらわれない横断的な組織体制の活用や弾力的な組織運用が重要です。

平成 13 年度の第 3 次長期総合計画のスタートに合わせ現行組織の見直しを行うとともに、随時機動的な組織運用を図り、施策の円滑な遂行に努めます。

市政推進の原動力となる職員には、事務執行能力の向上はもとより、政策課題に対して総合的な視野からの積極的な研究・研修が求められます。

東京都市町村職員研修所との連携を強化しながら、職場内研修や自己研修に対して十分な情報提供と支援を図ります。加えて、事務事業を評価するシステムづくりなど、新しい取り組みを通じた職員の意識改革や政策立案能力の向上、専門的分野の能力開発などを人事管理制度と連携させながら積極的に進めます。施策の企画立案、実施、評価の諸段階で行政情報を市民と共有する「情報公開の基本原則」に立ち、市民への説明責任に応えうる職員の育成に総合的に取り組みます。職員の働く意欲を引き出すことができるよう、その努力や業績に対して、適切な処遇を図る人事・給与制度の確立に努めます。

厳しい財政状況が続くなか、少数精鋭主義の基本原則を徹底しながら、民間企業等で先行している、経営的視点からの行政の改革も求められています。より効率的な事務事業の執行を目指して、知識経験、責任の度合いなどによる正規職員、嘱託職員、臨時職員の配置、情報通信技術(IT)の活用などを図り、利用する市民の満足度が高い、効率的で質の高い市民サービスの提供を目指します。

第4章 地方分権と地方税財源の充実確保

≫第1項 地方分権の推進≪

市の事務事業のなかには、その制度の枠組みが国の法令で詳細に定められ、また通達により細かく規定され、さらには個々の事案の処理にあたって事前に東京都と協議し、その許可・認可・承認を得なければならないこともあります。

日本全国の市町村は、その地理的条件、気象条件歴史、文化、習俗、産業構造から人口構成に至るまで、それぞれ固有の特色を持っています。地域的行政サービスをこうした地域的諸条件に適合した形で提供できるようにするため、その決定と実施を地域住民の自主的な判断と選択に委ねようとするのが、地方自治制度の本旨です。地方分権の本来の趣旨は、地域住民の自己決定・自己責任に委ねる範囲の拡充を図ることにあります。

平成12年4月の地方分権一括法の施行は、中央集権型行政システムからの脱却と、市民の目から見れば、本当に必要な行政サービスが適切に提供される効果的な制度のスタートを意味します。地方分権には、国と地方が従来の「主従・上下」から「対等・協力」の関係へと移行する理念と方向性も含み込まれています。

今後とも拡充・強化されようとしている地方分権の動向に的確に対応しながら、分権型社会にふさわしい国・東京都との適切な役割分担のあり方を、市長会などの関係機関との連携を図りながら追求していきます。

憲法で保障された条例制定権等の自治立法権を踏まえ、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めます。

地方分権の大きな流れを背景として、市民と行政が手を携えて取り組むまちづくりの基本ルールを作るべき時代が到来しています。そこで、東久留米市基本条例(仮称)の検討を市民とともに進めていきます。

≫第2項 地方税財源の充実確保≪

バブル崩壊後、抜本的な景気回復基調は見られず、地方税収に好転の兆しを期待できない状況が続いています。住民福祉向上の最前線にある基礎自治体の行財政力の強化は、真の分権型社会の構築に不可欠の最重要課題です。

しかし現実には、国の極めて深刻な財政状況等を反映して、地方への税財源移譲は遅々として進んでいません。国・地方の役割分担に見合った地方税財源の保障が

なければ、地域社会の共同の意思決定に基づく市民サービスの維持・向上は望めません。

租税収入の割合は国税 6 割、地方税 4 割です。一方、公的支出の状況は、国が 3 割、地方が 7 割となっています。この歳入と歳出のギャップを埋めるため、地方交付税や国庫支出金が国から地方へ支出されています。このうち特に国庫補助金は、地方施策を一定方向に誘導したり、国が定めた基準に合致しなければならないなど、地方の自主性を阻害する要因の一つといわれています。地方分権の時代を迎え、地域の特色あるまちづくりを進めていくためにも、地方の公的支出に見合った地方税をはじめとする自主財源が必要です。

地方分権に伴う税財源の移譲、地方交付税制度の維持と必要額の確保、国庫補助制度の抜本的見直し、超過負担の解消など、現行諸制度のさらなる改善・充実を、今後とも国・東京都へ要請していきます。

第5章 広域行政の推進

今日の行政需要の複雑・多様化は、社会経済の成熟化に起因するばかりでなく、市民の日常生活圏が既存の自治体の枠を越えて展開されていることにも見ることができます。このため、地域社会の整備のあり方についても、隣接する自治体が限られた人的・物的資源を効果的に活用し、有機的なつながりを持ちながら、それぞれの地域特性を生かした住み良い生活環境の形成を図ることが不可欠です。

本市は、地理的・歴史的・行政的につながりの深い近隣市（小平市・東村山市・清瀬市・西東京市）とともに、広域的な行政課題について連携・協力し、より質の高い行政サービスの提供を目指して、昭和62年に多摩北部都市広域行政圏協議会を設立しました。同協議会は広域行政圏計画を策定し、その将来都市像を「『緑と生活の共存圏』－アトラクティブエリア・多摩六都」として、緑に包まれ安全で快適な、そして健やかな暮らしと活力あふれる圏域づくりに取り組んでいます。

圏域共同事業として、文化・スポーツ・リサイクル等の分野で多摩六都フェアを、また図書館・管外宿泊施設の相互利用、公共下水道の共同水質検査などを実施しているほか、協議会内に行政担当者を委員とする専門委員会を設置し、都市建設、緑化、ごみ減量化・リサイクル、防災、情報、福祉施設などをテーマに、広域的な取り組みのあり方について調査・検討を重ねています。

多摩北部都市広域行政圏には、3つの大規模施設整備の課題が設定されています。そのうち生涯学習の拠点施設である「多摩六都科学館」は平成6年3月に開設され、児童・生徒をはじめとする広域市民の利用に供されています。残る2つの課題のうち、市の中部地域に計画されている（仮称）都立六仙公園の整備推進は事業着手の段階に進んでおり、また大規模スポーツ公園の整備に向けては平成25年に開催予定の「多摩国体」を視野において、圏域の総意で今後も積極的に取り組んでいきます。

また、ごみの中間処理を目的とする柳泉園組合を近隣2市（清瀬市・西東京市）とともに運営し、ごみの最終処分場を管理する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合では、エコセメント事業にも具体的な取り組みを進めることにしています。

さらに、昭和病院組合など広域的な対応が効果的な事務についても、他団体と共同で一部事務組合を設立し、効果的な運営を進めています。

今後とも行政区域を越えて広域処理が効率的・効果的な施設運営や事務事業については、市民サービスの利便性向上を念頭におきながら、構成各市との連携を深め、広域行政を積極的に推進していきます。

東京都に対しては、市町村を包括する広域自治体として、東久留米市をはじめとする多摩地域の広域的まちづくり事業の推進に十分な責任を果たすことを求め、市町

村事業として実施する各種福祉施策や都市づくり事業などに対する財源措置の確保・充実などを市長会等を通じて、強く要望・要請していきます。

計 画 の 推 進

◆ まちづくり指標

○ 経常収支比率

年度	平成7年	平成11年	平成17年
%	85.1	90.5	85.0

市税、各種交付金、普通交付税など毎年固定的に収入される金額（経常一般財源）の総額が人件費、扶助費、公債費など市が毎年義務的に支出する経費（経常経費）の一般財源にどのくらいの割合で使われたかを表したものです（経常収支比率(%)＝経常経費に充てられた一般財源÷経常一般財源×100。なお、減税補てん債等も経常一般財源としています）。

この率が低いほど、他の支出に回せる財政的余裕があるということです。人件費の抑制、事業の見直しなど、財政健全化計画の推進によって経常収支比率の改善を図り、85.0%を目指します。

財政収支の想定

主要事業一覧表

■ 財政収支の想定

■ 基本計画主要事業一覧表(平成 13 年度～17 年度)

財政収支の想定

本基本計画は平成13年度から平成17年度を計画期間として、市民生活の向上を目指すさまざまな施策を体系化するとともに、市税、各種交付金などを一定の推計に基づいて試算し、歳入歳出の財政収支を想定しました。

想定にあたっては、行財政改革基本方針に基づく財政健全化計画と危機突破プランに盛り込んだ諸対策の効果額を反映させています。また、市が直面する緊急課題を中心に、財源の重点的・効率的な配分に努めています。

財政収支の想定

単位：百万円、%

区 分		5カ年合計	構成比
歳 入	市税	82,581	48.3%
	各種交付金	34,523	20.2%
	国庫支出金	12,891	7.5%
	都支出金	21,582	12.6%
	市債	7,100	4.1%
	その他	12,423	7.3%
	計	171,100	100.0%
歳 出	人件費	46,671	27.3%
	扶助費	23,227	13.6%
	公債費	15,729	9.2%
	その他一般行政経費	71,631	41.8%

	投資的経費	13,842	8.1%
	計	171,100	100.0%

【財政収支の想定の前提】

(歳入)

1. 市税

市税収入は、現行税制を前提に算出した。

2. 各種交付金等

各種交付金等については、過去の実績等を基に算出した。

3. 国・都支出金

国・都支出金については、現行の補助負担率に基づき、補助対象事業費の推移等を勘案して算出した。

4. 市債

市債については、適債事業の選択を行い、後年度の負担等にも配慮し、適切に活用することとした。

5. その他

財産収入、基金からの繰入金等のその他の歳入については、事業計画や過去の実績等を基に算出した。

(歳出)

1. 人件費

職員の給与や手当などについて、定期昇給を見込んで算出した。職員数については、財政健全化計画・定員適正化計画に基づき算出した。

2. 扶助費

現行制度により対象人員などの変動を見込み算出した。

3. 公債費

既に発行済みの市債については、償還計画による額を計上し、今後計画期間中に発行する市債については、現行の償還条件を前提として算出した。

4. その他一般行政経費

物件費、維持補修費、補助費等を性質別に計上し、事業の進捗等を勘案し算出した。

5. 投資的経費

投資的経費については、普通建設事業の事業費を計上した。

基本計画主要事業一覧表

(平成 13 年度～17 年度)

(注 ● 施設計画 ○ 非施設計画)

体系区分			計画事業
章	節	項	平成 13 年度～平成 17 年度
市民一人ひとりが 共につくるまち	市民参画の促進	協働体制の構築	○広報広聴活動の充実
			○市民活動・NPO 団体への支援
	多様な市民の輪 (コミュニティ)づくり	コミュニティの振興	●福祉会館機能を核とした複合施設の整備
			●西部地域センター設備改修工事
		●葬祭も可能な市民集会施設の整備	
		○(仮称)コミュニティホール上の原の開設	
	基本的人権と平和の尊重	基本的人権及び平和の尊重	○平和事業の推進
水と緑を守り 育てていくまち	水と緑の保全	水と緑の保全	○保存樹林等の保全
	水と緑に親しめる生活環境の充実	公園・緑地の整備	●たての緑地整備事業
			●しもさとふれあい公園整備事業
			●(仮称)東口中央公園、(仮称)東口南公園整備事業
			●(仮称)南沢水辺公園整備事業
		●白山公園整備構想の検討	

子どもがのびのび心豊かに育つまち	健やかな成長環境の整備	子育て支援の推進	○ゼロ歳児保育の充実
			○一時保育事業の充実
			○家庭福祉員の充実
			○子ども家庭支援センターの整備
			●保育園の移転・整備
	明日の東久留米を担う人の育成	義務教育の充実	●小中学校校舎耐震補強
			●中学校体育館大規模改造工事
			●小学校コンピュータ教室整備
			○小中学校教育用コンピュータの整備
			●中学校給食施設整備
○中学校給食の運営			
○学校適正規模等移行の推進			
高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち	思いやり深い地域社会の形成	高齢者福祉の推進	○シルバーピア事業
			●通所介護(デイサービス)施設整備
			○通所介護(デイサービス)事業
			○痴呆性高齢者グループホーム事業
			○在宅介護支援センター事業
		●福祉会館機能を核とした複合施設の整備	
		障害者福祉の推進	○障害者地域自立生活支援センター事業
			○精神障害者地域生活支援センター事業
			○心身障害者通所訓練事業

			○わかかさ学園相談事業等の充実	
	健康でいきいきと暮らせる環境づくり	保健医療の充実	●(仮称)保健福祉総合センター整備 ○精神保健福祉法改正に伴う事務移管	
豊かな に出 にぎ わい うで まち	地域社会に根ざした経済活動の振興	都市農業の推進	○有機農業推進事業	
	心を豊かにする生涯学習活動の振興	社会教育の推進	○市民大学事業:長期コースの構築 ●公民館改修工事	
		芸術・文化の振興	●図書館改修工事 ○文化財資料集の発刊	
快適な都市環境が整ったまち	質の高い都市活動基盤の整備	市街地の整備	●駅東口第二土地区画整理事業 ●踏切・東西連絡道路整備	
			道路の整備	●都市計画道路の整備 ●市道の整備 ○地方分権に伴う法定・法定外公共物特定調査事業 ●落合川改修に伴う橋梁設備
		下水道の整備		●雨水貯留浸透施設の設置 ●公共下水道(雨水・汚水)の整備
				交通体系の充実
		循環型地域社会の形成		循環型地域社会の形成
	ふるさととして誇れる都市空間の	都市景観の保全と創造	○駅西口・東口地区壁面後退整備事業補助	

	整備		
	安心、安全な暮らしの確保	防災対策の充実	○防災備蓄倉庫の整備
			●消防車両整備事業
			●分団詰所整備
	安全な生活の推進	●防犯灯整備事業	
		交通安全の推進	●交通安全施設整備事業

体系区分		計画事業	
章	項	平成13年度～平成17年度	
計画の推進	情報化の推進	情報化の推進	○ホストコンピュータの更新等
			○市庁舎情報基盤の再構築等
			○住民基本台帳ネットワークシステムの構築等
	行財政改革の推進	新たな行財政体制の構築	○林間学園たてしな荘の廃止
推進体制の整備		●清掃課庁舎の整備	

資料

- イ 長期総合計画策定経過
- ロ 明日の東久留米を考える会関係
- ハ 長期総合計画基本構想審議会関係
- ニ 長期総合計画策定委員会設置要綱
- ホ 用語解説 (1～20)
 - (21～41)
 - (42～63)
 - (64～84)
 - (85～103)
 - (104～118)

イ 長期総合計画策定経過

長期総合計画策定経過

年 月	年 月 事 項
平成9年 10月	・「21世紀の東久留米のあり方」についての提言を職員がまとめる「政策立案研修」開始
平成 10年7月	・庁内の総合的な取りまとめ機関「長期総合計画策定委員会」(以下、「策定委員会」という。)設置、第1回策定委員会開催[副委員長の指名等]
9月	・「政策立案研修」報告書提出
10月	・市民の幅広い意見を取り入れる見地から、公募市民10名からなる「明日の東久留米を考える会」を組織、第1回「明日の東久留米を考える会」開催(以降スケジュールは別添資料のとおり) ・「長期総合計画基本構想審議会」(以下、「審議会」という。)設置、第1回審議会開催(以降スケジュールは別添資料のとおり) ・第2回策定委員会開催[第3次長期総合計画の人口フレームについて]
平成 11年4月	・「明日の東久留米を考える会」より中間報告書の提出
5月	・第3回策定委員会開催[「第3次長期総合計画で取り組むべき事業」について]
7月	・第4回策定委員会開催[「第3次長期総合計画で取り組むべき事業」の専門部会検討状況]
8月	・第5回策定委員会開催[施策体系の構成案について]
9月	・第6回策定委員会開催[長期総合計画策定委員会・専門部会での策定手順等について]
10月	・第1回市民フォーラム開催(審議会・東久留米市共催・) 「21世紀のまちづくりを考える」 パネルディスカッション [コーディネーター 榎本隆司氏(審議会会

	<p>長)、パネリスト 貫井昭三氏(審議会副会長)、豊田礼子氏(明日の東久留米を考える会委員)、桑原芳夫氏(明日の東久留米を考える会委員)、稲葉三千男市長]</p> <p>・「明日の東久留米を考える会」最終活動報告書『東久留米のまちづくりのグランドデザイン』提出</p>
11月	・第7回策定委員会開催[まちづくりの基本理念等について]
12月	・第8回策定委員会開催[第3次長期総合計画基本構想の構成(案)と記述内容について]
平成12年2月	・第9回策定委員会開催[第3次長期総合計画の枠組みと施策大綱について]
4月	・第10回策定委員会開催[第3次長期総合計画基本構想案について]
5月	<p>・第2回市民フォーラム開催(審議会・東久留米市共催)</p> <p>「21世紀のまちづくりを考える」</p> <p>基本構想素案についての意見(長田博之氏、豊福正己氏、岩波洋子氏、篠田正雄氏、河野正孝氏、山本喜一郎氏、辻浩氏、内田和夫氏)</p>
6月	・第11回策定委員会開催[次期基本計画における「現況と課題」「施策の方向」「施策の体系」の原案について]
7月	・審議会より市長へ「東久留米市基本構想」答申
8月	・第12回策定委員会[第3次長期総合計画について]
9月	・第3回市議会定例会での議決を経て東久留米市基本構想制定
平成13年2月	<p>・第13回策定委員会[第3次長期総合計画(案)について]</p> <p>・第3次長期総合計画について策定委員会より市長へ報告書提出</p> <p>・第3次長期総合計画を庁議決定</p>

□ 明日の東久留米を考える会関係

1. 明日の東久留米を考える会設置要綱

明日の東久留米を考える会設置要綱

(設置)

- 第 東久留米市長期計画の策定に当たり、東久留米市民(以下「市民」という。)の幅
1 広い意見を取り入れる見地から明日の東久留米を考える会(以下「考える会」という。)を設置する。

(調査及び検討事項)

- 第 東久留米市長(以下「市長」という。)は、考える会に次に掲げる事項について調
2 査及び検討させ、その結果について報告を受けるものとする。
- (1) 東久留米市長期総合計画に盛り込むべき課題に関すること。
(2) 東久留米市長期総合計画事業の施策の在り方に関すること。

(組織)

- 第
3 考える会は、公募による市民10名で構成する。

(任期)

- 第
4 考える会の任期は、第2 の規定による報告を完了するまでとする。

(座長及び副座長)

- 第 考える会には、会務を進行するため座長及び副座長を置く。座長及び副座長は、
5 各回ごとに委員の互選により選出する。

(招集等)

第
6 考える会の招集は、当該回の座長が次回の招集をする。

2 考える会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 座長は、必要があると認めるときは、考える会に関係者の出席を求めることがで
7 きる。

(公開)

第
8 考える会の会議は、公開で行うものとする。

(庶務)

第
9 考える会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(補則)

第 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営についての必要な事項は、考える
10 会委員の総意により別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この訓令は、平成11年10月31日限り、その効力を失う。

2. 明日の東久留米を考える会委員名簿

明日の東久留米を考える会委員名簿

(敬称略;五十音順)

氏 名
市 川 幸 男
小田切 俊 夫
桑 原 芳 夫
高 原 聡
竹 村 育 子
豊 田 礼 子
長 田 博 之
針 谷 純 子
樋 口 直 樹
藤 井 千 敏

3. 明日の東久留米を考える会活動経過

明日の東久留米を考える会活動経過

	開催日	内 容
第1回	1998年10月12日 (月)	・ワークショップの意義、目的、検討内容 ・東久留米市の現況について
第2回	10月31日(金)	・社会経済環境変化について ・東久留米市のよいところ・問題点
第3回	11月14日(土)	・市内現地視察
第4回	11月27日(金)	・現地視察の感想について ・地区懇談会の進め方について
第5回	12月5日(土)	・地区懇談会1 (西部地域センター、野火止地区センタ

		一、八 幡町地区センター)
第6回	12月12日(土)	・地区懇談会2 (南部地域センター、教育センター、東久留米団地集会所)
第7回	12月19日(土)	・地区懇談会3 (浅間町地区センター、市民プラザホール)
第8回	1999年1月12日(火)	・地区懇談会の成果について1
第9回	1月26日(火)	・地区懇談会の成果について2
第10回	2月13日(土)	・テーマ別とりまとめについて1
第11回	2月27日(土)	・テーマ別とりまとめについて2
第12回	3月13日(土)	・まちづくりの方向について
第13回	3月27日(土)	・まちづくりの方向とランドデザインについて
第14回	4月8日(木)	・ランドデザインとりまとめ中間報告について1
第15回	4月24日(土)	・ランドデザインとりまとめ中間報告について2 ・中間とりまとめ後の検討内容、進め方について
第16回	5月15日(土)	・中間活動報告以降の活動について
第17回	5月29日(土)	・市内でコミュニティ活動をされている方々との意見交換会1
第18回	6月12日(土)	・市内でコミュニティ活動をされている方々との意見交換会2
第19回	6月22日(火)	・世田谷区玉川まちづくりハウス主宰 林泰義氏との意見交換会
第20回	7月10日(土)	・今後の議論の進め方、東久留米市の状況について
第21回	7月20日(火)	・コミュニティづくり、活性化のポイントについて等
第22回	8月11日(水)	・コミュニティに関わる検討 ・まちづくりの核となる分野の具体的施策についての検討

第 23 回	8月 21 日(土)	・コミュニティの活性化にかかる施策についての検討
第 24 回	9月 4 日(土)	・コミュニティづくりを支援する機能についての検討1
第 25 回	9月 25 日(土)	・コミュニティづくりを支援する機能についての検討2
第 26 回	10 月 4 日(月)	・最終活動報告に向けた検討1
第 27 回	10 月 23 日(土)	・最終活動報告に向けた検討2
第 28 回	10 月 29 日(金)	・市長への報告

ハ 長期総合計画基本構想審議会関係

1. 審議会条例

東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例

昭和60年4月1日 条例第14号

(設置)

第 1 条 東久留米市長期総合計画基本構想を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、東久留米市長期総合計画基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画基本構想の策定に関する必要な事項を調査及び審議し、答申する。

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 審議会委員名簿

東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員名簿

(敬称略; 順不同)

選 出 区 分	氏 名	備 考
市議会議員	野崎 重弥	
	神藤 庄司	平成 11 年 4 月まで
	小山 慣一	平成 11 年 5 月から
	石黒 達弥	
	篠原 重信	
	下田 エミコ	
	宮秋 道男	平成 11 年 4 月まで

	馬場 浩	平成 11 年 5 月から
学識経験を有する者	榎本 隆司	会 長
	貫井 昭三	副会長
公共的団体等の代表者	早川 チヅ子	
	高野 政昭	平成 11 年 7 月まで
	高橋 重雄	平成 11 年 8 月から
市長が必要と認める者	梅本 富士子	
	平山 桂子	
	藤井 乃利恵	
	牧 英樹	
	栗原 健人	

3. 諮問書

10 東久企企発第 17 号
平成 10 年 10 月 21 日

長期総合計画基本構想審議会
会長 榎本 隆司 殿

東久留米市長 稲葉 三千男

東久留米市長期総合計画基本構想の策定について(諮問)

東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、第3次長期総合計画基本構想の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。なお、答申は、平成12年7月31日までをお願いします。

4. 答申書

12 東久企企発第 12 号
平成 12 年 7 月 28 日

東久留米市長 稲葉 三千男 殿

東久留米市長期総合計画基本構想審議会

会 長 榎 本 隆 司

東久留米市長期総合計画基本構想の策定について(答申)

平成10年10月21日付10東久企企発第17号をもって、本審議会に諮問された第3次長期総合計画基本構想の策定に関し、ここに成案を得ましたので、別冊資料を添えて答申いたします。

5. 市民フォーラム開催概要

■ 第1回東久留米市民フォーラム

開催テーマ 「21世紀のまちづくりを考える」

開催日 平成11年10月16日(土)午後1時30分～

会場 市民プラザホール

フォーラムの構成

第1部 長期総合計画の策定状況の説明

第2部 パネルディスカッション

テーマ「21世紀の東久留米のまちづくりに向けて」

コーディネーター：

榎本 隆司 氏(長期総合計画基本構想審議会会長)

パネリスト：

貫井 昭三 氏(長期総合計画基本構想審議会副会長)

豊田 礼子 氏(明日の東久留米を考える会委員)

桑原 芳夫 氏(明日の東久留米を考える会委員)

稲葉 三千男(東久留米市長)

第3部 「まちづくりへの提言」(会場参加者からの提言)をもとに意見交換

■ 第2回東久留米市民フォーラム

開催テーマ 「21世紀のまちづくりを考える」

開 催 日 平成 12 年 5 月 13 日（土）午後 1 時 30 分～

会 場 市民プラザホール

フォーラムの構成

第 1 部 長期総合計画基本構想素案についての説明

第 2 部 基本構想素案についての意見（各分野でご活躍の方からの意見）

発言者（発言順）

長田 博之 氏（明日の東久留米を考える会委員）

豊福 正己 氏（東久留米市みどりの推進委員会副会長）

岩波 洋子 氏（東久留米市小中学校PTA連合会会長）

篠田 正雄 氏（東久留米市老人クラブ連合会会長）

河野 正孝 氏（東久留米市社会福祉協議会副会長）

山本喜一郎 氏（東久留米市商工会会長）

辻 浩 氏（東久留米市生涯学習推進審議会会長）

内田 和夫 氏（都市計画マスタープラン策定市民委員会会長）

第 3 部 基本構想素案についての意見交換（会場参加者）

6. 審議会審議経過

東久留米市長期総合計画基本構想審議会審議経過

回	開催日	審議内容等
第1回	平成 10 年 10 月 21 日	委員委嘱書交付、会長・副会長の選出、諮問書交付、会議の運営方法、計画策定体制等の説明
第2回	平成 10 年 11 月 16 日	第2次基本構想についての意見集約
第3回	平成 10 年 12 月 16 日	第2次基本構想についての意見集約、都市計画マスタープラン全体構想素案の説明
第4回	平成 11 年 1 月 19 日	第3次基本構想策定の視点から都市計画マスタープラン全体構想素案についての意見集約、明日の東久留米を考える会地区懇談会での主な市民意見、職員参加による政策立案研修報告書

第5回	平成 11 年5月 28 日	委員委嘱書交付、新たな総合計画に求められる役割、社会環境変化の動向、明日の東久留米を考える会の中間報告
第6回	平成 11 年6月 25 日	東久留米市の発展メカニズムからみたまちづくり5つの課題、審議会ホームページ
第7回	平成 11 年7月 23 日	東久留米市の行政課題、審議会ホームページ
第8回	平成 11 年8月 27 日	委員委嘱書交付、都市計画マスタープラン<地域別構想>の説明、長期総合計画の一般的な考え方、基本構想策定の基本的な考え方
第9回	平成 11 年9月 24 日	第3次基本構想の目標年次、基本構想と都市計画マスタープラン、市民フォーラム
第10回	平成 11 年 10 月 16 日	市民フォーラム「21 世紀のまちづくりを考える」
第11回	平成 11 年 11 月 26 日	市民フォーラム「フロアからのまちづくりへの提言」等、明日の東久留米を考える会の報告書「東久留米のまちづくりのランドデザイン」、基本構想の構成案と記述内容
第12回	平成 11 年 12 月 22 日	基本構想の構成案と記述内容
第13回	平成 12 年1月 28 日	基本構想の構成案と記述内容、基本目標の考え方、基本目標の構成とタイトル案
第14回	平成 12 年2月 25 日	都市計画マスタープラン(案)、基本構想の構成案と記述内容
第15回	平成 12 年3月 27 日	基本構想案、長期総合計画における基本計画の策定方針(案)
第16回	平成 12 年4月 28 日	基本構想案、市民フォーラム、総合計画における基本計画の策定方針
第17回	平成 12 年5月 13 日	市民フォーラム「21 世紀のまちづくりを考える」
第18回	平成 12 年5月 26 日	市民フォーラム「基本構想への意見」、基本構想案
第19回	平成 12 年6月 30 日	基本構想案、長期総合計画基本計画(平成 13 ~ 17 年度)
第20回	平成 12 年7月 14 日	答申内容の確認

第21回

平成 12 年7月 28 日

答申書の確認、市長への答申

二 長期総合計画策定委員会設置要綱

東久留米市長期総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市長期総合計画に基づく基本計画(以下「基本計画」という。)の策定を行うため、東久留米市長期総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 東久留米市長(以下「市長」という。)は、委員会が次に掲げる事項について調査及び検討した結果について報告を受けるものとする。

- (1) 基本計画策定のために必要な事項
- (2) その他基本計画策定等に必要な事項

(組織)

第3 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

(任期)

第4 委員会の任期は、第2の規定による報告を完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長は、助役とし、副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6 委員会は、第2に掲げる事項の調査検討を円滑に推進するため、次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) コミュニティ・にぎわい・計画推進部会
- (2) 水と緑・都市環境部会
- (3) 子ども・高齢者部会

2 部会は、別表第2に掲げる者(以下「部員」という。)をもって構成する。

3 部会には、正副部会長を置く。部会長は、委員長が指名することとし、副部会長は、部員の中から部会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し主宰する。

5 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

6 部会長は、部会の検討等の結果を委員会に報告するものとする。

7 委員会は、部会に対して必要に応じて報告を求めることができる。

8 部会の庶務は、部会長の属する部の庶務担当課において処理する。

9 部会の総合調整については、企画部長が行う。

(招集等)

第7 委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が

別に定める

別表第1 (第3関係)

職 名
助役
議会事務局長
企画部長
総務部長
市民部長
生活環境部長
健康福祉部長
健康福祉部参事
建設部長
都市計画部長
学校教育部長
生涯学習部長
水道部長
監査事務局長
消防長

別表第2(第6関係)
コミュニティ・にぎわい・計画推進部会

職 名

総務部長
議会事務局長
市民部長
生涯学習部長
監査事務局長
議会事務局次長
企画部主幹(行財政等担当)
企画部情報システム課長
企画部財政課長
企画部広報課長
総務部秘書課長
総務部庶務課長
総務部職員課長
総務部管財課長
総務部主幹(検査担当)
市民部市民課長
市民部課税課長
市民部納税課長
生活環境部地域振興課長
会計課長
生涯学習部社会教育課長
生涯学習部社会体育課長
生涯学習部図書館長
生涯学習部公民館長

選挙管理委員会事務局長

水と緑・都市環境部会

職名
生活環境部長
建設部長
都市計画部長
水道部長
消防本部消防長
生活環境部地域振興課長
生活環境部清掃課長
生活環境部主幹(リサイクル推進担当)
生活環境部環境安全課長
建設部管理課長
建設部建設課長
建設部下水道課長
都市計画部都市計画課長
都市計画部公園緑政課長
都市計画部開発課長
都市計画部用地課長
水道部業務課長
水道部工務課長
消防署長
消防本部消防次長

消防本部総務課長
消防本部警防課長
消防本部予防課長
消防本部主幹(救急福祉担当)

子ども・高齢者部会

職 名
学校教育部長
健康福祉部長
健康福祉部参事
学校教育部参事(指導室長)
市民部保険年金課長
健康福祉部社会福祉課長
健康福祉部児童福祉課長
健康福祉部保育課長
健康福祉部障害福祉課長
健康福祉部介護福祉課長
健康福祉部健康課長
学校教育部庶務課長
学校教育部学務課長
学校教育部主幹(学校適正化等検討担当)
生涯学習部社会教育課長
生涯学習部社会体育課長

ホ 用語解説(1～20)

第1章 市民一人ひとりが共につくるまち

1 明日の東久留米を考える会・まちづくりサポートセンター

「東久留米市長期総合計画に盛り込むべき課題と施策のあり方に関して、市民の立場から将来の東久留米のあるべき姿を提案する」ため、平成10年10月に公募市民10名で発足した市長の私的諮問機関。平成11年10月に活動の成果として「東久留米のまちづくりのグランドデザイン」を取りまとめた。その中に「コミュニティによるまちづくりを支援する『まちづくりサポートセンター(仮称)』」の提案がある。

2 市民大学

「個人の自己実現と活力あるまちづくり」を目的とした市民参加による生涯学習の場。

3 地方分権

地方公共団体に地方自治の主体としてできるだけ多くの権限を付与・保障すること。

4 協働のまちづくり・公園ふれあいボランティア

市民・行政・事業者等が協力しながらまちづくりを進めること。公園ふれあいボランティアとは、市民にとってより親しみやすい公園づくりを進めるため、幅広い年齢層の市民がボランティアとして、清掃から樹木の剪定等の公園管理を行う活動。

5 コミュニティ

社会、集団、共同生活体。日常生活圏域としての都市計画の計画単位。

6 NPO(非営利組織)

Non Profit Organization の略。行政や企業から独立して、社会貢献や慈善活動などの公益的活動に従事する非営利組織。平成10年成立した特定非営利活動促進法(NPO法)は保健・医療・福祉・社会教育・まちづくり・国際協力など12分野を指定している。

7 社会動態

出生と死亡による人口変動を自然動態というのに対し、転入・転出による人口の変動をいう。

8 ライフステージ

幼児期、青年期、壮年期、老年期など人間が生まれてから死ぬまでに経過する諸段階。

9 3館構想

東久留米市全域を大きく3つの生活圏に分け、東部、中部、西部のコミュニティ地域を想定する考え方に基づき、各地域活動の拠点及び市民相互のふれあいの場として3館の地域センターを設置するという第2次長期総合計画の基本的施策。

10 複合施設(旧本庁舎跡地)

現在の福祉会館機能を核として、消費者センター、男女平等推進センター、生涯学習ふらざ及び市民交流センターなどの機能を併せもつ複合施設。旧本庁舎跡地に建設を予定している。

11 コミュニティリーダー

コミュニティの形成を促す先導役。

12 ボーダレス化

境界がない社会になること。国境をはじめ、業種、業態、時間、組織、人格、仕事や性別などの線引きを消してしまうこと。

13 広域市民

多摩北部都市広域行政圏協議会を構成する市の住民ばかりでなく、日常生活圏の拡大に伴って、それぞれの市域の枠を越えて広域的に活動する市民を指す。

14 第二のふるさと創り

真に心のふれあうまちづくりを実践するため、姉妹都市群馬県榛名町を「第二のふるさと」と

位置づけ、豊かな自然や農村体験等を通じた姉妹都市交流を推進するもの。

15 多摩北部都市広域行政圏協議会

昭和 62 年3月に小平市、東村山市、清瀬市、西東京市(設立時は田無市、保谷市)、および東久留米市を構成市として設立された地方自治法第 252 条の2に基づく協議会。都市基盤整備や生活環境整備などの広域的な共通課題に対応するため、構成各市の連携協力により、効率的な行政の推進を図ることを目的とする。

16 東久留米市男女平等推進プラン(第2次女性行動計画)・男女平等推進センター・東久留米市第3次女性行動計画

「男女平等推進プラン」とは、固定的な性別役割分業意識を改革し、女性も男性もあらゆる分野に責任をもって共同参加・参画することによって、豊かさを享受できるような社会を形成することを目的に策定された計画。女性問題の解決のため、市民や各種団体等が交流し合える活動の拠点として「男女平等推進センター」がある。

17 男女共同参画社会

人権尊重、社会制度や慣行が男女に中立的であるような配慮、国や自治体の政策立案・決定への共同参画、家庭生活の共同役割や他の活動との両立を実現する社会。

18 パートナーシップ

市民参加の本来的なあり方を指す考え方で、市民と行政が協力して相互の役割分担のもとにまちづくりを進めること。また、市民と行政の信頼関係をもとにまちづくりが進められること。

19 行政委員会

地方自治法第 180 条の5の規定に基づき設置されている。国や地方公共団体の一般行政機構からある程度独立して、数人の委員の合意により事務を執行する行政機関。教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び農業委員会。

20 男女平等推進市民会議

東久留米市男女平等推進プランが目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その解決を図るため、条例によって設置された機関。

第2章 水と緑を守り育てていくまち

21 緑地保全地域

東京における自然の保護と回復に関する条例に基づいて東京都が指定した樹林地。市街地及びその周辺にあって、貴重な動植物の生育や生活環境の保全上重要な役割を果たす自然地で、1ha以上の面積をもつもの。

22 生産緑地

市街化区域内において保全していくべき農地で、生産緑地地区として都市計画で指定する。生産緑地の指定により、固定資産税は農地課税が適用されるなどの優遇措置が受けられるが、長期的な農地保全が義務づけられる。

23 水循環機能

海や地表面を通じて、水が降水と蒸発の過程を繰り返し一定のバランスが保たれていること。

24 ヒートアイランド現象

都市部にできる局地的な高温域。郊外に比べて都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になるためこの名がついた。大量の熱エネルギーの放出、水分の蒸発散機能の低下、蓄熱の夜間放出などが原因といわれている。

25 東久留米市緑の基本計画

都市の地域性や独自性を生かした総合的なみどりに関する計画。平成6年の「都市緑地保全法」一部改正に伴って「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる」とされた。東久留米市は平成10年に策定した。

26 緑化推進協力委員・東京都みどりの推進委員・東京都環境学習リーダー・環境保全推進委員・東久留米しみどりの推進委員会

市内にある貴重なみどりを保全し、みどり豊かな東久留米を創り上げていくため、地域の人々のみどりに対する関心を高め理解を深める活動の中核となり、市と協力してみどりの推

進や環境保全に努めるための市民参加機関。

27 都市基幹公園

都市公園のうち、都市計画的にも、住民の意識の上でも、都市の全体像を形成する大規模な公園であり、都市市民全般を対象としたもの。具体的には、総合公園と運動公園によって構成される。

28 街区公園

一般の住宅地において、半径 250m 位の範囲に居住する人々の日常的な利用を目的とする公園をいう。1カ所当たりの面積は 2,500 m² を標準とする。

29 近隣公園

都市計画で、主として近隣に居住する者が利用することを目的に設置される公園。

30 地区公園

都市計画公園法に基づく都市公園の一種で、主として徒歩圏域内に居住する者の利用のために整備する公園。

31 子どもの広場

都市公園の補完と地域的偏在を解消するため、地権者の協力による民有借地を子どものための広場として整備したもの。

32 野火止用水歴史環境保全地域

史跡、名勝やその地域古来の慣習と結びついた歴史的、文化的意義をもつ樹林地、水辺地などを東京都が歴史環境保全地域として指定している。野火止用水歴史環境保全地域は約 2.75ha の面積をもつ。

33 保水・遊水機能

河川の周辺の敷地を利用し、洪水時に水を溜め、下流域の負荷を軽減するための機能。

34 暗渠化

道路の拡幅などを目的に、河川に蓋いをし、水路を地下に通すこと。

35 緑被率

一般に、ある地域または地区において緑被地の占める割合をいう。緑被地とは、樹林地、草地、田、畑などの土地を総称している場合と、樹林、芝、草花などで覆われた土地の部分のみをいう場合とがある

36 市民農園

市が農地を借り上げ、市民に貸し出す農地。市民が季節ごとの野菜づくりや園芸を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わう。市民相互の交流やコミュニティづくりにも寄与する目的をもつ。

37 農のあるまちづくり

農地のもつ農作物の供給やオープンスペースとしての役割の重要性をまちづくりの中に明確に位置づけ、その保全とともに活用を図る考え方。

第3章 子どもがのびのび心豊かに育つまち

38 認可保育園

児童福祉法に基づく児童福祉施設。現在市内には、市立保育園(公設民営を含む)10、私立保育園5の計15の認可保育園がある。

39 子育てひろば事業(地域子育て支援センター等)

身近な地域にある児童館や保育所を使い、子育て中の親に交流の場を提供したり、育児相談などを行う事業。

40 子ども家庭支援センター

保健センターや児童相談所と協力し、地域全体で子どもや家庭を支援するために相談等を受ける総合的な窓口。

41 保育室・家庭福祉員

保育室は設備等一定の基準を満たし、3歳未満の子どもを保育する小規模な施設。家庭福祉員は自宅において3歳未満の子どもを保育する保育士等をいう。

第3章 子どもがのびのび心豊かに育つまち（続き）

42 地区青少年問題協議会

学校関係者等との連携のもと、中学校区単位で青少年の健全な余暇活動や非行防止活動など、日常生活に密着した青少年の健全育成活動を自主的に行う協議会。

43 児童遊園

身近な地域で子どもたちが安全に遊べるように、条例に基づいて設置されている。

44 東久留米市青少年健全育成行動計画

青少年の健やかな育成を目指した市の基本的方針。青少年に関わる施策が総合的・体系的に網羅されている。

45 家庭教育手帳・ノート

心豊かな子どもの育成を応援するため、家庭での教育やしつけに関する要点をコンパクトにまとめた小冊子。

46 かけこみハウス

市民の協力のもと、子どもたちが身の危険を感じたときに一時的に救いを求めたり、避難することのできる場所として指定した家や店舗のこと。

47 就園奨励費

幼稚園児の入園料、保育料の一部または全部を世帯の所得に応じて減免し、その経

済的負担の軽減を図るもの。

48 私立幼稚園等保護者補助金

私立幼稚園等に子どもを通園させる保護者の負担を軽減し、公私間の保護者負担の格差是正を図る施策。保護者の所得に応じて一定の支給制限がある。

49 教育力

人間のさまざまな能力を引き出し、自己形成を促す手助けをする力のこと。現代社会では、家庭、学校、地域社会の3領域において教育がなされる。

50 複数調理方式

複数の中学校を調理校と配膳校に分けて組み合わせ、1グループとして給食を実施する方式。

51 地域防災計画

東久留米市防災会議が、東久留米市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として作成する計画。災害対策基本法第42条の規定に基づく。

52 学習適応教室

不登校児童・生徒に対して、その適応段階に応じて、適切な援助・指導を行い、学校や家庭、教育相談室との連携を図りながら学校復帰を目指す教室。

第4章 高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち

53 東久留米市地域福祉計画

高齢者・障害者・児童・保健医療の4分野に関わる総合的・体系的な福祉計画。地域福祉の基本的課題及び施策の目標を定めている。

54 コーディネーター

調整担当者。組み合わせや仕事の流れを調整する人。

55 総合相談窓口

保健・医療・福祉に関する市民からの相談に総合的に対応し、適切な情報の効果的な提供を図るための窓口。

56 社会福祉協議会

地域住民が主体となり、福祉関係者や福祉に関心のある人で構成された民間の福祉団体。福祉活動計画を策定し、市民の参加を促し、だれもが地域の中で安心して生活できる“福祉のまちづくり”を目指している。

57 ケアプラン

介護サービス計画。介護保険で介護サービスを利用するために、自分に合ったサービスを選んで組み合わせたケアプランを作成する。

58 ケアニーズ

身体や家族などの状況によって個々に異なる介護の需要またはその総称。

59 シルバー人材センター

(社)東久留米市シルバー人材センター。働く意欲をもっている健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識、経験、希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実、福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする社団法人。

60 老老介護

高齢社会の進行を受け、高齢者の層の増加、介護期間の長期化また核家族化等により被介護者はもとより介護者自体も高齢者である場合。

61 バリアフリー

「バリア」とは元来英語で物理的に人を隔てたり行動を規制するという障壁をいう言葉。日本でも、障害がないこと、特に高齢者、身体障害者等の日常生活に妨げとなる障害を取り除くことを「バリアフリー」という言葉で表すことが一般的。

62 福祉のまちづくり

障害の有無にかかわらず、また高齢者や子育て中の人などすべての市民が建築物や公共交通機関、道路、公園などの都市施設を安全で快適に利用できるまちづくりを推進すること。

63 緊急通報システム

ねたきり高齢者を抱える世帯など、日常生活を営む上で緊急時の対応に困難が伴う市民が、急病や災害時に、あらかじめ設置してある装置のボタンを押すことによって緊急事態を東久留米消防署に通報できる機器システム。

第4章 高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち（続き）

64 東久留米市老人保健福祉計画

地域で暮らすすべての高齢者を対象として、保健・福祉等のサービス水準の向上を目指す総合的な計画。

65 介護保険事業計画

介護を必要とする高齢者がニーズに応じた介護サービスを利用できるよう、介護給付等に要する費用とその保険料負担等のあり方を示した整備計画

66 ノーマライゼーション

障害のある人も、ない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方

67 ホームヘルプサービス

介護サービスを必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣する家事援助などのサー

ビス。

68 ショートステイ(短期入所介護)

高齢者や障害者を介護している家族が一時的に介護ができなくなった場合等に、高齢者や障害者が施設などに短期入所し、介護などを受けるサービス。日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類がある。

69 デイサービス

高齢者在宅サービスセンターなどで提供される、機能訓練、入浴、給食などの通所サービス。

70 移動サービス

身体障害者や高齢者等が外出の際の移動に困難を伴う場合に、リフト付き車両等でその移動をサポートするサービス。

71 ガイドヘルプサービス

障害者が社会生活上で外出が必要な場合に、ヘルパーが派遣されるサービス。

72 入浴サービス

家庭での入浴が困難な高齢者等に、特別な浴槽を使って寝たままでの入浴を可能にするサービス。

73 障害者地域自立生活支援センター

身近な地域において、障害者のさまざまな相談に応じ、一人ひとりのニーズを把握してケアマネジメントを行い、適切なサービスを総合的に提供するための地域の拠点

74 精神障害者地域生活支援センター

地域で生活する精神障害者に対して、日常生活の相談・支援・地域交流などを行うセンター。

75 一般財源

地方自治体の財源の分類で、いかなる経費についても用途を特定されない収入をいう。地方税、地方譲与税、地方交付税などがある。

76 介護保険運営協議会

介護サービスの実施状況、その他介護保険の適正な運営を確保することを目的に、条例によって設置された機関。委員には介護保険被保険者を代表するものも委嘱されている。

77 介護サービス事業者協議会

利用者本位の介護サービスの提供と、公正な競争による良質なサービスの提供を目的として、社会福祉法人、NPO、民間事業者などが協議する連絡調整機関。

第5章 豊かな出合いでにぎわうまち

78 東久留米市農業振興計画

東久留米農業の将来像を「市民生活を豊かにする農業の創造」とした10カ年の課題別計画で、東京都農業振興プランの市レベルの計画。農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想としての位置づけを併せもつ。

79 グローバル(化)

「国境を超えた全世界的な」という意味で使われる。外国人居住者が増加し、国境や人種を超えてともに生きる社会を構築していくためには、さらなるグローバル化が求められている。

80 SOHO

Small Office Home Office の略。個人あるいは少人数で小さな事務所または自宅を

オフィスとして情報機器等を活用して働く形態。

81 (商店の)カード事業

中小小売業カード化推進事業のこと。個々の商店及び商店街の活性化を図るため、独自に、または連携してカードを発行し顧客獲得に一役をかう事業。

82 ベンチャー企業

高度の専門知識を保有し、新技術・新事業の研究開発からはじまり、それらを事業化した革新的な企業。ベンチャー・ビジネスには「だれもやったことのない事業を思い切って創業する企業」という意味合いもある。

83 生涯学習推進計画

市民の学習活動を支援し、体系的に推進するための基本的な考えを示す。生涯学習振興法の理念を踏まえた総合的、基本的計画。

84 情報メディア

情報を伝達する手段。情報を介する媒体。通信技術の発達により、新聞、テレビ、ラジオをはじめインターネットや携帯電話、双方向通信など。

第6章 快適な都市環境が整ったまち

85 都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。都市や地域の将来像を定め、都市計画・まちづくりの指針となるもの。策定に当たっては、市民の意向の反映に努めることが義務づけられている。

86 用途地域

都市計画で定めることのできる地域地区の最も基本となるもので、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を、用

途や容積等により規制する制度で、12種類がある。

87 地区計画(制度)

地区の特性に応じて、地区内の建築物の敷地、用途、壁面の位置、高さ等に関するルールを定め、良好な環境の街区を整備し、保全する制度。

88 壁面後退事業

魅力的な都市景観やふれあいとにぎわいのある歩行者ネットワークの形成を図るため、駅周辺地域で地区計画の定めにより、都市計画道路沿いのセットバック部分を整備する事業者に対し、その経費の一部を補助する事業。

89 市街化区域内農地の計画的宅地化ガイドライン

都市基盤の整備と整合した良好な市街地の形成に向けて、農地の計画的な宅地化のあり方を明らかにした指針。平成3年4月の生産緑地法改正以降、無秩序な市街地形成を防止する目的で策定された。

90 土地区画整理事業

都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。土地の換地と減歩により、公共施設を平等に出し合うことで良好な宅地を造成し、これを従前の土地の価値に応じて公平に分配する事業。

91 CATV

同軸ケーブルや光ファイバーケーブルなどを使用して、テレビ番組や地域情報等いろいろな情報を加入者に分配する有線テレビ。

92 通行動線

道路や路面上において人や物が時間とともに移動する軌跡や方向を示した線。

93 特定事業場

人の健康や生活環境にかかる被害を生ずる恐れのある下水を排出する事業場のこ

と。下水道法第 12 条の2に定めがある。

94 雨水流出抑制型下水道

河川への流出量を軽減させるため、雨水を地下に浸透させ地下水の涵養を図る、河川の雨水流下能力に合わせた下水道整備の一手法。浸透性雨水ますや穴あき雨水管等がある。

95 需給調整規制

許可制または免許制の下で、業界における需要と供給の関係を国が判断し、新規参入、価格、退出等を制限する規定。

96 低床バス

障害者や高齢者などが、車椅子などに乗ったまま乗り降りできるようにバスの床が低くなっているもの、ノンステップバス。その他に備付けのリフトにより乗降するリフト付きバスもある。

97 第三セクター

国や地方公共団体等の「公共団体(第1セクター)」と「民間企業(第2セクター)」の出資によって、設立された経営組織体のこと。

98 排出者責任

生産工程における環境への汚染排出の処理及び管理は、排出する産業廃棄物生産者の管理責任であるとする事。

99 拡大生産者責任

生産・流通業者が、製品の素材の選択から、生産、流通、消費、さらに最終的な廃棄の段階まで、製品のライフサイクルを通じて実質的に全責任を負うという考え方。

100 ポケットパーク

市街地などで、休憩の場や都市景観の向上を図るために設けられる広場的機能を有

する小規模な公園。

101 啓開路線

地震等災害の発生後、救援物資搬入用車両等が通過できるように障害物を除去し、直ちに仮復旧すべき路線。幹線道路から震災救援所等に至るまでなど、事前に啓開すべき道路として選定する。

102 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度 30 度以上の土地)で、周辺住民に危害が生じるおそれのある土地の地域をいう。この区域は知事が指定する。

103 複合高層建築物

2つ以上の異なる用途が混在する雑居ビルなどの建築物で、地盤面から 31m を超えたもの。

第6章 快適な都市環境が整ったまち（続き）

104 第八方面本部

警視庁管内は第一方面本部から第十方面本部に分掌されている。東久留米市は田無警察署管内にあり、小平や東村山等とともに第八方面本部内に属する。

105 ライフスタイル

生活様式。衣食住をはじめ職業や居住地等の選択、会社とのかかわり方などを含む、広い意味での暮らし方、生き方のこと。

106 消費者主権

消費者が当然の権利として期待する利益、もしくはその利益を保障しようとする考え

方。

計画の推進

107 第2次行財政改革基本方針ならびに財政健全化計画

社会環境変化に伴う新たな市民ニーズに的確かつ柔軟に対応できる行財政体質への変革を目指し、平成12年11月に策定されたもの。この「第2次東久留米市行財政改革基本方針」に基づいた行財政改革を具体的に推進し、実効性を担保する計画を「財政健全化計画」という。

108 財政危機突破プラン

第2次行財政改革基本方針に基づいて策定された財政健全化計画による財政効果が現れるまでの財源不足を補うため、臨時的・時限的に財源捻出を図る対策を盛り込んだ計画。

109 ワークショップ形式

まちづくりなどに関して、当該地域に関係するさまざまな人々が参加し、種々の共同作業によって計画や政策づくりを行う方法・形式。

110 ワンストップサービス

情報通信技術を活用して、利用者に自宅または身近な場所の端末から各種行政サービスを提供する仕組み。申請・届出等の手続きのため複数箇所または数回にわたり行政機関を訪れることが必要なものについて、オンラインにより、1箇所または1回で各種行政サービスを提供する。休日や夜間も申請可能となる。

111 ノンストップサービス

情報通信技術の進展やネットワークの普及によって、通常の勤務時間帯に限定されない行政サービスの提供を可能にすること。

112 中央集権型行政システム

政府などで権限を中央の本部に集中させ、決定・執行する行政の仕組み。対する仕組みとして地方分権がある。

113 市長会

市政の円滑な運営と向上、地方自治の発展に寄与することを目的として活動する機関。各市間の連絡協調を図りながら、行政及び財政に関する調査研究や国及び都等に対する要望活動等を行う。全国市長会、関東市長会、東京都市長会などがある。

114 地方交付税

地方公共団体の財源不足を補うとともに、その財政力の格差を調整するため国が交付する資金。

115 国庫支出金

地方自治体が支出する特定の経費について、その全部または一部を国が負担して地方自治体に交付するもので、その用途が定められているもの。委託金、負担金、補助金などの支出の総称。

116 自主財源

地方公共団体が自主的に徴収または収納できる財源をいう。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料などがある。

117 超過負担

国の補助金の算定基準が実際に必要な経費よりも低く見積もられているために、補助金事業の経費が国の補助の基準となる額を超え、超過分が地方自治体の財政負担となること。

118 エコセメント(事業)

ごみの焼却灰、下水汚泥等を利用してつくるセメント。焼却灰を主原料として焼成(約1,400度)するため、普通セメントよりも塩素を多く含んでおり、無筋系セメントや固化剤などの限定的な用途が見込まれる。